ディスクロージャー誌

2025 JA佐渡の経営内容 JA Sado Report

~次代へつなぐ豊かな農業・農協と地域社会をめざして~



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA佐渡は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2025JA佐渡の経営内容(JA Sado Report)」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年 6月 佐渡農業協同組合

- (注) ※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 - ※令和5年度までは合併前のJA佐渡の実績です。

JA佐渡のプロフィール

令和7年5月末現在

 ◇設
 立
 平成5年8月1日
 ◇組合員数
 15,876人

 ◇本店所在地
 新潟県佐渡市原黒 300番地1
 ◇役員数
 28人

 ◇出資金
 25.8億円
 ◇職員数
 441人

 ◇総資産
 1,431億円
 ◇支店数
 7支店

◇単体自己資本比率 13.47%

※総資産と単体自己資本比率については令和7年2月末基準です。

目 次

1 2 3 4 5 6 7 8 9		紹紹紹事農地リ自主	つ営営営業業域スコ要	理方管の振貢ク資な	新理概與南管本業	はおけば、日本の	・朱の重素のお	リイ からない きょうしょう かいこう かいこう かいこう かいこう かいし かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	. 含 犬兄	• • 兄	:		· · · · ·	• • • 变 • • • •)																																	8	
I	1 2 3 4 5		資算貸損注乗剖会	の借益記余門		照第 处据	表表。	· · · · · · · · · · · · · ·	· 十章 十章	算算	書						,									,																					3 3 3 4 5 5	4 6 9	
П	2		益最利貨受	是 近 立 立 立 立	(O) (A) (E) (E)) 5 於抗 國 月	5 号 5 号 5 号 1 4	₹ 73	支	・ か	· 内]言	• 尺	•	•		よ 糸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	径 • •	営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:指	計	票•	:						:					:		:			:	:		•					5 5 5 5	3	
110	1	(1)			96年 53年 64年 64年 64年 64年 64年 64年 64年 64年 64年 64	客总斗它 5 斗道道责道道主要元道道国际重新与后有第17 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	別庁等別金金保金金な去補引金替券別有証券証	貯金二貸のの証のの農にて当賞区二有価券手券	金列製仕金担見使業業基人金刦扱製価証列のの	学院する 不低近途 科博 しきのの 実す 記考 存時 田	F寄・ 金川杲区金重劇 グタウの糸 ご 正学子 証寺	均 る平条別額別別係く約期額責る券種期面価	指	「樗苑兄言非言語覚える死」 標本 男兄 報幸	『美川尺旦尺高堂 下の美 『夕川川及服 一覧 11 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	内残保残 出責る高 残平残争	高別高 金権信及 高均		可 長れに其	尺	況係	及る	てた		力	法	:1=											・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		づ	•	債	· ·		• 保	5	4	∵沂
		(1 (2 (4	(世)))))))	泛長医介年	金二耳其殯話会	金デ双用を建え	浅しみもるもの	のが影響を手手の	信テ責所各・の	訊ィ 契の生年	27 . 終入活金	のブーでは	時取・高完章呆	価弓・・共害	耐し、長済共	青雪,其金汤	金月色	共額	済保	· 仮 4		・有高	• 高	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	与	頁 :	デ	IJ.	۱۱ •	デ ・	- 1	ブ	`取 6	で O	
	3	(1 (2 (3	5)農))))	業買受買係	製取計取管	1 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	重算プララ	事 号 后 后 美耳	業品品に	取取取取扱	扨扨扨扨扨実		定定定定责	績績		· (生	· E;	· 舌	• 資	· ****	† f	• 含i	・ む	•)	•		•	•	•		,	•		•		•	•		•	•		•	•				6	1	

(6)加工事業取扱実績 (7)農業経営事業取扱実績 (8)その他の農業関連事業の取扱実績 4.指導事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV 経営諸指標 1. 利益率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V 自己資本の充実の状況 1. 自己資本の構成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI 連結情報 1. グループの概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 2. 連結自己資本の充実の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
WI. 財務諸表の正確性等にかかる確認 ・・・・・・・・・・・・・・ 107 WI. 会計監査人の監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
【JAの概要】 1.機構図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
法定開示項目掲載ページー覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 3

ごあいさつ

平素よりJA佐渡に対しまして、格別なご理解とご協力を 賜り、厚く御礼申し上げます。

当JAは、令和6年3月1日に佐渡市・1JAとなる新生JA 佐渡として誕生しました。

令和6年度は、合併初年度となることから、合併効果を発揮すべく、厳しい環境に耐えうる足腰の強いしっかりとした組織を創り、農業・地域・暮らしに貢献し、組合員・利用者の皆様から地域になくてはならないJA佐渡を造ることを目指して、総合力を発揮した事業を展開して参りました。

このディスクロージャー誌は、当JAの経営方針をはじめ、 最近の業績や活動状況につきまして、信用事業を中心に わかりやすくご説明させて頂くために作成いたしました。

当JAが何を目指し、どのように取り組んでいるのか、本誌をもとに、ご理解をより一層深めていただければ幸いです。

当JAといたしましても、更なる自己改革を通じて農業・地域・暮らしに貢献し、組合員・利用者の皆様から地域になくてはならないJA佐渡を造ることを目指して取り組んで参ります。

今後共、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い 申し上げます。



代表理事理事長 竪野 信



経営管理委員会会長



1. 経営理念

- JA佐渡は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に繋いていきます。
- JA佐渡は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JA佐渡は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

協同組合経営の基本は「組合員が主人公」ということにあり、事業を通じて組合員に役立つことがJAの本質的使命です。そのような位置づけのもと当JAでは、農業ビジョンとともに「JA佐渡・経営ビジョン」を定めております。

JA佐渡・経営ビジョン ~地域の未来を育むJAに~

- ・力強い販売力を中核に、地域の発展をめざすJA
- ・情報の共有と参加・参画による、活力あるJA
- ・健全な経営による、力強いJA

このようにめざすべき J A の姿として 3 本の柱を示し、このビジョンの実現をめざして以下のとおり取り組み方針を策定しております。

1. 農業生産の拡大

- (1) 消費者から支持される安心・安全な農畜産物の生産技術の醸成と生物多様性農業の普及
- (2) 気象変動に対応した品種・栽培管理の変更に関する関係機関との協議・試験

2. 農業者の所得増大

- (1) 佐渡産農畜産物のブランド化および生産流通コストの低減と多様な販売先の確立
- (2) 共同利用施設の運営利用率改善による収支改善
- (3) スマート農業の導入等による生産コスト削減

3. 農業振興を支える営農指導体制

(1)担い手の育成・確保を支援する営農指導体制の構築および地域農業戦略と生産目標の策定

4. 農業振興を通じた地域の活性化

- (1)組合員・地域住民との結びつきを強化
- (2) 安心して農業生産活動を継続できるよう厚生連や各団体との連携強化

5. 民主的な運営と地域協同活動の展開

- (1)組合員の意思反映を基本とした民主的な事業運営
- (2) 佐渡の農業に興味関心を持ってもらえる情報発信

6. 組合員・地域から信頼されるJAづくり

- (1)コンプライアンス態勢の強化と内部統制強化
- (2)協同活動支援のための人材育成

7. 離島のくらしにおけるJAの役割の発揮

- (1) 利用者のニーズに合わせた相談機能の充実
- (2)総合保障提案の実施
- (3)子会社との連携によるサービスの強化や新規利用の拡大

8. 財務の健全化と経営収支の改善

(1) 持続可能な経営基盤確立に向けた経営改善方策の着実な実践と進捗管理

9. 将来を見据えた事業拠点の再編

(1) 利用実態の変化に合わせた効率化・合理化によるコスト削減

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会制度を採用しております。重要な意思決定は組織代表である経営管理委員が担い、経営管理委員会が任命した理事が常勤して日常の業務に専念する体制としております。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、多様化する業務を執行するため、代表理事理事長のもと代表理事専務を経済事業部門担当兼任とし、金融事業と営農事業についてもそれぞれ担当常務理事を配置しております。併せて、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況 (令和6年度)

【 全体的な事業活動のあらまし 】

(信用事業)

貯金残高は、1,344 億円(計画比 99%、前年比 101%)となりました。相続により貯金流出が増加する中、年金 受給者・予約者への訪問や、大口貯金者への訪問による貯金残高積み増しの取り組みのほかJAカード、ネットバ ンクの推進など新たな取引拡大に取り組みました。

貸出金残高は147億円(計画比113%、前年比132%)の実績となりました。住宅関連資金の推進を中心とした生活資金への対応や佐渡市への融資等の対応などにより残高は増加しました。

有価証券残高を増やしながら安定的な運用収益の確保にも取り組み、運用収益は計画比 134%、前年比 150%となりました。

事業総利益は計画比 113%、前年比 99%と計画を上回りました。その他収支改善として、窓口での手数料の見直 しやA T Mの再編に取り組みました。また、金融サービスの補完・向上を目的に令和 7 年度より移動金融店舗車両 の運行を開始します。

(共済事業)

新契約は目標に対し63%、保有高も前年比96%と減少しました。その中でも能登半島地震の被害を教訓にあらためて建物更生共済の加入推進、保障点検活動を重点的に取り組み建物共済は新契約で前年比107%の実績となりました。

共済事業収支は、事業総利益で計画比94%、前年比99%と減益となっています。

(購買事業)

①生産購買

供給高は 16 億 1,784 万円 (計画比 99%、前年比 91%) となりました。予約率は昨年と変わらず 95%となりましたが、2 月の寒波の影響により配送遅延が発生したため計画、前年とも実績を落としました。物流コストの削

減にも取り組みましたが、島内運賃等の値上がりの為、供給費については99.4%の実績となりました。また、仕入単価については、物価高の影響等により仕入れ価格が加重平均で前年比2.1%上昇したため供給価格は上昇しました。

②農機購買

供給高は、8億6,750万円(計画比102%、前年比101%)となりました。展示会等の開催を中心に訪問活動に取り組み、事前点検、格納整備、中古農機具、共同購入コンバインなど低価格機種の提案活動に取り組みました。修理コスト低減のための提案としてセルフメンテナンス講習会を実施しました。工賃収益は1億3,299万円(計画比102%、前年比103%)でした。

③車両購買

供給高は、5億3,520万円(計画比93%、前年比85%)となりました。車両販売において、法規制に伴う各メーカーの新車受注停止等が影響したため計画、前年とも下回りました。自動車の取扱い拡大のため燃料部門等と連携し奨励措置等でメリットを出し新規の販売や取引に結び付けました。

4)燃料購買

供給高は、24億4,570万円(計画比106%、前年比101%)となりました。農繁期時のガソリン・軽油キャンペーンと冬季の灯油キャンペーンによる値引きを実施しました。LPガス部門では、訪問による安心チェック活動を継続的に実施し、ガス機器の更新、安全化システムの普及に取り組みました。

(販売事業)

①佐渡米の生産

令和6年産の出荷契約者数は2,552人(前年比▲170人)、出荷契約面積は4,956 翁(前年比▲79 翁)、主食用契約284,908 俵の生産に向けて、生育時期ごとの現地指導会を実施するとともに、SNS 等活用し速やかな情報発信に取り組みました。葉緑素計(SPAD)の貸出増や営農指導員の巡回指導により品質・収量対策に努めましたが、コシヒカリの1等米比率は52%でした。

また、食味ランキングの特A復活に向け、「おいしい佐渡米研究会」による検討のほか、独自の食味コンテストなど実施しましたが、6年連続の「A」評価となりました。

②園芸

おけさ柿の生産者数は 526 人(前年比▲6人)、生産面積は 285 翁(前年比▲5 翁)、従来の中央と羽茂の 2 選果場体制で集荷販売に取り組みました。大玉生産、反収向上を農家指導員の協力の下に推進し、L 玉以上比率 82 %(目標 60%)、反収 80 コンテナ/10 ᢝ (目標 80 コンテナ/10 ᢝ)となりました。

西洋なし(ル レクチエ)は、病害の発生で流通量が少ない中、高単価での販売となり、販売高は1億832万円でした。新潟県西洋梨果実品評会で最優秀賞を受賞するなど栽培技術と品質は高く評価されました。

野菜は、夏から秋にかけての高温による生育不良のため、前年並みからやや少ない出荷量となりました。全国的に高単価での販売となったことから販売高は5,047万円(計画比65.2%、前年比98.1%)となりました。

直売所の来店者は約24.9万名と前年並みでした。野菜類や果物類の高単価もあり販売高は2億2,536万円(計画比103%、前年比107%)となりました。

その他の品目では、切り花 543 万円 (計画比 65%、前年比 90%) 採種 6,055 万円 (計画比 88%、前年比 55%)、 乾椎茸 2,950 万円 (計画比 95%、前年比 128%) の販売高となりました。

③畜産

子牛市場は、335 頭(内4頭は島外市場、計画400頭、前年386頭)の上場となりました。販売高は1億4,613万円(計画比61%、前年比74%)、市場平均価格は43.6万円と昨年より下落しました。

繁殖牛の生産者は50件、飼育頭数は582頭となっています。CBSでは生産者から30頭を受託し、生産支援に取り組みました。

肥育牛出荷は 52 頭と前年より 16 頭増加、肥育頭数は 88 頭と 9 頭増加しました。販売高は 5,385 万円(計画 比 103%、前年比 130%) でした。

乳牛の搾乳頭数は 132 頭、1頭あたりの1日搾乳量は 25.9kg (目標 28kg)、年間集乳量 1,250 t (計画 1,164 t 、前年 1,165 t) となりました。課題であった夏場の暑熱対策の効果もあり、集乳量は前年を上回りました。 販売高は1億7,945 万円 (計画比 116%、前年比 112%) となりました。

【信用・共済事業】

1. 離島のくらしにおけるJAの役割の発揮

- (1) JA佐渡グループの事業活動を通じた地域の暮らしへの貢献
 - ①年金受給予定者や予約者への訪問、大口貯金者などへの訪問活動に重点的に取り組み約3,351件の情報提供に取り組みました
 - ②住宅ローン利用者全戸555件を対象に訪問活動を重点的に実施しました。
 - ③年金相談会などのイベントやローン相談会などを通じて新規口座開設、給与振込、JAカード、ネットバンク等の推進に取り組みました。

【農業関連事業】

1. 水稲・園芸・畜産の3本柱による農業生産拡大

- (1) 生産者数と面積の減少に対応した生産体制の確立
 - ①水稲における生産性向上に向けた対応の強化

令和6年産の出荷契約面積4,956 3、契約者数2,552名と前年から減少となる中、令和6年産のコシヒカリの集荷収量については、196,374俵(契約数量245,016俵)、出荷契約比で83%となり需要量に不足する状況となりました。

主要因は収量の低下ですが、他業者への流出も要因の一つと考えます。

反収目標 510 kg に対して実績は 405kg であり、初期生育の確保と確実な追肥の実施が不十分であったことが原因となっています。

営農情報の発信強化のため公式 LINEの普及推進を行い700名以上の登録につなげました。

②水田フル活用の推進

大豆の精算面積は33 🛱 (目標40 🛱) でした。カメムシ被害、異常気象による着果不良による収量減に加え、生産者数も減少しています。エンレイへの品種転換を提案するなど、生産量維持が課題です。

稲WCSの面積は豊作もあって目標を超え、やや過剰となりました。

③生産者組織(部会・倶楽部)を中心とした園芸生産拡大

主要品目の生産拡大(既存生産者の規模拡大・新たな品目導入)と増収対策の取り組み結果 【主な品目の作付け状況等】

おけさ柿	(実績)	285 ≩-1	中央選果場 5	0.7コンテナ/10 スー	
			羽茂選果場8	4.4コンテナ/10 スー	14 億 9, 299 万円
洋なし	(実績)	6. 2 g-n	110.0 t	1億832万円	
いちご	(実績)	0. 9 ลู้-ม	19.1 t	3,092万円	
アスパラガス	(実績)	4. 2 s-n	27. 2 t	1, 454 万円	
みかん	(実績)	5. 1 タール	40. 3 t	1, 489 万円	
いちじく	(実績)	1.6 g-n	11.9 t	2, 304 万円	

【直売】

園芸団地化については、候補地等の選定以後、具体的な検討が進みませんでした。

育苗ハウスを利用したシャインマスカットの栽培は77名、1.5 総、1.182万円の販売実績でした。

④収益増につながる加工用、業務用流通の確立

加工柿は生柿が大玉、高単価だった事もあり原料柿の確保に苦慮しました。販売高 1 億 6,400 万円(計画比 79%、前年比 90%) 販売は高単価で推移したものの生産量は減少しました。

果樹等の規格外品を加工業者、飲食店へ販売し、約640万円(26.3t)の実績となりました。

⑤CBSを活用した農家の増頭対策と担い手農家の育成

巡回による給餌指導で生産性向上に取り組みました。子牛市場の上場頭数は 335 頭(前年 386 頭)と減少しました。

繁殖農家は50件、繁殖牛582頭となっています。

計画的なCBSでの受託を行い、目標としていた30頭を受け入れ生産支援に取り組みました。

CBSでは、衛生管理、増体管理の強化、受精間隔の改善に取り組んだほか、母牛更新時期にあわせ後継 牛確保も開始しました。

佐渡牛(肥育)の需要に対応するため、CBS繁殖子牛41頭を和牛センターに管理替えを行い「佐渡牛」 出荷増に取り組んでいます。

⑥生乳生産量の安定確保

搾乳頭数は目標の 150 頭に対し 132 頭でした。 1 頭あたり搾乳の日量平均は 25.9 kg (目標値 28 kg) でした。飼料設計改善と暑熱対策の効果等により夏期においても搾乳量が減少することなく、集乳量・販売高ともに前年・計画を上回りました。販売高は 1億7.945 万円、集乳量は 1,250 t となりました。

糞尿対策として、南部地区での堆肥施設設置について具体化の検討は進んでおらず、継続課題となっています。

⑦気象変動、災害に強い農業生産活動実践

気象災害に強い米づくりを目指し、ケイ酸資材の施用推進に取り組みました。普及率は出荷契約面積の29%と目標としていた60%には至りませんでした。

⑧生産拡大等に対する資金支援と経営相談機能の発揮

Web農業簿記のデータ活用により「農業経営健康診断」「農業リスク診断」「品目別販売成績診断」 の3診断活動を実施し、56件の対象者へ農業経営の「見える化」支援を行いました。

農業融資専任渉外による経営相談活動や、担い手支援資金(アグリV)・アグリマイティー資金(担い 手応援金利)を中心に取り組み、新規実行額3億8,900万円の実績となりました。

2. 農業振興を支える営農指導体制

- (1) 集落営農や組織化・法人化の推進体制の強化
 - ①集落営農・組織化・法人化推進相談機能の強化

佐和田1地区、金井2地区、畑野1地区で組織化の検討を行い、金井地区で一般社団法人が設立しました。集落組織について、各事業所1地区以上の設置に向けて地域での話し合いを強化しています。

県、市、JAで構成する「構造政策等振興会」で法人化・経営体の支援先を見直し検討し、相談・支援を継続します。

- (2) 新規就農者・後継者づくりと育成・支援体制の確立
 - ①U・Iターンを含めた就農希望者への農業研修の実施

東京で開催された新・農業人フェアでは、計 18 名の訪問がありました。その後、2 組が見学・体験に来島しました。

就農相談から面談まで至った件数は10件でした。

普及センターと佐渡総合高校へ就農研修生制度の説明に訪問しました。

柿担い手塾は9期生7名に対し、7回(15回/2年)の研修を実施しました。

JA研修生は7名で、うち4名が修了し、令和7年春から3名が独立就農し、1名が法人に就職します。

②新規就農者の経営安定までの支援

直近 5 年間の新規就農者 5 名に対し、2 回のヒアリングを実施し、経営状況の確認と相談活動を行いました。

記帳代行3名・支援システム363名・減価償却26名の利用者増となりました。記帳代行を行っている先へ収入保険の推進および農業経営基盤準備金の活用など提案を行いました。

(3) 兼業農家、准組合員など多様な担い手への提案活動

多様な担い手向けの水稲ステップアップ講座やおけさ柿担い手育成塾等を実施し、27 名が受講しました。

- (4) 農福連携など多様な労働力の確保と担い手への労働力支援体制確立の取り組み
 - ① NPO法人や団体との連携の強化

職業紹介事業や佐渡市マッチボックスを活用し、農作業の求人・求職のマッチングに取り組み、柿の収穫労務などで生産者との結びつきをすすめました。

② JAグループ内での連携

JA職員による農作業従事のための副業制度を整備しました。また、農業作業研修として収穫応援を実施しました。

共同利用施設などの労務確保が困難な状況を踏まえ、職員による応援体制に取り組みました。

5. JA佐渡の農業振興活動

【 農業振興に向けた取り組み 】

- 1. 水稲・園芸・畜産の3本柱による農業生産拡大
 - (1) 生産者数と面積の減少に対応した生産体制の確立
 - ① 水稲における生産性向上に向けた対応の強化
 - ② 水田フル活用の推進
 - ③ 生産者組織(部会・倶楽部)を中心とした園芸生産拡大
 - ④ 収益増につながる加工用、業務用流通の確立
 - ⑤ CBSを活用した農家の増頭対策と担い手農家の育成
 - ⑥ 生乳生産量の安定確保
 - (7) 気象変動、災害に強い農業生産活動実践
 - ⑧ 生産拡大等に対する資金支援と経営相談機能の発揮

2. 農業所得の向上

- (1) 佐渡産農畜産物の多様な販売手法の構築による有利販売の実践
 - ① 産地精米も含めた佐渡米営業活動の強化
 - ② ギフト向けなど直接販売強化のほか多様な販売方法の導入
 - ③ 佐渡産和牛と乳製品の販売強化
 - ④ 産地情報発信強化
- (2) 各部門における生産コスト低減策の提案
 - ① 生産資材価格上昇への対応
 - ② 予約率の向上
 - ③ 共同利用施設の利用推進
 - ④ 農業機械コストの低減対策・共同購入コンバイン等低価格機械の提案
 - ⑤ 農作業の効率化、省力化

3. 農業振興を支える営農指導体制

- (1) 集落営農や組織化・法人化の推進体制の強化
 - ① 集落営農・組織化・法人化推進相談機能の強化
- (2) 新規就農者・後継者づくりと育成・支援体制の確立
 - ① U・Iターンを含めた就農希望者への農業研修の実施
 - ② 新規就農者の経営安定までの支援
- (3) 兼業農家、准組合員など多様な担い手への提案活動
- (4)農福連携など多様な労働力の確保と担い手への労働力支援体制確立の取り組み
 - ① NPO法人や団体との連携の強化
 - ② JAグループ内での連携

4. 農業振興を通じた地域の活性化

- (1)組合員組織、生産者組織、利用者組織、地域や集落の協同活動などの活性化
 - ① 青年部・女性部など組合員組織の活動参加の呼びかけ、新規加入の推進

- ② 目的別活動グループづくり等を通じた仲間づくり
- (2) 農業体験学習等を通じた食農教育の推進
- (3) 商工会、観光業など地元産業との連携

【 地域密着型金融の取り組み 】

当JAの資金は、その大半を組合員や地域のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を財源として、農業生産拡大のための設備資金や運転資金、事業資金やくらしの向上のための資金など必要とする組合員、地域の皆様にご融資し、地域振興にお役立てていただいております。

(1)農業者等の経営支援に関する取り組み方針

農業者や農業生産法人(組織)に対する経営相談・支援等は当JAにおける重要な活動として重点方針に掲げ、担当部署を営農振興課に設置し、各種相談等に対応しております。

経営規模拡大、組織化の支援から、記帳代行サービスなどの経理支援など多様なニーズに対応できる取り組みとなっております。

(2)農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農指導員を中心に、農機販売員、融資担当等が連携しながら組合員の要望に迅速に対応する " 出向く体制"により、農業者経営相談等に対応できる態勢を構築しております。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズへ対応するため、融資部門と営農指導員が連携し、農業融資に関して訪問 し、相談・提案活動を実施しております。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

農業後継者や、新規就農者などに対しては、就農支援窓口を設置し、担当者による経営相談をは じめとして栽培技術指導会などを開催してサポートしています。あわせて県・市の補助制度や融資 に関する手続き等の支援活動を行い、スムーズに農業経営へ移行できるようお手伝いを行っており ます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資に関しては、営農指導員、農機具販売員などと融資担当者が話し合い連携して、最適な 資金提案を行っています。また、農業資金に関する利子助成制度の活用により無理のない融資とな るよう取り組んでおります。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金残高

組合員・地域のご利用者の皆様に信頼され、大切な財産(貯金)をお預かりしております。

(単位:千円)

		種	類			残 高 (令和 7 年 2 月 28 日現在)
流	動	性		貯	金	82, 251, 704
定	其	Į į	貯		金	51, 672, 469
定	其	Ħ	積		金	397, 099
そ	の	他	の	貯	金	165, 902
	4	<u> </u>	計			134, 487, 176

(2) 貯金商品

総合口座、普通貯金、定期貯金、定期積金など各種の貯金を取り扱いしております。

目的・期間等にあわせてご利用ください。なお、各種貯金商品の内容等につきましては、P19~20をご覧ください。

2. 地域への資金供給の状況

(1)貸出金残高

組合員の皆様をはじめ、地域の皆様に必要な資金をご融資し、地域経済の発展に貢献しております。 (単位:千円)

		融	資	先			残 高
		173-24		,,			(令和7年2月28日現在)
組			合			員	9, 302, 070
地	方	公	共	寸	体	等	3, 266, 920
金		融		機		関	2, 000, 000
そ			の			他	199, 111
		合		計			14, 768, 102

(単位:千円)

種類		残 高 (令和 7 年 2 月 28 日現在)
農業近代化資	金	47, 658
その他の制度資	金	48, 328
農業関連資	金	1, 370, 863
その他事業資	金	5, 569, 443
住 宅 関 連 資	金	6, 537, 174
生活 関連資	金	1, 033, 898
そ の	他	160, 735
合 計		14, 768, 102

(2)農業制度資金

農業経営の安定と多様な担い手への支援を行うために各種農業制度資金の取り扱いならびにお申し込み等の 取り次ぎを行っています。

(3)融資商品

組合員の皆様をはじめ地域の皆様等に必要な資金(住宅・マイカー・教育・カードローン)等ご利用者の資金使途にあわせた商品を取り扱っております。また、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等へのお申し込み取り次ぎをしております。

なお、各種融資商品については、P21~24をご覧ください。

【 地産地消の推進・拡大に向けた取り組み 】

- (1) 地場産農産物の生産拡大による地産・地消を、直売所での情報発信を通じて推進します。
- (2)保育園・幼稚園・小中学校の学校給食などを通じた食育活動で農業の魅力と消費拡大を図る取り組みを実践します。
- (3) 産地での農作業交流に加えて、消費地に出向いての「食の交流」を行い、佐渡産農産物の消費拡大につなげていきます。

【 食農教育の取り組みによる農業への理解促進 】

管内の小学校や保育園・幼稚園などの子どもたちを対象に、田植え、稲刈り、生きもの調査や、おけさ柿の収穫、選果体験などを通して食の大切さや農産物を育てる喜びを伝える活動に取り組んでいます。

また、JA佐渡青年部では、小倉地区の千枚田維持管理に協力し、草刈りなどの作業をボランティアで実施しております。田植え、稲刈りなどの農作業を通じて地域の方々や子供たちと交流を深めながら、景観だけでなく生物多様性農業や水田の持つ様々な機能など地域における農業の大切さを伝える活動を実施しております。

【 農業関連融資の推進による農業支援 】

農業近代化資金の有効活用やJAバンク利子補給事業により、利用者の金利負担の軽減に取り組み「出向く融資活動」として、担い手農家への定期訪問を実施し、JAグループ・JA佐渡の利子補給による「担い手支援資金」や、米価下落に対応した「緊急対策資金」など提案活動などを行っております。

融資センターでは窓口の実務研修などを充実させ、より利便性の向上に取り組んでいます。融資専任渉外担当者とTAC(営農経済渉外)との連携強化による農業者へのサポート体制を実施しております。

6. 地域貢献情報

【 地域・社会への貢献をめざした活動 】

当JAは、農業者、地域住民の皆様が組合員となって相互扶助を共通の理念として運営する協同組合組織であり、指導・信用・共済・購買・販売などの各事業を地域密着型の態勢により行っています。

また、佐渡においては、農業が島の経済に及ぼす影響が大きく、地域農業の維持発展を通して地域に 貢献していくという社会的責任を担っており、広く地域住民からの期待に応えるため、事業活動のみな らず地域の自然環境、生活環境へ配慮など組合員組織、子会社、関連法人等を含むJA佐渡グループが 一体となって活動を展開しております。

- (1) 省エネ運動として、クールビズ・節電、緑のカーテン設置に継続して取り組んでいます。また、 事務所等照明のLED化等の取り組みを進めています。
- (2) 年 2 回 (3・8 月) の環境美化ボランティアに取り組み、役職員 323 名が参加しました。
- (3) 施設の危険箇所等の改修に計画的に取り組みを進めています。支店のトイレの洋式化等も計画的に進め高齢化社会に配慮した施設・店舗整備に取り組んでいます。
- (4) 介護福祉への関心が高まるなか、JAと佐渡ふれあい福祉会との連携のひとつとして広報紙やホームページ等で、情報発信していく取り組みを進めています。

7. リスク管理の状況

【 リスク管理体制 】

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を 高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「総合リスク管理方針」を 策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策 (マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課及び融資センターを設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益 化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したAL Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造 の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、 又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク (資金繰りリスク) 及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク (市場流動性リスク) のことです。 当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。 当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しております。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

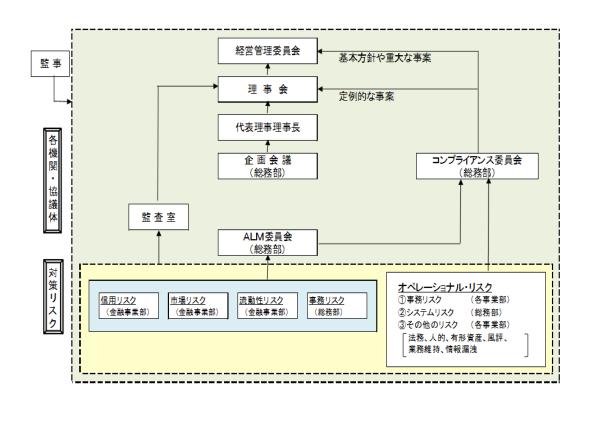
5. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより組合が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

6. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い組合が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、情報セキュリティ基本方針等に基づき、事故防止等に向けた適切な管理に努めています。万一、情報セキュリティ事故等が発生した場合は、必要により緊急対策本部を設置し、適切な対応を実施いたします。

〔リスク管理体制図〕 ()内は所管部門



[内部統制システム基本方針]

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、理事および使用人は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、理事および使用人等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、理事および使用人の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な指導を行う。
- (2) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャー誌に記載する。

【 法令遵守体制 】

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進や職場風土の改善を行うため、事業部ごとに職場風土改善委員を推進担当者として選任し取り組んでいます。

- (1) 基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い 全役職員に徹底しております。
- (2) 毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。
- (3) 組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等については、当J Aの本支店で受け付け、原則として当該苦情・相談等にかかる業務を担当する苦情・相談等対応担当者が対 応いたします。

【 内部監査体制 】

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行 状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性 の維持・改善に努めています。また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度内部監査計画に基 づき実施しております。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監 査部門の改善取り組み状況をフォローアップしております。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告するこ ととしておりますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切 な措置を講じています。

【 金融商品の勧誘方針 】

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、 組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【 金融ADR制度への対応 】

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。相談・苦情等のお申し出については当JAの相談苦情等受付窓口、最寄りの支店またはJAバンク相談所までお問い合わせください。

●当JAの苦情等受付窓口(金融事業部 業務課) 電話番号:0259-27-5187 または最寄りの支店受付窓口 電話番号:(111ページ掲載)

受付時間:午前8時30分~午後5時(金融機関の休業日は除きます。)

●一般社団法人JAバンク相談所 電話番号:03-6837-1359

受付時間:午前9時~午後5時(金融機関の休業日は除きます。)

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しております。

①信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター 電話番号: 03-3581-0031 第一東京弁護士会 仲裁センター 電話番号: 03-3595-8588 第二東京弁護士会 仲裁センター 電話番号: 03-3581-2249 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター 電話番号: 025-222-5533

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話:03-6837-1359) にお申し出ください。

以上の弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

なお、東京以外の地域の方々からのお申立につきまして、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会(東京、第一東京、第二東京弁護士会)が設置している仲裁センター等でご利用できます。

② 共済事業

(電話:03-5368-5757) 関自賠責保険・共済紛争処理機構 (電話:0120-159-700)

⟨https://www.jibai-adr.or.jp/⟩

(関)日弁連交通事故相談センター (電話:0570-078325)

| 関交通事故紛争処理センター (電話:東京本部 03-3346-1756)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

上記以外の連絡先

●当JAの苦情等受付窓口(金融事業部 共済課) 電話番号:0259-27-5187 または最寄りの支店受付窓口 電話番号:(111ページ掲載)

受付時間:午前8時30分~午後5時(金融機関の休業日は除きます。)

【 金融円滑化に係る基本的方針 】

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験 等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせてい ただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び 苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - ①理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を 一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - ②金融事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - ③各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます
- 7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【 個人情報保護方針 】

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠 実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 当JAは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を 得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個 人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、 利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

- 3. 当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4. 当JAは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、 また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

- 5. 当JAは、匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取り扱いに関しは、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 6. 当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人 データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

- 7. 当JAは、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 8. 当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。 保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
- 9. 当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 10. 当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針 】

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用 (以下「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる 法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【 利用者保護等管理方針 】

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。なお、本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

- 1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための 態勢整備に努めます。

8. 自己資本の状況

【 自己資本比率の状況 】

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、13. 47%となりました。

【 経営の健全性の確保と自己資本の充実 】

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

[普通出資による資本調達額]

項目	内 容
発行主体	佐渡農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目	2, 609, 252 千円(前年度 2, 202, 267 千円)
に算入した額	2,003,202 十口(刚牛及 2,202,207 十円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主要な業務の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・ 農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員・地域のみなさまのために、金融資産の基盤づくりをめざし、各種貯金をご用意しています。 便利な「総合口座」、蓄えるための「定期貯金」、夢を実現させる「定期積金」、お勤めのみなさまの ための「財形貯金」など各種貯金を目的・期間・金額にあわせて、どなたでもご利用いただけます。 また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振り込み等もご利用いた だけます。

Ţ	宁 金	の	種	類	特色	期	間	利	率	お預け入れ額
	岩	通	貯	金	1冊の通帳に、普通貯金、定期		.入れ 由		れの時期に なります	1円以上
総	普無	通 利	貯息	金 型	貯金がセットでき、また必要な時 にお預かりの定期貯金により、自 動借入もできる便利な口座です。		.入れ 由	無	利息	1円以上
合口	大口	定	期	貯 金	「貯める」 「増やす」 「支払う」		月~)ヵ年		れの時期に なります	1,000万円以上
座	スー	パー	定其	月貯 金	「受取る」 「借りる」 5つの機能を持ったあなたのお		月~)ヵ年		れの時期に なります	1円以上
	期日:	指定	定其	月貯 金	財布としてお勧めします。 		€3年 月間1年)		れの時期に なります	1円以上 300万円未満
	大口	1 定	期	貯 金	自由金利の定期貯金で、大口資 金の高利回り運用に最適です。		月~)ヵ年		れの時期に なります	1,000万円以上
定期	スー	パー	定其	明貯金	自由金利の定期貯金で、中口資 金の高利回り運用に最適です。		月~)ヵ年		れの時期に なります	1円以上
貯金	期日	指定	定其	明貯金	1年複利で高利回りの自由金利 定期貯金です。据置期間経過後は 期日指定により、ご希望の日にお 引出しになれます。また、元金の 一部お引出しもできます。		€3年 明間1年)		れの時期に なります	1円以上 300万円未満
	変動:	金利	定其	明貯金	金利実勢にそって6カ月毎にお 預かり利率が変動する、半年複利 の満期一括受取の定期貯金です。	1, 2	, 3年		れの時期に なります	1円以上

					特 色	期間	利 率	お預け入れ額
灾	≘ 斯	l fi	責	金	毎月のお積み立てで、着実に貯 えられる一般的な積立貯金です。 月々一定額を積み立てる定額式、 目標額に合わせて積立額を決める 目標式があります。	6ヶ月以上 10年以内	お預け入れの時期に より異なります	1,000円以上
譲	渡	性	貯	金	大口の余裕資金の短期運用に有 利です。満期日前の譲渡も可能で す。	1ヶ月以上 5年未満	お預け入れの時期に より異なります	1,000万円以上
놸	鱼	Į.	宁	金	お支払には、安全で便利な小切 手をご用意いたします	出し入れ 自由	無利息	1円以上
칕	音 通	Į Į	宁	金	一人に一冊、家計簿がわりにご 利用下さい。	出し入れ 自由	お預け入れの時期に より異なります	1円以上
普;	通 貯:	金無	利	息 型	一人に一冊、家計簿がわりにご 利用下さい。	出し入れ 自由	無利息	1円以上
則	学	· Į	宁	金	自由金利で、高利回りな流動性 貯金です。5段階の金額階層別金 利設定を行い、毎日の最終残高に 該当する店頭利率を適用します。	出し入れ 自由	お預け入れの時期に より異なります	1円以上
ű	鱼知	l 貝	宁	金	まとまった資金の短期運用に便 利です。	7日以上	お預け入れの時期に より異なります	5万円以上
B.1	_	般	財	形	給料からの天引で、お勤めの 方々の財産づくりに最適な積立貯 金です。	3年以上	お預け入れの時期に より異なります	1円以上
財・形貯	財	形	年	金	給料からの天引で、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。金利面でも高利回りで550万円まで(財形住宅と合算)退職後においても非課税の特典が受けられます。	積立期間 5年以上 据置期間 最終積立日から 4ヶ月以上5年以内 受取期間 5年以上 20年以内	お預け入れの時期に より異なります	1円以上
金	財	形	住	宅	給料からの天引で、マイホーム のご計画に合わせ、住宅取得資金 づくりに最適な積立貯金です。金 利面でも高利回り、550万円まで (財形年金と合算)非課税の特典 が受けられます。	5年以上 エンドレス型	お預け入れの時期に より異なります	1円以上

[※] 詳しくは、最寄りの当JAの支店・金融センター・営業所までお問い合わせください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善 資金等を融資しています。

員並寺を融員しています。 また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。 さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
農業生産資金	農業者等	農業経営に必要な 資金	所要資金の範囲内 (設備資金は原則 として、事業費の 80%以内)	短期 1年以内 手形貸付の場合 原則185日以内 長 15年以内 期 据置3年以内	期日一括償還 元金均等償還 元金不均等償還 元利均等償還	原則として、基金 協会の債務保証。 必要により保証、 担保。
アグリ マイティー 資金	組合員、農業者等	農業生産、農産物加 工、地域活性化、再 生可能エネルギー利 用等	事業費の範囲内 ただし、再生可能 エネルギー利用の 上限は1億円	短期 1年以内 原則10年 最長25年以内 据置3年以内	期日一括償還 元金均等償還 元利均等償還	原則として、基金 協会保証。必要に 応じて個人保証。
アグリV	組合が担い 手と認定し た組合員等	①農業経営に必要な 設備資金および中・ 長期運転資金 ②農地取得および農 地の借地料等の支払 に必要となる資金	100万円以上 2,000万円以内か つ、所要額以内	1年以上20年以内 うち据置期間2年以内	元金均等償還	原則として、基金 協会の債務保証。 必要により連帯保 証人。
一般生活資金	組合員及び 個人	生活に必要な資金 ただし見積書等で確 認できること	500万円以内で所 要資金の範囲内	短期 1年以内 長 10年以内 期 据置1年以内	期日一括償還 元金均等償還 元利均等償還	必要により基金協 会の債務保証又は 保証担保
教育資金	組合員及び 個人	就学子弟の入学金授 業料など学費及び生 活費等	所要資金の範囲内	据置期間を含め、最 長15年以内(在学期間 +9年以内)	元利均等償還	必要により基金協 会の債務保証又は 保証担保
住宅資金	組合員及び 個人	敷地の購入、住宅の 新築、中古購入、増 改築等に必要な資金 並びに他行住宅ロー ンの借換資金	所要資金の範囲内	40年以内 うち据置期間2年以内	元金均等償還 元利均等償還	必要により基金協 会の債務保証又は 保証担保
一般事業資金	事業者の場合はは はは はは はは はは は は は は は は は	事業に必要な資金 賃貸住宅資金融資要 項の範囲外の賃貸住 宅建設等にかかる資 金を含む	所要資金の範囲内	短期 1年以内 設備資金:	原則期日一括償還 元金均等償還 元利均等償還	連帯保証人、物的 担保、協会保証の うち1種以上
賃貸住宅資金	賃貸住宅を 建設の土地現宅を がまた受ける またでは で で で で で で で で で で で で で で で で で で	賃貸住宅の建設、増 改築等に必要な資金 並びに他行賃貸住宅 資金の借換資金とそ れに伴う諸費用	所要資金の範囲内	35年以内 うち据置期間 1年以内	元金均等償還 元利均等償還	必要により基金協 会の債務保証又は 保証担保
	地区内の地 方公共団体	一般財政調整資金 短 または起債および 期 補助金のつなぎ資金等	当該の議議会とは、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	1年以内	期日一括償還	(1)地方公共団体に 対する貸付の場合 は保証、担保は徴 求しない。 (2)土地開発公社お よび地方道路の場 合は、設立団体の
地方公共団体 等資金	が 学令 定 が に よ あ の る で 、 た の に よ あ の る で 、 め に よ る の も る る る る る る る る る る る る る	①地方では、	所内公共の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	地方公共団体またはは地 方公共団体が主たる者と 成員もしくは出資をといるが 成員もしるかをのいるが なって基本的ではののでは その基本していいのでは 半を拠出は30年以内 の他貸出先は10年以内	元金均等償還	地方公正 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
負債整理資金	組合員及び農業者	経営の維持再建と生 活の維持、安定に必 要な資金 豊業制度資金をお取	所要資金の範囲内	20年以内 うち据置2年以内	元金均等償還 元金不均等償還 元利均等償還	基金協会の債務保 証又は連帯保証人2 名以上及び必要に より担保

[※] 農業近代化資金等各種農業制度資金をお取扱いしています。

貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
多目的ローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	ご自由です ただし見積書等で 確認できること	10万円以上 500万円以内 ただし、所要額の 範囲内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等償還	基金協会保証
教育ローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	ご子弟の入学金授 業料など学費及び 生活費等	10万円以上 1,000万円以内 ただし、所要額の 範囲内	据置期間を含め最長 15年以内(在学期間+ 9年以内)	元利均等償還	基金協会保証
マイカーローン	他一定の要件 を満たしてい る方	自動車等購入及び 他金融機関からの 借換資金	10万円以上 1,000万円以内 ただし、所要額の 範囲内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等償還	基金協会保証
農機具ローン団信付農機具ローン	満18歳以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方		1,800万円以内、か つ所要資金の範囲 内	1年以上 10年以内 (据置期間2年以内)	元金均等償還 元利均等償還	基金協会保証
住宅ローン	満18才以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方	住宅の新築、土地 又は住宅等の購入 資金住宅の増改 築、車庫等の取 得、他行からの借 換に必要な資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担 保及び基金協会保 証
住宅ローン(100%応援型)	満18才以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方	住宅の新築、住宅 の購入、住宅の増 改築、車庫等の取 得に必要な資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担 保及び基金協会保 証
住宅ローン(借換応援型)	満18才以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方	他金融機関から住 宅資金の借換と借 換にあわせた増改 築等に必要な資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担 保及び基金協会保 証
リフォームローン	満18才以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方	住宅の増改築等に 必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	1年以上15年以内	元利均等償還	基金協会保証
賃貸住宅ローン		賃貸住宅の建設、 増改築・補改修に 要する資金	100万円以上 所要額以内 ただし上限4億円	1年以上30年以内、 対象物件の法定耐用 年数以内	元利均等償還	土地・建物の担保及 び基金協会保証

1	貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
		満18才以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方	住宅の新築、土地 又は住宅等の購入 資金住宅の増改築 資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担 保及び協同住宅 ローン㈱保証
協	住宅ローン (借換コース)		他金融機関から住 宅資金の借換に必 要な資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担保及び協同住宅ローン(株)保証又
同住宅ロー	リフォーム ロ ー ン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	住宅の増改築等に 必要な資金	10万円以上 1,500万円以内	6ヶ月以上 15年以内	元利均等償還	協同住宅ローン保証
ン	教育ローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	ご子弟の入学金・ 授業料など学費及 びアパート家賃等	10万円以上 500万円以内	据置期間を含め 最長6ヶ月以上14年以 内 (在学期間+6ヶ月+ 6年6ヶ月以内)	元利均等償還	協同住宅ローン保証
	マイカーローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	自動車等購入資金	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 7年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	協同住宅ローン保証
	住宅借換ローン	満20才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	公庫等公的及び民 間住宅ローンの借 換	50万円以上 2,000万円以内	6ヶ月以上 20年以内	元利均等償還	ジャックス保証
	リフォーム ロ ー ン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	住宅の増改築等に 必要な資金	10万円以上 1,500万円以内	6ヶ月以上 20年以内	元利均等償還	ジャックス保証
ジャック	マイカーローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	自動車等購入資金	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	ジャックス保証
ノス提携ロー	教育ローン	満20才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	ご子弟の入学金・ 授業料等の費用	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上16年10カ月 以内 入学前7ヶ月+在学期 間+卒業後3ヶ月のみ 据置可	元利均等償還	ジャックス保証
ン	J A住宅ロー ン利用者向け 目 的 ロ ー ン	満20才以上で その他を満たし てA A 住宅 レスを利用の方	ご自由です ただし見積書等で 確認できること	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	ジャックス保証
	住宅所有者向けフリーローン	満20才以上で その他を満たし 要件を方 ている方 住宅を所有の 方	ご自由です	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	ジャックス保証
全国	住宅ローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	住宅の新築、土地又は 住宅等の購入資金住宅 の増改築、借換等に必 要な資金		最長50年	元金均等償還 元利均等償還	全国保証㈱保証
【保証提携口-	教育ローン(当座貸越)		ご子弟の入学金・授業料等の費用	極度額10万円単位 300万円以内	就学期間+ 6ヶ月以内 ただし就学終了後 3ヶ月以内	随時償還	全国保証㈱保証
レン	教育ローン(証書貸付)	満65才未満で その他一定の 要件を満たし ている方	ご子弟の入学金・ 授業料等の費用	1万円以上 300万円以内	在学期間+10年以内 (ただし最長16年)	元利均等償還 元金均等償還	全国保証㈱保証

	貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
	マイカーローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	自動車等購入資金 借換資金	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内	元利均等償還	三菱UFJニコス(株)保 証
	教育ローン(一般型)	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	就学されるご子弟 の教育に関する全 てのご資金	10万円以上 1,000万円以内	据置期間を含め6か月 以上15年以内(在学 期間を含む)	元利均等償還	三菱UFJニコス(株)保 証
三菱UFJ-	教育ローン (カード型)	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	就学されるご子弟 の教育に関する全 てのご資金	10万円以上 700万円以内 (10万円単位)	1年毎に自動更新 貸越期間終了後の約 定返済期間は最長 7 年	毎月25日に利 用額に応じて約 定返済 任意返済	三菱UFJニコス㈱保 証
ニコス提携ロ	リフォームローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	リフォームの他同 時に購入する家具 購入資金も可	10万円以上 1,500万円以内	1年以上15年以内	元利均等償還	三菱UFJニコス(株)保 証
ーン	フリーローン	満18才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	ご自由です	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内	元利均等償還	三菱UFJニコス㈱保 証
	カードローン	満20才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	ご自由です	10万円以上 500万円以内 (10万円単位)	契約期間1年 1年毎に自動更新	毎月25日に利 用額に応じて約 定返済 任意返済	三菱UFJニコス㈱保 証
カー	-ドローン	満20才以上で その他一定の 要件を満たし ている方	ご自由です	300万円限度 10万円きざみ	契約期間1年 1年毎に自動更新	約定返済 任意返済	基金協会保証
営農	豊 ローン	満18才以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方	営農に必要な資金	300万円限度 10万円きざみ	契約期間1年 1年毎に自動更新	随時	基金協会保証
サオ	∜−トΑ	満18才以上の 組合員でその 他一定の要件 を満たしてい る方	農業経営に必要な 運転資金	個人1,000万円以 内 法人3,000万円以 内	契約期間1年	返済予定日に 一括返済	原則として、基金 協会の債務保証。 必要により保証、 担保。
改割	終経営 ≸促進資金 →パーS)	認定農業者	農業経営改善計画 の達成に必要な短 期運転資金	認定農業者 - 般経円 (1を 対 が 対 が 対 が が が が が が が が が が が が が が	契約期間1年	手形貸付 ・期日一括償還 当座貸越 ・随時返済	原則として、基金 協会の債務保証。 必要により保証、 担保。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替のお取り扱いを行っています。

◇国債・投資信託

JA貯金以外にも、国債・投資信託などの資産運用商品を取り揃えて、小口・大口資金を問わず多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えいたします。

◇その他のサービス業務

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

全国のJAでの貯金の払い出し入れや銀行、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○多彩なサービス特典の付いたJAカードの取り扱いをしています。

◇各種サービス一覧

	サー	ビス	の種	類	サービスの内容
為	内	围	為	替	県内、全国のJAはもとより国内の各銀行等への振込・送金・代金取立などを 安全・確実・迅速に行うサービスです。
替	自	動	受	取	給料やボーナス、年金などがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれますの で、安心してご利用いただけます。
サ	恒	動	支	払	電気料、電話料、NHK受信料などの各種公共料金、クレジットカード利用代金など月々のお支払を、ご指定口座から自動的に振り替えますので支払のわずらわしさが解消します。
I	登 録	総	合	振込	給与など毎月のまとまった振込を一度当組合に登録すれば、当組合で毎月振込 依頼書を作成してお届けいたしますので、大変便利にご利用いただけます。
ビ	定時	自	動	集金	回収先、回収条件を当組合に登録していただきますと、自動的に一定額を集金 する便利なシステムです。新聞購読料、PTA会費などの集金に大変便利です。
ス	定額	自	動	送 金	毎月決まった日に、決まった先に、自動的に一定額を送金する便利なシステム です。学費の仕送りや家賃・各種会費等のお支払いにお役にたちます。
+	ヤツミ	ノユ	サー	- ビス	当組合のカードー枚で、当組合のキャッシュサービスコーナーはもちろん、JA、全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、コンビニATM等のキャッシュサービスコーナーがご利用いただけます。
J	Аバ	ンク	ァア	プリ	郵送や店舗への来店は必要なく、キャッシュカードがあればすぐに利用開始が可能です。スマートフォンや携帯電話があればいつでも口座残高・入出金明細を好きな時にアプリで確認できます。請求書のバーコード・地方税統一QRコードを読み込むことで、税金・公共料金や通販代金等の支払いができます。
J		クア	プリ	プラス	いつでも、どこでも、手軽で便利。窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続されているパソコン、スマートフォン、携帯電話からアクセスするだけで、平日・夜間を問わず、残高照会や振込・振替、税金・公共料金(ペイジー)の払い込み、定期貯金取引、ローン取引等の各種サービスに加え、住所・電話番号の変更も24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
	A クレジ				JAグループが発行する「JAカード」は、日本国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスがついた「ロードサービス付JAカード」、ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚になった「JAカード(一体型)」もお選びいただけます。 さらに、Aコープ店やガソリンスタンドなどでのご利用ポイントが溜まる、JA佐渡総合ポイントサービスが一体となったカードも取り扱っております。
デ	ビット	р —	ドサ	ービス	当組合のカードー枚でお買い物ができる便利なサービスです。全国のJ-De bit加盟店でのお支払いにご利用いただけます。

◇ 手数料一覧

○ATM手数料(当組合のATMをご利用いただいた場合の手数料)

曜日	稼 働 時 間	当組合 他JA	JFマリン バンク	三菱東京 UFJ銀行	ゆうちょ 銀行	他金融機関	
		お引出・預入		お引き	お引き出し		
	8:00~ 8:45			110円	220円	220円	
平日	8:45~18:00	無料	無料	無料	110円	110円	
	18:00~21:00			110円	220円	220円	
	8:00~ 9:00				220円		
土曜日	9:00~14:00	無料	無料	110円	110円	220円	
	14:00~21:00				220円		
日・祭日	8:00~21:00	無料	無料	110円	220円	220円	
年 末	8:00~19:00		////	110[7]	該当する曜日	220円	

[※]ATMによりご利用時間が異なります。

〇ATM手数料(JAのキャッシュカードで各金融機関のATMをご利用の場合)

<u> </u>								
曜日	稼 働 時 間	県内他JA	県外他JA	JFマリン バンク	三菱東京 UFJ銀行	ゆうちょ 銀行	コンビニ ATM	イオン銀行
		お引き出し	・預け入れ	お引き出し	お引	き出し・預け	入れ	お引き出し
	7:00~ 8:00	_	_	_	_	_	220円	_
	8:00~ 8:45				110円	110円	220円	220円
平 日	8:45~18:00	無料	無料	無料	無料	無料	110円	110円
	18:00~21:00				110円	110円	22011	220円
	21:00~23:00	_	_	_	_	_	220円	_
	7:00~ 9:00	_	_	_	_	_	220円	_
	9:00~14:00		無料	無料	110円	110円		220円
土曜日	14:00~17:00	無料						220円
	17:00~19:00							_
	19:00~23:00	_	_		_	_		_
	7:00~ 9:00	_	_	_	_	_		_
日曜祝祭日	9:00~17:00	無料	無料	無料	110円	110円	220円	220円
	17:00~19:00	無 科						_
	19:00~23:00	_			_			

[※]その他提携金融機関の場合、ご利用いただける時間・手数料は金融機関によって異なりますので、詳しくはご利用先の金 融機関へお問い合わせください。 %コンビニATM(セブン銀行、ローソンATM、イーネットATM等) %イオン銀行では、 $1/1\sim1/3$ 及び $5/3\sim5/5$ (日曜日が重なる日は除く)はご利用いただけません。

〇為替手数料

	手数料種別	同一店内	当農協本支店あて	系統金融機関あて	他金融	機関あて			
	窓口利用			•	文書扱い	電信扱い			
	5万円未満	110円/件	110円/件	220円/件	600円/件	600円/件			
	5 万円以上	110円/件	110円/件	440円/件	770円/件	770円/件			
	機械利用								
	5万円未満	55円/件	55円/件	110円/件		380円/件			
振	5 万円以上	55円/件	55円/件	330円/件		550円/件			
込									
手	5万円未満	無料	無料	110円/件		270円/件			
数	5 万円以上	//// 1/1	//// 1/1	330円/件		440円/件			
料	^料 インターネットバンキング利用								
	5万円未満	無料	無料	110円/件		270円/件			
	5 万円以上	//// 1/1	//// 1/1	330円/件		440円/件			
	法人ネットバンク利用(振込・総合振込)								
	5万円未満	無料	無料	110円/件		220円/件			
	5 万円以上	5万円以上 無料		110円/件		330円/件			

代金取立手数料	①交換所で取引を行うもの	440円/通
10亚双亚丁奴科	②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの	1, 100円/通
	振込の組戻料	880円/件
	ただし、当組合の店内については無料、本	支店間の組戻については110円/件となります。
	不渡手形返却料	1,100円/通
	取立手形組戻料	1,100円/通
その他諸手数料	取立手形店頭呈示料	1,100円/通
	ただし、所定手数料を超える取立費用を要	でする場合はその実費を申し受けます。
	地方税の収納機関への振込	
	納付書1枚につき振込先金融機関に応じた	:窓口利用の手数料となります。なお、新潟県内分はお支払いただく必
	要はありません。	
	ただし、全期分もしくは複数期分を一括網	h付する場合は1件分の手数料となります。

〇その他の諸手数料

<u>〇その他の諸手数料</u>					
対象項目	単位	金額	対象項目	単位	金額
貯金残高証明書	1 通	220円	貸出金証明書		
取引履歴明細作成手数料			貸出金残高証明書	1通	220円
3カ月以上遡っての作成	1口座	550円	融資証明書	1通	220円
3カ月以上遡り、平成15年 10月13日以前に及ぶ場合	1口座	1, 100円	利息に関する証明書	1通	220円
再発行手数料			再発行手数料		
貯金通帳	1 冊	550円	ローンカード	1枚	550円
貯金証書	1通	550円	貸出金償還年次表	1通	550円
I Cキャッシュカード	1枚	1, 100円	住宅ローン(住宅資金)取扱手数料		
J Aカードー体型 I Cキャッシュカード (磁気カードからの再発行)	1件	0円	新潟県農業信用基金協会による 保証	1	33, 000円
口座振替手数料	1件	帳票 110円 電子媒体55円	協同住宅ローン(株)・ 全国保証による保証	1	55, 000円
媒体等持込手数料 紙媒体(帳票)・電子媒 体	1 依頼	5, 500円	個人保証(住宅資金)	-	55, 000円
未利用口座管理手数料	1口座	1, 320円	固定変動金利選択型		
貯蓄貯金振替サービス取扱 手数料	-	_	金利再選択時、固定金利選択	ı	5, 500円
手形等用紙代			全額繰上償還 (返済元金500万円以上)	-	22, 000円
小切手帳	1 冊	440円	条件変更手数料 (住宅ローン・住宅資金)		
約束手形	1枚	550円	金利引下げ・融資期間・返済日・ その他返済方法の変更	-	3, 300円
自己宛小切手	1 枚	550円			

[※] 貯金ネット、為替及びその他の諸手数料の金額には、消費税及び地方消費税の10%を含みます。

[共 済 事 業]

◇ JA共済の仕組み

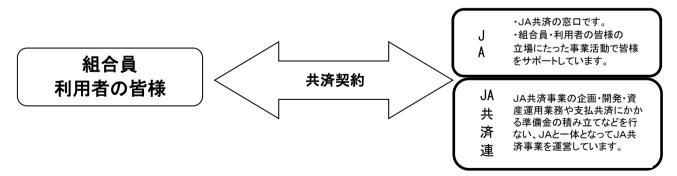
JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。 JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ JA共済の種類

種類	保 障 内 容
終 身 共 済	長い人生のベースとなる一生涯の万一保障。
定期 生命	掛け捨てタイプで一定期間の万一保障。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる医療保障。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障。
が ん 共 済	「生きる」を応援する充実のがん保障。
介 護 共 済	一生涯にわたって備えられる介護保障。
生活障害共済	身体に障害を負って働けなくなったときに備える保障。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他の生活習慣病に備える保障。
認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障。
建物更生共済・M y 家財	火災はもちろん地震にも備えられる建物や家財の保障。
予定利率変動型年金共済	自分で準備する将来の年金保障。
火 災 共 済	火災や落雷などの建物・家財の掛け捨ての保証。
自動車共済・自賠責共済	自動車事故に対する確かな保障。
農業者賠償責任共済	農業における賠償リスクを保障。

◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAと JA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



「農業関連事業 〕

◇ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。

当JAでは「日本一安心・安全でおいしい農産物の島『佐渡』の実現を」を農業ビジョンに掲げ、生物 多様性農業を推進し、自然環境を活かした「佐渡ブランド確立」に取り組み、その特産品を全国に向け発 信・販売しています。

また、「地産地消」の取り組みとして、地元青果物市場はもとより農産物直売所2店舗と各Aコープ店の「とれたて直売コーナー」で地元農産物の提供を行っており、学校給食や福祉施設への食材提供も行いながら、佐渡の農業振興に取り組んでいます。

ECサイト「さどまるしぇ」では佐渡の旬や加工品等を、全国の消費者にお届けしています。

〇JA佐渡の主な特産品

					•••
佐 源	きコ	シ	ᆫᅔ	ו ין	世界文化遺産に登録された佐渡金山と共に栄えた伝統の米づくりと、島ならではの豊かな水と土に育くまれたお米です。特に、島特有の海洋性気候により、佐渡米は時間をかけてじっくりと稔ります。噛めば噛むほど"コク"と"うま味"が口中に広がり、食べた人皆を満足させてくれる美味しいお米です。農薬や化学肥料を慣行の5割以上(佐渡地区慣行栽培比)削減して栽培するコシヒカリを中心に、生きものを育む農法による佐渡市認証米「朱鷺と暮らす郷」など、これからも佐渡米生産は環境にやさしい生物多様性に取り組んで参ります。
お	け		さ	柿	佐渡を代表する秋の果物です。種がなく、軟らかい果肉ととろけるような甘さ が特徴です。
おけさ エ	あ	h	ぽ	柿	自然なおけさ柿の甘みを活かし、ゼリーのような食感の半生状の干柿です。
上品柿の	Ŧ			杮	柿の自然な風味を閉じ込めました。白く散りばめられた糖質と飴色が特徴です。
	佐	渡	牛	乳	│ │ 佐渡で生産されている牛乳はすべてクリーンミルク生産農場から出荷された安
#	佐渡	低月	脂肪生	丰乳	心・安全なものになります。
乳・乳製品	ナチ	ュラ	ルチ-	ーズ	佐渡の自然の中で育ち、厳選された牛乳を原料にした、お薦めの手作りナチュラルチーズです。「カマンベール」と「ゴーダ」「モッツァレラ」のほかALL JAPANナチュラルチーズコンテストで優秀賞を受賞した「クリームチーズ」などがあります。モッツァレラチーズは島内のイタリアンレストランでも使用され大人気です。
	そ	(の	他	佐渡産生乳を使用したソフトクリームも人気です。

◇ 購買事業

農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を供給しています。

予約肥料の早期納品奨励や自己引取の推進に取り組んでいるほか、大口予約奨励、直送対策等担い手、生産組織等の大口需要者へのコスト低減対策の普及に努めています。農薬については、大型規格農薬の活用による生産コスト低減への提案を行っています。

各窓口では営農指導員による野菜づくり等のアドバイスも行っています。

◇ 農機事業

大小農機具の供給をはじめとして整備・修理も行っています。また、農業生産における機械コスト低減にも目を向け、レンタル事業・保管事業などにも取り組み、農機販売担当者よる相談機能の充実と提案型の事業展開を進めています。

〇機械コスト低減への提案

農機レンタル (短期間有料貸出)	春期:トラクター、乗用田植機、コンポキャスタ 秋期:コンバイン、ブロキャス、プラソイラー装着トラクター
現有機械の長期使用促進	事前点検及び使用後の格納整備の強化、セルフメンテナンス講習会の実施
中古機械の活用	展示会での紹介、JA佐渡ホームページへの掲載

[生活関連事業]

◇ 店舗事業(Aコープ)

組合員・地域利用者が身近で安心して利用できる店舗をめざしています。地場農産物の「とれたてコーナー」は、新鮮で安心・安全なJAらしい店舗として人気です。現在は連結会社である株式会社JA・エーコープ佐渡が運営しております。Aコープ店は現在各地に7店舗あり、佐渡病院内にも売店を設置しております。

それ以外の地域にも、地域の方が運営するJA委託店があり、組合員・地域の方の日常生活の拠り所となっています。

◇ 自動車事業

自動車事業では、国内各メーカーの自動車を取り扱っています。中央車両センター、南佐渡車両センターでは、 車両販売のほか車検・点検整備、板金などを充実のスタッフ体制で承っています。

各地区の車両センターでは、組合員・地域の方の身近な整備工場として、販売・整備のほか安全なカーライフを過ごしていただくための活動や情報提供を行っています。

JAの自賠責共済、自動車共済や自動車ローンとも連携していますので、フルサポートでご利用いただけます。 また、環境にやさしい電気自動車の普及活動にも取り組んでおり、2カ所(両津・金井)に急速充電器を設置 しております。

◇ 燃料事業

島内に4カ所(両津・佐和田・金井・羽茂)のセルフスタンドを有しており、低コスト運営により、本土に比べ 非常に高い佐渡の燃料価格の引き下げに貢献しております。その他各地に7カ所の給油所を設置し、農業機械、 自動車用燃料のほか家庭用の灯油などの供給および、配送も行っています。

LPガス事業においては、安全化システムネットワークにより、高齢の方の一人暮らしでも安心してご利用いただけるよう体制整備に努めております。

[営農·生活相談事業]

◇ 営農指導相談

営農指導事業はJAの最も重要な事業です。安全・安心、高品質・良食味の佐渡産農畜産物生産のため、作目ごとに生産者部会等を組織し、現地研修会などで佐渡ブランド確立に向けた技術指導を行っています。

地域に出向く取り組みを中心に、農機燃料部門、金融部門、関係機関と連携し、担い手支援並びに新規就農者 の育成支援に努めてまいります。

また、農業従事者の高齢化が進む中、担い手対策として集落営農や法人化などを推進し、組織の立上げを支援しています。

◇ くらしの相談活動など

JAおよび子会社等では、組合員・地域の人たちのくらしの相談活動にも取り組んでいます。

金融事業部では、各支店での年金相談会をはじめとして、土日営業の融資センターでの融資相談会、ローン相談会などに取り組んでいます。

総務部では、女性部など組織による料理教室や生活文化活動など自主的活動の支援や、助け合い組織などのボランティア活動の支援にも取り組んでいます。

(2) 系統セーフティネット (貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1.653億円となっています。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2025 年3月末現在で4,863億円となっています。

【経営資料】 I 決算の状況

1. 貸借対照表

	資					(単位:十円)
74 E	会和5年度 会和6年 度					
科目	(숙	和6年2月29日		(令和7年2月28日)		
1.信用事業資産			109,846,829			129,392,742
(1) 現金		612,903			699,821	
(2) 預金		91,561,795			103,952,052	
系統預金	91,476,747			103,802,659		
系統外預金	85,048			149,392		
(3) 有価証券	224.222	6,344,940		074000	9,315,212	
国債	364,860			674,360		
地方債	1,786,934			4,615,636		
社債 受益証券	3,841,715			3,694,885		
	351,430	10 704 606		330,330	14.760.100	
(4) 貝 <u>田</u> (5) その他の信用事業資産		10,784,686 519,245			14,768,102 605,263	
未収収益	507 572	519,245		506 502	005,203	
│ <u>── 木収収益</u> その他の資産	507,572			596,583 8,679		
- <u>その他の負性</u> (6) 債務保証見返	11,672	66,550		0,079	78,397	
(7) 貸倒引当金		△ 43,292			△ 26,106	
2.共済事業資産		△ 45,23Z	634		<u> </u>	656
(1) その他の共済事業資産		634	004		656	000
3.経済事業資産		001	3,108,206		000	3,190,121
(1) 経済事業未収金		1,215,286	0,100,200		1,215,017	0,100,121
(2) 経済受託債権		97,325			108,436	
(3) 棚卸資産		565,176			643,449	
購買品	390,475	,		476,314	,	
販売品	39,333			18,217		
加工品	5,082			5,108		
その他の棚卸資産	130,285			143,808		
(4) 経済預け金		1,113,027			1,055,404	
(5) その他の経済事業資産		164,167			201,501	
(6) 貸倒引当金		△ 46,776			△ 33,688	
4.雜資産			290,556			305,702
(1) 雑資産		293,785			308,756	
(2) 貸倒引当金		△ 3,229			△ 3,053	
5.固定資産			3,990,259			4,318,809
(1) 有形固定資産		3,946,777			4,282,310	
建物	9,507,696			11,113,292		
機械装置	2,806,935			3,638,446		
土地	1,485,666			1,528,242		
生物	91,860			80,228		
リース資産	33,327			33,327		
建設仮勘定	1,099			5,409 3,319,053		
その他の有形固定資産 減価償却累計額	2,807,820 \triangle 12,787,627			3,319,053 △ 15,435,690		
(2)無形固定資産	△ 12,/0/,U2/	43,481		△ 13,433,090	36,499	
6.外部出資		43,461	5,059,102		30,439	5,919,015
(1) 系統出資		4,767,604	0,000,102		5,613,192	0,010,010
(2) 系統外出資		218,012			232,338	
(3) 子会社等出資		73,485			73,485	
7.繰延税金資産		70,100	14,405		70,100	19,064
資 産 合 計			122,309,994			143,146,113

(単位:千円)

負	 債		 i 純	 資		(単位:干円)
貝	[月	<u>久</u> 0	、 一	具	<u>库</u> 令和6年度	
科 目	(숙	和6年2月29日)	(4	节和0年度 6和7年2月28日)
1.信用事業負債			115,266,357			134,847,122
(1) 貯金		114,842,110			134,487,176	
(2) 借入金		61,861			48,328	
(3) その他信用事業負債		295,835			233,221	
未払費用	6,672	,		16,797	·	
その他の負債	289,162			216,423		
(4) 債務保証	,	66,550		,	78,397	
2.共済事業負債		,	494,755		,	534.329
(1) 共済資金		272,213	,		299.697	,
(2) 未経過共済付加収入		222,157			234,287	
(3) 共済未払費用		384			345	
3.経済事業負債			426,500		0.0	656,395
(1) 経済事業未払金		234,355	120,000		464,975	323,200
(2)経済受託債務		31,426			31,352	
(3) その他の経済事業負債		160,717			160,068	
4.雜負債			234,053		,	312.851
(1) 未払法人税等		9,147	20 1,000		10,666	0.2,00.
(2) リース債務		7,067			1,701	
(3) 資産除去債務		20,735			52,452	
(4) その他負債		197,102			248,031	
5.諸引当金		107,102	438,422		210,001	470,614
(1) 賞与引当金		23,757	100, 122		26,088	170,011
(2) 退職給付引当金		398,495			426,435	
(3) 役員退職慰労引当金		16,169			18,091	
負 債 合 計			116,860,089			136,821,314
1.組合員資本			5,808,626			7,013,794
(1) 出資金		2,202,267	-,,		2,609,252	.,,
(2) 資本準備金		224			224	
(3) 利益剰余金		3,630,587			4,440,143	
利益準備金	1,873,000	5,555,557		2,200,220	1,110,110	
その他利益剰余金	1.757.587			2,239,923		
(再評価積立金)	(71)			(71)		
(農業応援積立金)	(99,285)			(99,285)		
(米穀流通対策積立金)	(72,564)			(72,564)		
(災害対策積立金)	(50,000)			(70,000)		
(リスク管理積立金)	(200,000)			(290,000)		
(税効果調整積立金)	(13,510)			(14,405)		
(特別積立金)	(1,138,895)			(1,506,137)		
(当期未処分剰余金)	(183,259)			(187,458)		
《うち当期剰余金》	(120,266)			(116,947)		
(4) 処分未済持分	(. 25,255)	△ 24,452		(,5,7)	△ 35,825	
2.評価•換算差額等			△ 358,720		_ 55,525	△ 688,995
(1) その他有価証券評価差額金		△ 358,720	555,725		△ 688,995	_ 555,556
純 資 産 合 計		555,726	5,449,905		_ 555,556	6,324,799
負債及び純資産合計			122,309,994			143,146,113
只良久い代貝圧ロ引			122,303,334			140,140,113

2. 損益計算書

		人和巴尔克				(単位:千円)
科目	(会和5年3	令和5年度 月1日~令和6年	:2日20日)	(会和6年3	令和6年度 月1日~令和7年	2日28日)
1. 事 業 総 利 益		7710 174104	2,543,556	(1)1100	<u> </u>	2,857,214
事業収益		6,152,324	2,010,000		7,224,343	2,007,211
事業費用		3,608,768			4,367,128	
(1) 信用事業収益		872,708			1,050,427	
資金運用収益	775,926	072,700		927,467	1,000,127	
(うち預金利息)	(465,192)			(548,256)		
(うち有価証券利息)	(50,469)			(85,694)		
(うち貸出金利息)	(140,624)			(162,636)		
(うちその他受入利息)	(119,639)			(130,879)		
である。 一	41,727			46,806		
その他経常収益	55,054			76.154		
(2)信用事業費用	33,034	138,579		70,134	235,502	
資金調達費用	5,876	130,379		61,323	233,302	
(うち貯金利息)	(4,296)			(59,833)		
(うち給付補填備金繰入)	(679)			(196)		
(うち借入金利息)	(199)			(179)		
(つら信人筮利息)						
	(700)			(1,113)		
役務取引等費用 その他経常費用	9,194			8,498		
	123,509			165,680		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△42,217)		704.400	(△17,258)		0.1.1.00.1
信用事業総利益		505.400	734,129		504.070	814,924
(3) 共済事業収益		525,482			564,679	
共済付加収入	494,998			524,723		
その他の収益	30,483			39,956		
(4)共済事業費用		29,615			33,699	
	12,881			14,873		
	2,394			2,569		
その他の費用	14,339			16,256		
(うち貸倒引当金戻入益)	-			(0)		
共済事業総利益			495,866			530,979
(5)購買事業収益		3,675,038			4,328,777	
購買品供給高	2,795,604			3,346,344		
購買手数料	319,012			339,693		
修理サービス料	261,343			315,141		
その他の利益	299,078			327,597		
(6)購買事業費用		2,696,343			3,217,538	
購買品供給原価	2,427,053			2,902,688		
購買品供給費	158,267			178,282		
その他の費用	111,021			136,566		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△17,395)			(△12,430)		
購買事業総利益			978,694			1,111,239
(7)販売事業収益		710,319			849,175	
販売品販売高	460,927			544,363		
販売手数料	169,330			212,233		
その他の収益	80,061			92,577		
(8)販売事業費用		544,525			603,076	
販売品販売原価	433,996			481,864		
販売費	26,026			17,992		
その他の費用	84,502			103,219		
(うち貸倒引当金繰入額)	(119)			(310)		
販売事業総利益			165,793			246,099
(9) 保管事業収益		110,779	·		91,675	·
(10)保管事業費用		19,508			21,439	
(うち貸倒引当金戻入益)		-			(0)	
(うち貸倒引当金繰入額)		(4)			-	
保管事業総利益		(.,	91,271			70,236
P1. II . NO 400 13 III			3.,2.1			, 0,200

(単位:千円)

	 令和5年度			(単位:十円)	
科 目	(令和5年3月1日~令和6年	2日20日)	で加り及 (令和6年3月1日~令和7年2月28日)		
(11) 加工事業収益	29,622	27291)	32,734	-27200/	
(12)加工事業費用	26,885		30,931		
(12)加工事業負用 (うち貸倒引当金戻入益)	(\(\Delta\9\)		30,931		
	(Д9)		(0)		
(うち貸倒引当金繰入額)		0.707	(0)	1 000	
加工事業総利益	101 575	2,737	222.222	1,802	
(13)利用事業収益	181,575		223,996		
(14)利用事業費用	114,176		132,709		
(うち貸倒引当金戻入益)	_		(△894)		
(うち貸倒引当金繰入額)	(882)		-		
利 用 事 業 総 利 益		67,399		91,286	
(15)農業経営事業収益	122,925		111,908		
_(16)農業経営事業費用	119,168		111,655		
農業経営事業総利益		3,757		253	
(17)その他事業収益	392		123		
その他事業総利益		392		123	
(18)指導事業収入	38,504		38,862		
(19)指導事業支出	34,991		48,593		
(うち貸倒引当金繰入額)	(126)		(3)		
指導事業収支差額	(129)	3,513	(0)	△ 9,730	
2. 事業管理費		2.484.909		2,766,035	
(1)人件費	1,772,744	2, 13 1,000	1,987,755	2,700,000	
(2)業務費	128,723		137,766		
(3)諸税負担金	59,556		65,451		
(4)施設費	505,792		558,408		
(5)その他事業管理費	18,091		16,653		
事業利益	18,091	58,647	10,033	91,178	
3. 事業外収益		231,069		284,433	
	2.406	231,009	2.051	204,433	
(1)受取雑利息	3,496		3,051		
(2)受取出資配当金	74,263		89,101		
(3)賃貸料	127,526		131,129		
(4)雑収入	25,783		61,151		
4. 事業外費用		156,794	140	180,743	
(1)貸倒損失			149		
(2)寄付金	1,521		1,631		
(3)賃貸関連施設費用	125,826		150,257		
(4)雑損失	29,446		28,704		
(うち貸倒引当金戻入益)	_		(△175)		
(うち貸倒引当金繰入額)	(491)		-		
経 常 利 益		132,922		194,869	
5. 特 別 利 益		126,187		6,429	
(1)固定資産処分益	2,092		3,173		
(2)一般補助金	86,018		1,189		
(3)その他の特別利益	38,077		1,526		
6. 特 別 損 失		118,228		55,309	
(1)固定資産処分損	646		12,665		
(2)固定資産圧縮損	88,343		1,189	-	
(3)減損損失	19,034		36,878		
(4)その他の特別損失	10,204		4,576		
税引前当期利益		140,881	Í	145,989	
法人税・住民税及び事業税	21,509	,===	25,745	-,- 30	
法人税等調整額	△ 894		3,297		
法人税等合計	2 304	20,615	3,201	29,042	
当期剰余金		120,266		116,947	
当期首繰越剰余金	62,279	120,200	69,797	110,047	
農業応援積立金取崩額	02,279	714	05,797	714	
当期未処分剰余金					
크까소쓰기제조표		183,259		187,458	

⁽注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

令和5年度

令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)
 - ② 子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券

・時価のあるもの: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品

肥料・飼料・農薬・・・総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

生産資材…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

農機・車両本体…個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

農機・車両本体以外…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品…総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品以外・・・売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の購買品…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

②販売品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③加工品

有機センター(製品)…総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

その他の加工品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

④その他の棚卸資産

選果場出荷資材…先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

精液・生物…個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外のその他の棚卸資産…最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額の減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

- (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)
 - ② 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券

・時価のあるもの: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品

肥料・飼料・農薬・・・総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

生産資材…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

農機・車両本体…個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

農機・車両本体以外…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品・・・総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品以外…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法) 上記以外の購買品…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

②販売品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③加工品

有機センター(製品)…総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

その他の加工品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

④その他の棚卸資産

選果場出荷資材…先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

精液・生物・・・個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外のその他の棚卸資産…最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております生物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額の減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び 資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定することとしてしております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査 定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査してお り、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認めら れる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分し た額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしておりま

なお、契約職員の退職功労金の支給に備えて、契約職員退職功労 金制度実施要領に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期 末要支給額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する 主要な業務における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 利用事業

カントリーエレベーターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、 当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

令和6年度

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定することとしてしております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査 定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査してお り、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

(原則法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認めら れる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分し た額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしておりま す。

(簡便法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生すると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

(5) 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 利用事業

カントリーエレベーターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、 当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した 時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆などの農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者などに対する履行業務は、主にサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他の計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を 行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に 支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受 託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託 者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計 上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、 倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料 を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受 託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会 計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

令和6年度

組合員が生産した米・麦・大豆などの農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者などに対する履行業務は、主にサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目 については「0」で表示しております。

(8) その他の計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示 を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を 行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に 支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受 託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託 者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、 倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料 を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受 託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会 計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与し ている場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示してお ります。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販 売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として 表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 14,405千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差 異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌事業

(1)繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 19,064千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差 異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌事業

年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した中期 経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び 金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19,034千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、該当資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 93,298千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 1) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に掲載しております。

2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の 業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の 将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評 価し、設定しております。

3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定 が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒 引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

令和6年度

年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した中期 経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び 金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経 営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、 翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に 重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 36.878千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、該当資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 62.848千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 1) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に掲載しております。

2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の 業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の 将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評 価し、設定しております。

3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定 が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒 引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等を受けて、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,392,560千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 692,528千円 機械装置 480,781千円 生物 79,288千円その他の有形固定資産 138,064千円 無形固定資産 1,897千円

(2) 担保に供している資産 定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 45,818 千円 子会社等に対する金銭債務の総額 559,435 千円
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 81,942千円 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- (5) 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち破産更生債権及び、これらに準ずる債権額は93,402千円、危 険債権額は、170,171千円です。

(1) 国庫補助金等を受けて、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,811,385千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 1,308,915千円 機械装置 1,190,783千円 生物 52,693千円 その他の有形国字 250,732千円

生物 53,683千円 その他の有法 無形固定資産 1,897千円 リース動産

その他の有形固定 250,732千円 リース動産 5,374千円

- (2) 担保に供している資産 定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 51,381 千円 子会社等に対する金銭債務の総額 618,997 千円
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 61,709千円 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- (5) 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち破産更生債権及び、これらに準ずる債権額は84,513千円、危 険債権額は、55,979千円です。

なお、破産更生債権及び、これらに準ずる債権とは破産手続開始、更生 手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている **債務者に対する債権及び、これらに準ずる債権です。**

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないもの の、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及 び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及び、これら に準ずる債権を除く。)です。

債権のうち三月以上延滞債権は一千円、貸出条件緩和債権額は1,625

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌 日から三月以上遅延している貸出金で破産再生債権及び、これらに準ず る債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権 及び、これらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しな いものです

破産更生債権及び、これらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権 及び貸出条件緩和債権額の合計額は265.198千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 指益計算書に関する注記

	••
(1) 子会社等との取引による収益総額	497,589 千円
うち事業取引高	372,752 千円
うち事業取引以外の取引高	124,836 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	110,918 千円
うち事業取引高	3,675 千円

(3)減損損失に関する注記

うち事業取引以外の取引高

① 減損損失を認識し当事業年度に減損を計上した固定資産は次のと

107,242 千円

なお、当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピング を実施した結果、営業店舗については事業拠点ごとに、また、業務 外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産を グルーピングの最小単位としております。

中央営農農機センター等の農業関連施設については、独立した キャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッ シュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識してお ります。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類	その他
旧横山出張所	賃貸	土地、 その他有形固定資産	業務外固定資産
沢根営業所	賃貸	土地、建物	"
水津営業所	遊休	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	"
旧Aコープ河崎店	遊休	建物	<i>II</i>
相川第一給油所	遊休	土地	"
高千北部 ライスセンター	遊休	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	"

② 減損損失の認識に至った経緯

- 1) 旧横山出張所については、賃貸によりキャッシュ・フローによる 回収が見込めないため、解体費を見込んで減損損失を計上し帳 簿価額を備忘価額まで引き下げました。
- 2) 沢根営業所については、賃貸によりキャッシュ・フローによる回 収が見込めないため、減損損失を計上し減損価額を備忘価額ま で引き下げました。
- 3) 水津営業所については、賃貸契約が終了し遊休施設となった なっため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げ ました。
- 旧Aコープ河崎店については、賃貸契約が終了し遊休施設と たため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げま
- 5) 相川第一給油所については、土地の時価が帳簿価額を下回 ったため、減損損失を計上し帳簿価額を時価まで引き下げまし t-.

令和6年度

なお、破産更生債権及び、これらに準ずる債権とは破産手続開始、更生 手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及び、これらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないもの の、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及 び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及び、これら に準ずる債権を除く。)です。

債権のうち三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は 69.752千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌 日から三月以上遅延している貸出金で破産再生債権及び、これらに準ず る債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権 及び、これらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しな いものです。

破産更生債権及び、これらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権 及び貸出条件緩和債権額の合計額は210.214千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(1) 子会社等との取引による収益総額	669,142 千円
うち事業取引高	527,541 千円
うち事業取引以外の取引高	141,601 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	132,860 千円
うち事業取引高	99,702 千円
うち事業取引以外の取引高	33,158 千円

(3) 減損損失に関する注記

① 減損損失を認識し当事業年度に減損を計上した固定資産は次のと おりです。

なお、当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピング を実施した結果、営業店舗については事業拠点ごとに、また、業務 外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産を グルーピングの最小単位としております。

中央営農農機センター等の農業関連施設については、独立した キャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッ シュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識してお ります。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種類	その他
金泉営業所	遊休	土地、建物	業務外固定資産
泉事務所	賃貸	建物	"
ふれあい福祉会	賃貸	建物	"
西三川農機センター	賃貸	建物	"
徳和ライスセンター	賃貸	建物	<i>II</i>
加茂ライスセンター	賃貸	建物	"
旧川茂事務所	遊休	建物	"
水津営業所	遊休	建物	"
豊岡営業所	遊休	建物	"
梅津アルコール貯蔵庫	遊休	建物	"

② 減損損失の認識に至った経緯

- 1) 金泉営業所については、賃貸契約が終了し遊休施設となった ため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げまし
- 2) 泉事務所については、貸借人の事業が当組合の附帯事業に 該当しないため、減損損失を計上し帳簿価格を備忘価額まで引 き下げました。
- 3) ふれあい福祉会については、貸借人の事業が当組合の附帯 事行に該当しないため、減損損失を計上し帳簿価格を備忘価額 まで引き下げました。

また、賃貸期間終了等による原状回復義務に関し資産除去債 務を計上しております。

4) 以下については、賃貸資産となっており、賃借期間終了等に よる原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。 西三川農機センター、徳和ライスセンター、加茂ライスセンター

6) 高千北部ライスセンターについては、ライスセンターとしての稼働をせず、カントリーの一時ステーションとして事業グループを変更したことにより、将来においてキャッシュ・フローによる回収の可能性がなくなったため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げました。

③ 特別損失に計上した減損損失の金額

1) 旧横山出張所 3,160千円

(土地3.029千円、その他の有形固定資産131千円)

2) 沢根営業所 4,850千円

(土地4,200千円、建物649千円)

3) 水津営業所 982千円

(建物740千円、機械装置186千円、

その他の有形固定資産55千円)

- 4) 旧Aコープ河崎店 864千円(建物864千円)
- 5) 相川第一給油所 2,573千円(土地2,573千円)
- 6) 高千北部ライスセンター 6,602千円 (建物5,701千円、機械装置594千円、 その他の有形固定資産306千円)

④ 回収可能価額の算定方法

- 1) 横山出張所については、固定資産の回収可能価額は正味売却 価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算 定されています。
- 2) 沢根営業所については、固定資産の回収可能価額は正味売却 価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算 定されています。
- 3) 水津営業所については、固定資産の回収可能価額は正味売却 価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算 定されています。
- 4) 旧Aコープ河崎店については、固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。
- 5) 相川第一給油所については、固定資産の回収可能価額は正味 売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額、大規 模宅地については規模格差補正後評価に基づき算定されてい まま
- 6) 高千北部ライスセンターについては、固定資産の回収可能価額 は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価 額に基づき算定されています。

令和6年度

5) 以下については、遊休不稼働資産となっており、賃借期間終 了等による.原状回復義務に関し資産除去債務を計上しており ます。

旧川茂事務所、水津営業所、豊岡営業所、梅津アルコール貯蔵庫

③ 特別損失に計上した減損損失の金額

1) 金泉営業所 2.887千円

(土地 1.550千円、建物1.336千円)

2) 泉事務所 459千円

(建物 459千円)

3) ふれあい福祉会 12,978千円

(建物 12,978千円、 内資産除去債務 9,136千円)

4) 西三川農機センター 1,662千円

(建物 1,662千円、 内資産除去債務 1,662千円)

5) 徳和ライスセンター 2,010千円

(建物 2.010千円、 内資産除去債務 2.010千円)

6) 加茂ライスセンター 6,754千円

(建物 6,754千円、内資産除去債務 6,754千円)

7) 旧川茂事務所 6,337千円

(建物 6,337千円、 内資産除去債務 6,337千円)

8) 水津営業所 1,673千円

(建物 1,673千円、 内資産除去債務 1,673千円)

9) 豊岡営業所 1,958千円

(建物 1,958千円、 内資産除去債務 1,958千円)

10) 梅津アルコール貯蔵 155千円

(建物 155千円、内資産除去債務 155千円)

- ④ 回収可能価額の算定方法
 - 1) 金泉営業所については、固定資産の回収可能価額は正味売却 価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算 定されています。
 - 2) 泉事務所については、固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。
 - 3) ふれあい福祉会については、固定資産の回収可能価額は正味 売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基 づき算定されています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域内の個人、企業、団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行にによってもたらされる信用リスクに晒されます。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純 投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用 リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 さらに営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒 されています。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域内の個人、企業、団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されます。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。さらに営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部及び融資センターにおいて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全 化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金 については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産 及び財務の健全化に努めております。

2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの 投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営 層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換 及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用 方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の 売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引について はリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期 的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の 金融商品です。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主たる 金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している 債券、投資信託、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が454,660千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、 算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未 実行金額についても含めて計算しています。

3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次 の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、 市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と 位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運 用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価額のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

令和6年度

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部及び融資センターにおいて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全 化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金 については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産 及び財務の健全化に努めております。

2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの 投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営 層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換 及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用 方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の 売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引について はリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期 的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の 金融商品です。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主たる 金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している 債券、投資信託、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が212,102千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未 実行金額についても含めて計算しています。

3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次 の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、 市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と 位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運 用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価額のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

			(単位:千円)
	貸借対照表計 上額	時 価	差額
預金	91,561,795	91,508,659	△53,136
有価証券	6,344,940	6,355,490	10,549
満期保有目的の債券	2,098,590	2,109,140	10,549
その他有価証券	4,246,350	4,246,350	_
貸出金	10,784,686		
貸倒引当金(*1)	△43,292		
貸倒引当金控除後	10,714,394	10,908,886	167,492
資産計	108,648,130	108,773,036	124,905
貯金	114,842,110	114,736,686	△105,424
負債計	114,842,110	114.736.686	△105,424

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

1) 預金

満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融 機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額の未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

					(単位:千円)
外	部	出	資	(*1)	5,059,102

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
預金	91,561,795	ı	ı	-	ı	-
有価証券(*4)						
満期保有 目的の債券	_	1	100,000	1	300,000	1,700,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	300,000	100,000	100,000	100,000	396,830	3,554,600
貸出金(*1,2,3)	1,286,342	848,981	766,943	671,369	545,102	6,601,402
合 計	93,148,138	948,981	966,943	771,369	1,241,932	11,856,002

(*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 288,830千円については「1年以内」に含め

令和6年度

			(単位:千円)
	貸借対照表計 上額	時 価	差 額
預金	103,952,052	103,673,019	△279,033
有価証券	9,315,212	9,165,120	△150,092
満期保有目的の債券	4,699,012	4,548,920	△150,092
その他有価証券	4,616,200	4,616,200	_
貸出金	14,768,102		
貸倒引当金(*1)	△26,106		
貸倒引当金控除後	14,741,996	14,741,906	△89
資産計	128,009,260	127,580,046	△429,214
貯金	134,487,176	134,105,090	△382,085
負債計	134,487,176	134,105,090	△382,085

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

1) 預金

満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融 機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額の未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

					(単位:千円)
外	部	出	資	(*1)	5,919,015

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位・千)

						(単位:十円
	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
預金	103,952,052	ı	_	-	_	_
有価証券(*4)						
満期保有 目的の債券	_	100,000	100,000	300,000	200,000	4,000,000
その他の有 価証券の うち満期が あるもの	100,000	100,000	100,000	395,190	255,820	4,729,320
貸出金(*1,2,3)	1,843,944	1,463,549	1,343,536	1,209,465	908,910	7,930,188
合 計	105,895,996	1,663,549	1,543,536	1,904,655	1,364,730	16,209,508

(*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)294,639千円については「1年以内」に含め

ています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

- (*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等27,460千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付実行金額の一部実行案件37,084千円は償還 日が特定できないため含めていません。
- (*4) 有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

ı						, i i-	- 1 1 67
		1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
	貯金(*1)	100,877,290	6,146,619	6,738,379	277,132	650,382	152,308
ı							

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和6年度

ています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

- (*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等17,820千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付実行金額の一部実行案件50,688千円は償還 日が特定できないため含めていません。
- (*4)有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

					\ -	L. J/
	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
貯金(*1)	117,146,802	8,488,655	7,009,507	641,710	963,455	237,044

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価 及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

₩ # + 1 nm +		
貸借対照表 計上額	時 価	差額
-	_	1
1,100,000	1,112,950	12,950
300,000	301,260	1,260
1,400,000	1,414,210	14,210
100,000	99,030	△970
499,544	497,460	△2,084
99,045	98,440	△605
698,590	694,930	△3,660
2,098,590	2,109,140	10,549
	計上額 	計上額 時間 1,100,000 1,112,950 300,000 301,260 1,400,000 1,414,210 100,000 99,030 499,544 497,460 99,045 98,440 698,590 694,930

② その他の債券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

				(平位,十月)
区分		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計	国債	_	-	_
上額が取得原 価又は償却原	地方債	_	ı	_
価を超えるもの	社債	400,600	399,992	607
小 計		400,600	399,992	607
貸借対照表計	国債	264,860	295,039	△30,179
上額が取得原 価又は償却原	地方債	187,390	200,000	△12,610
価を超えないも	社債	3,042,070	3,310,038	△267,968
の	受益証券	351,430	400,000	△48,570
小	Ħ	3,845,750	4,205,077	△359,328
合	Ħ	4,246,350	4,605,070	△358,720

- (注)なお、上記差額△358,720千円を貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。
- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

			(
区分	売却額	売却益	売却損
受益証券	544,742	26,878	_

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価 及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

区分	-	貸借対照表 計上額	時 価	差額
時価が貸借対		_	1	_
照表計上額を	地方債	_	1	_
超えるもの	社債	_	_	_
小	 	_	1	_
時価が貸借対	国債	100,000	95,070	△4,930
照表計上額を	地方債	3,899,596	3,762,340	△137,256
超えないもの	社債	699,415	691,510	△7,905
小	†	4,699,012	4,548,920	△150,092
合	†	4,699,012	4,548,920	△150,092

② その他の債券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

(+ \(\frac{1}{2}\). 1 1				
区分		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計	国債	_	_	_
上額が取得原 価又は償却原	地方債	_	_	_
価を超えるもの	社債	100,040	99,998	41
小	小 計		99,998	41
貸借対照表計	国債	574,360	695,883	△121,523
上額が取得原 価又は償却原	地方債	716,040	800,000	△83,960
価を超えないも	社債	2,895,430	3,309,313	△413,883
の	受益証券	330,330	400,000	△69,670
小	計	4,516,160	5,205,196	△689,036
合	計	4,616,200	5,305,195	△688,995

- (注)なお、上記差額△688,995千円を貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。
- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:千円)

区分	売却額	売却益	売却損
受益証券	641,328	43,273	l

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会及び全国共済農業協同組合連合会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(1) 退職給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会及び全国共済農業協同組合連合会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、IBJA羽茂の職員及び一部の臨時職員については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,493,910 千円
勤務費用	95,022 千円
利息費用	8,043 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 1,553 千円
退職給付の支払額	△ 88,002 千円
期末における退職給付債務	1.507.419 千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,169,621 千円
期待運用収益	10,440 千円
数理計算上の差異の発生額	9,525 千円
特定退職金共済制度への拠出金	39,225 千円
確定給付型年金制度への拠出金	20,917 千円
退職給付の支払額	△ 70,647 千円
期末における年金資産	1.179.083 千円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,507,419	千円
特定退職金共済制度	△ 778,363	千円
確定給付型年金制度	△ 400,720	千円
未積立退職給付債務	328,336	千円
未認識数理計算上の差異	70,158	千円
貸借対照表計上額純額	398,495	千円
退職給付引当金	398,495	千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	95,022 千円
利息費用	8,043 千円
期待運用収益	△ 10,440 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 2,631 千円
合計	89,994 千円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 全国農林漁業団体共済会(特定退職金共済制度)

債券	64 %
年金保険投資	28 %
現金及び預金	3 %
その他	5 %
合計	100 %
全国共済農業協同組合連合会(確定給付	†型年金制度)
一般勘定	100 %
合計	100 %

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想され る年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び 将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 0.00%~2.06 % 割引率 長期期待運用収益率 0.90 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職 員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が 行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担

令和6年度

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した 制度を除く。)

期首における退職給付債務	1,500,330	千円
勤務費用	91,125	千円
利息費用	9,863	千円
数理計算上の差異の発生額	△ 65,675	千円
退職給付の支払額	△ 90,816	千円
期末における退職給付債務	1.444.826	千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度 を除く。)

期首における年金資産	1,179,083 千円
期待運用収益	10,559 千円
数理計算上の差異の発生額	14,529 千円
特定退職金共済制度への拠出金	38,799 千円
確定給付型年金制度への拠出金	20,253 千円
退職給付の支払額	△ 75,350 千円
期末における年金資産	1.187.873 千円

④ 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末 残高の調整表

期首における退職給付債務	30,381 千円
退職給付費用	15,102 千円
退職給付の支払額	△ 2,867 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 8,813 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△ 2,462 千円
退職給付に係る負債の期末残高	31,341 千円

⑤ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上され た退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,645,604 千円
特定退職金共済制度	△ 950,523 千円
確定給付型年金制度	△ 406,787 千円
未積立退職給付債務	288,294 千円
未認識数理計算上の差異	138,141 千円
貸借対照表計上額純額	426,435 千円
退職給付引当金	426,435 千円

⑥ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	頁		
勤務費用		91,125	千円
利息費用		9,863	千円
期待運用収益	Δ	10,559	千円
数理計算上の差異の費用処理額	Δ	17,867	千円
簡便法で計算した退職給付費用		15,102	千円
合計		87,664	千円

⑦ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

全国農林漁業団体共済会(特定退職金共済制度)

債券 6	9	%
年金保険投資 2	5	%
現金及び預金	6	%
その他	0	%
合計 10	0	%
全国共済農業協同組合連合会(確定給付型年金制)	臣))

一般勘定	100	%
合計	100	%

⑧ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想され る年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び 将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑨ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 0.26~2.69 % 割引率

長期期待運用収益率 0.89 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職 員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が 行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担

金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金 の額は、24.986千円となっています。

また、翌事業年度以降において負担することが見込まれる特例業務負 担金の総額は231,478千円(令和5年3月現在における令和14年3月まで の負担金将来見込み額)となっています。

令和6年度

金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金 の額は、27,740千円となっています。

また、翌事業年度以降において負担することが見込まれる特例業務負 担金の総額は233,635千円(令和6年3月現在における令和14年3月まで の負担金将来見込み額)となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

	(- 1 1)
区 分	
繰 延 税 金 資 産	
退職給付引当金	110,223
役員退職慰労引当金	4,472
貸倒引当金超過額	25,419
貸出金非定型未収利息計上額	6,796
賞与引当金	6,571
減損損失	73,099
外部出資評価損	33,753
法定福利費	1,127
CBS造成工事	6,679
借地造成償却費	44,514
資産除去債務	5,735
購買棚卸除却否認	5,338
その他	5,283
未払事業税	1,195
繰延税金資産小計	330,212
評価性引当額	△ 315,806
繰延税金資産合計	14,405

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

27.66 % 法定实効税率 交際費等永久に損金に算入されない項目 3 19 % 受取配当金等永久に益金に算入されない項 △7.57 % 住民税等均等割等 △ 0.73 % 評価性引当額の増減 A 8 40 % その他 △ 0.25 % 税効果会計適用後の法人税等の負担率 12.33 %

(1) 繰延税金資産の主な内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

区分	
退職給付引当金限度超過	117,951
借地造成償却費	81,491
減損損失	73,033
外部出資評価損否認額	33,836
資産除去債務	14,508
賞与引当金	7,215
未払費用(年度末手当)	6,463
CBS造成工事	6,289
貸出金非定型未収利息計上額	6,029
購買棚卸除却否認	5,537
役員退職慰労引当金	5,004
貸倒引当金限度超過額	4,112
その他	1,935
未払事業税	1,461
未払費用(法定福利費)	1,242
繰延税金資産小計	366,114
評価性引当額	△ 347,049
繰延税金資産合計	19,064

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

27.66 % 法定实効税率 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.05 % 受取配当金等永久に益金に算入されない項 △ 8.87 % 住民税等均等割等 1.56 % 評価性引当額の増減 A 281 % その他 0.30 %

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計 上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

税効果会計適用後の法人税等の負担率

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計 上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和5年9月27日、合併予備契約を締結し、10月7日の臨時総会の合併 決議を経て、令和6年3月1日付にて、当組合と羽茂農業協同組合との間に おいて、当組合を存続組合とする定款変更方式による合併を行っています。

(1)合併の目的

① JA、農業を取り巻く情勢について

1) 佐渡島内人口並びに組合員の状況

佐渡島内の人口は令和6年2月末現在で、約5万人であり、毎年約 1.000人程度の減少が続いています。その中で約600人の移住者も あるなど、地域住民の多様化が徐々に進んでいます。

農業生産者数は、毎年減少していますが、その一方で生産法人 化、大規模化、直売所会員の増加、新規就農者や農産加工、販売 事業者など農業に新たなビジネスチャンスを求め、農業に携わる方 も少しずつ増えてくるなど担い手も含め多様化しています。

2) 農畜産物の生産の状況

令和2年(農林業センサス)によると、佐渡市の経営耕地総面積は、 約7,100haであり、5年前と比較すると約842ha減少しています。また、 販売農家数についても令和2年では、約3,300人であり、5年前と比 較すると約1,000人減少しており、特に家族経営や兼業経営を中心 に減少が続いています。

方、佐渡産の農畜産物は、米をはじめとしておけさ柿、りんご。 洋なし、いちじく、みかんなどの果樹、乳製品、子牛、肥育牛などトキ との共生、世界農業遺産の認定など地域をあげた生物多様性農業 の推進の取り組みもあり、市場からの注目や取引要望はあるものの、 生産体制が追い付かない状況から、約70億円の需要に対し、現在の の担い手農家・経営体だけでは支えていく事が困難になっています。

(収益を理解するための基礎となる情報)

11. 合併に関する注記

当事業年度において、定款変更方式合併対象資産の全部について、当 該定款変更方式合併直前の帳簿価格を付す定款変更方式合併が行われ ています。

(1)定款変更方式合併消滅組合の名称 羽茂農業協同組合 (2) 定款変更方式合併の目的 定款変更方式

(3)定款変更方式合併日 (4) 定款変更方式合併存続組合の名称

令和6年3月1日 佐渡農業協同組合 1対1の対等合併

19.89 %

(5)合併比率及び算定方法

1,000円

(6)出資1口あたりの金額

(7) 定款変更方式合併消滅組合から継承した資産、負債、純資産の額 及び主な内訳

資 産 19,427,477千円

(うち、預金16,460,604千円、有価証券836,760千円、

貸出金 380,652千円、経済事業未収金108,179千円)

負債 18,315,706千円(うち貯金18,087,121千円) 純資産 1,111,770千円(うち出資金473,196千円)

なお、これらについては帳簿価格で評価しています。 また、会計処理方法は統一しています。

令和6年度

(経営耕地総面積及び販売農家数は、2020年・2015年農林業センサスより記載)

3)JA経営をめぐる課題

資金運用環境の悪化と共済契約者数の減少、新契約高の減少によってこれまでJA収支の柱であったJAの信用・共済事業の収益力の低下が顕著となっています。

その中で、JAの経済事業(購買、販売、利用等)の収益力向上・ 収支改善に向けて農業生産振興を柱とした経営改善の実践が課題 となっています。

一方、地域農業を支えるJAの営農指導員をはじめとした事業を支える職員の減少も踏まえ、人口減の佐渡において、いかに業務の効はかっていくかが大きな課題となっています。

② 佐渡地区における合併の意義と目指すべき対応

1)島内全域・佐渡市一円JAによるさらなる農業振興・農業支援の実現

島内全域・佐渡市一円のJAとなることにより、農業振興、農業政策等の実践がより円滑になり、各種活動内容の取り組み強化につながると考えられます。

また、佐渡農業の魅力発信等、対外的なPR力の向上が期待されます。

2) 南佐渡地域における事業体制の構築・整備、業務運営の効率化 各種の農業関連施設や事業施設について、効果的・効率的な稼 働、組合員の利活用が可能となります。(カントリーエレベーター、農 業倉庫、園芸集出荷貯蔵施設、資材店舗、農機・車両センター、燃 料関係施設、金融店舗など)

(2)合併の方法

佐渡農業協同組合及び羽茂農業協同組合は、定款変更方式により合併 し、佐渡農業協同組合を存続組合とし、羽茂農業協同組合は解散すること としました。

(3)合併後の組合の名称 佐渡農業協同組合

(4)出資金1口あたりの金額 1,000円

期末残高

12. その他の注記

- (1) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記
 - ①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - 該当資産除去債務の概要

当組合の一部建物に使用されている有害部質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

② 当事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減

期首残高 20,734千円 有害物質除去債務の認識に伴う増加 —千円 時の経過による調整額 1千円 資産除去債務の履行による減少額 —千円

③ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAは、施設の土地に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。

20.735千円

また、移転が行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期 を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産 除去債務は計上していません。

- (1) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記
 - ① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - 該当資産除去債務の概要

当組合の一部建物に使用されている有害部質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

当組合の一部建物は、設置の際に土地所有者との事業用定期借 地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了等に よる原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 該当資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積金額にて算定しております。

③ 当事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減

期首残高 22,761千円 有害物質除去債務等の認識に伴う増加 29,689千円 時の経過による調整額 1千円 資産除去債務の履行による減少額 —千円 期末残高 52,452千円

4. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	令和5年度	令和6年度
1 当期未処分剰余金	183,259,506	187,458,303
2 剰余金処分額	113,462,504	128,198,589
(1)利益準備金	41,000,000	40,000,000
(2)特別積立金	20,000,000	30,000,000
(3)農業応援積立金	714,295	714,285
(4)災害対策積立金	20,000,000	30,000,000
(5)リスク管理積立金	20,000,000	10,000,000
(6)税効果調整積立金	894,596	4,659,750
(7)出資配当金	10,853,613	12,824,554
(5)特別積立金取崩額		
3 次期繰越剰余金	69,797,002	59,259,714

- 任意積立金における目的別積立金の積立目的、積立目標額および取崩基準は次のとおりです。
- ①農業応援積立金
- 地域農業の維持・振興のために活用できる資金として積み立てる。 • 精立目的
- 積立目標額 1億円
- 積立目的に照らして地域農業の維持・振興のために意欲のある生産者・組織が行う農業経営計画について資金助成等に •取崩基準 よってより効果が期待されると経営管理委員会が認めた場合。

②米穀流诵対策積立金

- •積立目的 主食用米の調整保管・販売米対策を円滑に推進するため。
- •積立目標額
- •取崩基準 主食用米の保管経費に充当する場合又は米の消費拡大・流通対策費等、諸流通対策費相当額を取り崩す。

③災害対策積立金

- 自然災害等の発生にかかる義援金・見舞金の受入、支払に資するため。 • 精立目的
- 積立目標額 1億円
- 管内で発生した災害による損害に対して、組合員等へ支出する場合、および管内以外の地域で発生した災害による損害に •取崩基準 対して支出する場合、それぞれの対策経費相当額。

④税効果調整積立金

- 自己資本比率の維持向上、信用事業を中心とした事業が円滑に運営されるための基盤強化に資するため。 • 精立目的
- 積立基準 毎事業年度末の税効果会計により発生した税効果相当額とし、次により計算する。

毎事業年度積立額=アーイ

ア: 当年度末における税務上の一時差異の金額×法定実効税率

イ:前年度末積立金額

ただし、積立初年度においては過年度税効果調整額および初年度分の税効果調整額の合計額を積み立てるものとする。

- •取崩基準
 - 1 事業年度末において、上記の計算式でイの額がアの額を上回った場合(当年度末の税効果相当額が前年度末の税効果相 当額を下回り、繰延税金資産を取り崩す場合)は、当該上回った金額。
 - 2 事業年度末に欠損金があり、特別積立金を取り崩して補てんした後、なお、残額がある場合にその当該金額。

⑤リスク管理積立金

- 貸出金等不良債権処理、有価証券運用のリスク負担、遵守が求められる会計諸施策(退職給付会計、固定資産の減損損失等) •積立目的 の適用に関するリスク及び農産物の販売流通リスク等に対応し、経営の健全性を維持し、損失補てんへのてん補に備えるため。
- 積立目標額 3億円
- •積立基準 毎事業年度の剰余金処分により目的積立金として、目標額に達するまで積み立てるものとする。
- •取崩基準 次の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取り崩しとして、以下の限度額により取り崩すことができるものとする。
- 1) 不良債権の処理

貸出金、未収金等の不良債権を処理(直接償却及び間接償却)することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当年度の発生 額を限度に取り崩す。

2) 有価証券の処理

有価証券の処分損及び評価損を計上することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該有価証券の運用に対するネット額を 限度に取り崩す。

3) 預け金の損失等

預け金で損失を計上し、当該損失額を処理することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取り崩す。

4) 外部出資の損失

外部出資について損失引当金または減損損失及び譲渡損失を計上することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失 額を限度に取り崩す。

5) 固定資産の減損損失、資産除去債務

固定資産で減損損失、資産除去債務を計上し、当該損失額を処理することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額 を限度に取り崩す。

6) 農産物販売流通リスク

販売・流通に関して偶発的に発生した農産物等(加工品含む)の回収、廃棄、補償費用や販売先の経営破綻等による販売代金の回収不能に より、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取り崩す。

7) その他

前記に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する多種多様なリスク(会計諸施策の改正を含む)により、その年度に発生する費用が 多額である場合、当該処理額を限度に取り崩す。

5. 部門別損益計算書

令和5年度

(単位:千円)

区分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,152,324	872,708	525,482	2,164,809	2,550,818	38,504	
事業費用 ②	3,608,768	138,579	29,615	1,454,090	1,951,491	34,991	
事業総利益③ (①-②)	2,543,556	734,129	495,866	710,719	599,327	3,531	
事業管理費④=⑤+⑥	2,484,909	453,939	385,182	919,899	566,912	158,975	
うち直課分⑤	(2,484,909)	(364,171)	(282,851)	(728,899)	(420,671)	(140,968)	(547,347)
人件費	(1,772,744)	(317,358)	(268,380)	(489,835)	(328,595)	(129,508)	(239,067)
業務費他	(128,723)	(360)	(-)	(31)	(-)	(7)	(128,324)
諸税負担金	(59,556)	(-)	(-)	(15,881)	(3,691)	(1,579)	(38,403)
施設費	(505,792)	(46,452)	(14,470)	(223,151)	(88,019)	(9,872)	(123,825)
(減価償却費)	247,919	9,451	5,225	170,158	20,637	3,885	38,561
その他管理費	(18,091)	(-)	(-)	(-)	(364)	(-)	(17,726)
うち共通管理費⑥		(89,768)	(102,331)	(190,999)	(146,240)	(18,007)	(△ 547,347)
減価償却費		(6,434)	(7,303)	(12,355)	(11,081)	(1,386)	(△ 38,561)
人件費		(43,272)	(49,414)	(72,581)	(65,863)	(7,935)	(\triangle 239,067)
事業利益8=3-4	58,647	280,190	110,684	△ 209,179	32,414	△ 155,461	
事業外収益⑨	231,069	15,184	17,252	29,494	166,058	3,078	
※うち共通分⑩		(15,184)	(17,252)	(29,494)	(25,495)	(3,065)	(\triangle 90,492)
事業外費用⑪	156,794	18,007	20,485	33,003	81,650	3,647	
※うち共通分⑫		(18,007)	(20,485)	(33,003)	(30,306)	(3,647)	(\triangle 105,449)
経常利益(3=8+9-11)	132,922	277,367	107,450	△ 212,688	116,822	△ 156,029	
特別利益⑭	126,187	21,561	24,517	39,511	36,240	4,356	
※うち共通分⑮		(21,561)	(24,517)	(39,511)	(36,240)	(4,356)	(\triangle 126,187)
特別損失⑥	118,228	20,296	19,272	38,266	36,967	3,424	
※うち共通分⑪		(20,296)	(19,272)	(38,266)	(36,967)	(3,424)	(Δ 118,228)
税引前当期利益 ⑱=⑪+⑭-⑯	140,881	278,632	112,695	△ 211,443	116,095	△ 155,097	
営農指導事業分 配賦額⑲		19,724	13,954	99,423	21,995	△ 155,097	
営農指導事業分配賦後税引前 当期利益②=®-⑨	140,881	258,907	98,740	△ 310,867	94,099		

[※]うち共通は各事業に直課できない部分

(注)

- 1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等 (事業総利益割+部門職員割+事業管理費割(人件費除く))÷3の基準で各部門へ配賦。 (2) 営農指導事業 管理部門を除く全部門に対して見立て割合で配賦。

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

_	_ HOWN D 1 T (1 4 4 HOWN)		3/P(* F D) H /				<u> </u>
	区分	信用事業	共済事業	農業関 連事業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	合 計
	共通管理費等	16.4	18.7	34.9	26.7	3.3	100
	営農指導事業	12.7	9.0	64.1	14.2		100

6. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の 2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

令和6年度

(単位:千円)

							(単位:十円)
区分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	7,224,343	1,050,427	564,679	2,675,039	2,963,352	38,862	
事業費用 ②	4,367,128	235,502	33,699	1,836,499	2,280,852	48,593	
事業総利益③ (①-②)	2,857,214	814,924	530,979	838,540	682,500	△ 9,730	
事業管理費④=⑤+⑥	2,766,035	534,295	350,587	1,054,683	653,546	172,922	
うち直課分⑤	(2,766,035)	(436,055)	(289,226)	(899,096)	(539,271)	(160,291)	(442,093)
人件費	(1,987,755)	(384,678)	(274,784)	(615,566)	(432,511)	(147,782)	(132,432)
業務費他	(137,766)	(831)	(-)	(-)	(-)	(19)	(136,915)
諸税負担金	(65,451)	(9)	(9)	(19,290)	(3,901)	(554)	(41,686)
施設費	(558,408)	(50,496)	(14,433)	(264,240)	(102,344)	(11,935)	(114,959)
(減価償却費)	285,343	9,531	4,899	205,748	34,890	5,526	24,747
その他管理費	(16,653)	(40)	(0)	(-)	(513)	(-)	(16,099)
うち共通管理費⑥		(98,240)	(61,360)	(155,587)	(114,275)	(12,630)	(△ 442,093)
減価償却費		(6,681)	(4,233)	(6,484)	(6,704)	(643)	(\triangle 24,747)
人件費		(33,400)	(20,981)	(38,892)	(35,130)	(4,027)	(🛆 132,432)
事業利益⑧=③-④	91,178	280,629	180,392	△ 216,143	28,953	△ 182,652	
事業外収益⑨	284,433	43,115	17,825	40,773	179,002	3,716	
※うち共通分⑩		(28,640)	(17,825)	(39,504)	(32,836)	(3,671)	(🛆 122,477)
事業外費用⑪	180,743	31,726	19,694	40,117	85,087	4,116	
※うち共通分⑫		(31,726)	(19,694)	(39,870)	(36,173)	(4,116)	(\triangle 131,582)
経常利益(3=8+9-11	194,869	292,018	178,522	△ 215,487	122,868	△ 183,052	
特別利益個	6,429	1,523	948	1,889	1,872	195	
※うち共通分⑮		(1,523)	(948)	(1,889)	(1,872)	(195)	(\triangle 6,429)
特別損失⑯	55,309	10,276	6,406	15,562	21,618	1,445	
※うち共通分⑪		(10,276)	(6,406)	(15,562)	(21,618)	(1,445)	(\triangle 55,309)
税引前当期利益 18=13+14-16	145,989	283,264	173,065	△ 229,159	103,122	△ 184,302	
営農指導事業分 配賦額 ⁽⁹⁾		33,450	19,693	77,536	53,620	△ 184,302	
営農指導事業分配賦後税引前 当期利益⑩=⑱-⑩	145,989	249,813	153,371	△ 306,696	49,501		
≫った共涌け久事業に	古钾できたい如く						•

※うち共通は各事業に直課できない部分

(注)

- 1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等 (事業総利益割+部門職員割+事業管理費割(人件費除く))÷3の基準で各部門へ配賦。 (2) 営農指導事業 管理部門を除く全部門に対して見立て割合で配賦。

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関 連事業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	合 計
共通管理費等	22.2	13.9	35.2	25.8	2.9	100
営農指導事業	18.1	10.7	42.1	29.1		100

6. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の 2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標(直近の5事業年度における主要な業務の状況)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事 業 収 益	7,545,055	7,647,970	5,961,449	6,152,324	7,224,343
信用事業収益	963,244	870,468	886,094	872,708	1,050,427
共 済 事 業 収 益	653,643	625,446	568,360	525,482	564,679
農業関連事業収益	3,095,634	3,126,300	2,022,267	2,164,809	2,675,039
その他事業収益	2,832,532	3,025,753	2,559,569	2,589,323	3,002,214
経 常 利 益	249,539	147,081	150,815	132,922	194,869
当 期 剰 余 金	194,120	123,689	54,402	120,266	116,947
出 資 金	2,374,740	2,323,737	2,269,140	2,202,267	2,609,252
(出資口数)	(2,374,740□)	(2,323,737□)	(2,269,140口)	(2,202,267□)	(2,609,252□)
純 資 産 額	5,716,512	5,722,390	5,436,839	5,449,905	6,324,799
総 資 産 額	125,550,088	125,095,961	123,187,632	122,309,994	143,146,113
貯 金 残 高	117,419,809	117,005,064	115,517,769	114,842,110	134,487,176
貸出金残高	12,300,088	11,572,613	10,405,267	10,784,686	14,768,102
有価証券残高	3,874,840	4,562,285	3,671,402	6,344,940	9,315,212
剰 余 金 配 当 高	11,744	11,466	11,154	10,853	12,824
出 資 配 当 額	11,744	11,466	11,154	10,853	12,824
利用高配当額	_	_	_	_	_
職員数(人)	441人	436人	421人	402人	441人
単体自己資本 比率(%)	11.74%	11.79%	11.89%	12.15%	13.47%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 - 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 - 3. 信託業務の取り扱いは行っておりません。
 - 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・ 農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	770, 050	866, 143	96, 093
役務取引等収支	32, 533	38, 307	5, 774
その他信用事業収支	△ 110, 671	△ 89, 526	21, 145
信用事業粗利益	802, 583	904, 451	101, 868
(信用事業粗利益率)	0. 68%	0. 83%	
事業粗利益	2, 543, 556	2, 822, 408	278, 852
(事業粗利益率)	1. 83%	2. 03%	
事業純益	△ 11, 267	56, 372	67, 639
実質事業純益	△ 11, 267	56, 372	67, 639
コア事業純益	△ 11, 267	56, 372	67, 639
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	△ 38, 146	13, 099	51, 245

- (注) 1 信用事業粗利益 =信用事業総収益(その他経常収益を除く。)
 - ―信用事業総費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用
 - 2 信用事業粗利益率 =信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
 - 3 事業粗利益は各事業の総利益合計です。
 - 4 事業粗利益率 = 事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円)

	ŕ	3和5年度		Î	3和6年度	
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	125, 335, 887	656, 285	0. 52%	127, 499, 848	927, 467	0. 73%
う ち 預 金	108, 357, 799	465, 192	0. 43%	103, 986, 044	679, 136	0. 65%
うち有価証券	6, 269, 477	50, 469	0. 80%	9, 386, 804	85, 694	0. 91%
うち貸出金	10, 708, 611	140, 624	1. 31%	14, 127, 000	162, 637	1. 15%
資 金 調 達 勘 定	160, 987, 770	4, 496	0. 00%	133, 577, 141	60, 210	0. 05%
うち貯金・定期積金	160, 921, 706	4, 296	0. 00%	133, 522, 373	60, 030	0. 04%
うち譲渡性貯金	1	_	1	-	-	_
うち借入金	66, 223	199	0. 30%	54, 769	180	0. 33%
総資金利ざや	1		0. 52%	1		0. 33%

- (注) 1 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)
 - 2 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金、特別対策 奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	△ 5, 440	271, 182
うち預金	△ 8, 435	213, 944
うち有価証券	1, 556	35, 225
うち貸出金	1, 439	22, 013
支 払 利 息	△ 3, 481	55, 715
う ち 貯 金	△ 3, 527	55, 734
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	46	△ 19
差引	△ 1,959	215, 468

(注) 1 増減は前年対比です。

2 受取の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:千円・%)

				令和5年	度	令和6年	度	増減	
流	動	性	貯	金	67, 270, 810	(58. 9)	79, 985, 566	(59. 9)	12, 714, 756
定	期	性	貯	金	46, 781, 993	(41.0)	53, 429, 731	(40.0)	6, 647, 738
そ	の	他の	貯	金	88, 908	(0.1)	106, 935	(0. 1)	18, 027
		計			114, 140, 712	(100.0)	133, 522, 233	(100.0)	19, 381, 521
譲	渡	性	貯	金	ı	-	ı	I	1
	合		計		114, 140, 712	(100.0)	133, 522, 233	(100.0)	19, 381, 521

- (注) 1 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 2 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 - 3 ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:千円・%)

								<u> </u>	113 /0/
				令和5年	度	令和6年	度	増	減
式	期	貯	金	44, 317, 567	(100.0%)	51, 672, 469	(100.0%)	7,	354, 902
	うち固定	金利定	.期	44, 312, 769	(99.9%)	51, 454, 829	(99.6%)	7,	142, 060
	うち変重	加金利定	期	4, 797	(0.1%)	217, 639	(0.4%)		212, 842

- (注) 1 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 - 2 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 - 3 ()内は構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

				令和5年度	令和6年度	増減
手	形	貸	付	42, 981	35, 881	△ 7, 100
証	書	貸	付	8, 649, 282	12, 151, 057	3, 501, 775
当	座	貸	越	336, 346	343, 130	6, 784
金	融機	関 貸	付	1, 680, 000	1, 604, 438	△ 75, 562
割	引	手	形	1	ı	-
	合	計		10, 708, 611	14, 134, 507	3, 425, 896

② 貸出金の金利条件別内訳残高

											<u> </u>
						令和5年	变	令和6年	度	増	減
固	定	金	利	貸	出	7, 006, 202	(65.0%)	12, 500, 388	(84.6%)	5	, 494, 186
変	動	金	利	貸	出	3, 454, 790	(32.0%)	1, 938, 890	(13. 1%)	Δ 1	, 515, 900
そ		C	D		他	323, 693	(3.0%)	328, 823	(2. 2%)		5, 130
	4	<u> </u>	Ī	計		10, 784, 686	(100.0%)	14, 768, 102	(100.0%)	3	, 983, 416

⁽注) 1 ()内は構成比です。

^{2 「}その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分が困難なものです。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	増減
貯金・定期積金等	164, 766	175, 722	10, 956
有 価 証 券	ı	ı	1
動産	1	1	1
不 動 産	125, 316	111, 416	△ 13, 900
その他担保物	60, 660	53, 576	△ 7,084
計	350, 743	340, 714	△ 10,029
信用基金協会保証	6, 729, 810	7, 276, 892	547, 082
その他保証	1, 617, 930	1, 621, 138	3, 208
計	8, 347, 741	8, 898, 031	550, 290
信用	2, 086, 201	5, 529, 356	3, 443, 155
合 計	10, 784, 686	14, 768, 102	3, 983, 416

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:千円)

				(十四・111)
		令和5年度	令和6年度	増減
貯3	金 • 定期積金等	-	-	_
有	価 証 券	-	_	_
動	産	-	_	_
不	動 産	-	-	_
そ	の 他 担 保 物	_	-	-
	計	_	ı	_
信	用	66, 550	78, 397	11, 847
合	計	66, 550	78, 397	11, 847

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円・%)

				令和5年	丰度	令和6	年度	増	減
設	備	資	金	10, 353, 452	(96.0%)	12, 351, 560	(83.6%)	1	, 998, 108
運	転	資	金	431, 234	(4.0%)	2, 416, 541	(16. 4%)	1	, 985, 307
合			計	10, 784, 686	(100.0%)	14, 768, 102	(100.0%)	3	3, 983, 416

⁽注) ()内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:千円・%)

	令和5年	F度	令和6	年度	増減
農業・林業	1, 752, 699	(16. 3%)	1, 691, 794	(11.5%)	△ 60, 905
水 産 業	11, 731	(0.1%)	12, 770	(0.1%)	1, 039
製 造業	282, 861	(2.6%)	316, 158	(2. 1%)	33, 297
鉱業	22, 874	(0. 2%)	26, 190	(0. 2%)	3, 316
建設・不動産業	1, 641, 117	(15. 2%)	1, 850, 328	(12.5%)	209, 211
電気・ガス・熱供給 水道業	165, 499	(1.5%)	202, 357	(1. 4%)	36, 858
運輸・通信業	433, 932	(4.0%)	412, 816	(2.8%)	Δ 21, 116
金融・保険業	1, 735, 971	(16. 1%)	2, 026, 499	(13. 7%)	290, 528
卸売・小売・サービス・飲食業	3, 480, 946	(32. 3%)	3, 820, 818	(25. 9%)	339, 872
地方公共団体	146, 900	(1.4%)	3, 266, 920	(22. 1%)	3, 120, 020
非 営 利 法 人	_	(0.0%)	_	(0.0%)	-
個人・その他	1, 110, 150	(10.3%)	1, 141, 448	(7. 7%)	31, 298
슴 計	10, 784, 686		14, 768, 102		3, 983, 416

⁽注) ()内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高 (法定)

(1) 営農類型別

(単位:千円)

				\ + + ·
	種類	令和5年度 貸 出 金 額	令和6年度 貸 出 金 額	増減
農	業	1,490,952	1,455,490	△35,462
	榖作	1,117,720	1,088,719	△29,001
	野菜•園芸	2,458	1,670	△788
	果樹・樹園農業	43,565	42,138	△1,427
	工芸作物	819	783	△36
	養豚・肉牛・酪農	90,219	90,100	△119
	養鶏・養卵	4,430	3,453	△977
	養蚕	-	-	-
	その他農業	231,739	228,623	△3,116
農業関	連団体等	10,277	13,377	3,100
合	計	1,501,229	1,468,867	△32,362

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 - なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2)資金種類別 [貸出金]

(単位:千円)

種類	令和5年度 貸出金額	令和6年度 貸出金額	増減
プロパー資金	1,374,515	1,372,880	△1,635
農業制度資金	126,714	95,986	△30,728
農業近代化資金	64,645	47,658	△16,987
その他制度資金等	62,069	48,328	△13,741
合 計	1,501,229	1,468,867	△32,362

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:千円)

種類	令和5年度 貸出金額	令和6年度 貸出金額	増減
日本政策金融公庫資金	-	_	-
その他	_	1	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(法定)

(単位:千円)

						·	· +-	(十四・111/		
	信権区分			-		保全	主額	_		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				貝在以	担保	保証	引当	合計		
	責権及びこれら		6年度	84, 513	10, 603	67, 957	5, 953	84, 513		
準ず	る債	権	5年度	93, 402	15, 514	72, 097	5, 790	93, 402		
陉	債 権		6年度	55, 979	-	55, 979	_	55, 979		
陕			5年度	170, 171	52, 071	83, 722	23, 228	159, 021		
答 13	管 理 債		6年度	69, 752	53, 979	10, 557	5, 397	69, 933		
目 玛			连		上 頂	11年	5年度	1, 625	1, 048	-
В	DI	F	6年度	_	_	-	-	_		
л	ル	工	5年度					-		
山冬州	經和信		6年度	69, 752	53, 979	_	_	64, 536		
ш ж Н	riky TI 1貝	. 11生	5年度	1, 625	1, 048	-	327	1, 376		
/ls	<u>=</u> ∔		6年度	210, 244	64, 582	134, 493	11, 350	210, 426		
.j,			5年度	265, 198	68, 633	155, 820	29, 346	253, 800		
	当		6年度	14, 653, 551						
币	良	11生	5年度	10, 598, 826						
Δ	₽↓		6年度	14, 863, 795						
	āľ		5年度	10, 864, 025						
	定更生債権 準 ず 険 管 理	定更生債権 及び 信 及び 債 管 理 債 管 月 以 和 債 小 常 債	険 債 権 管 理 債 権 月 以 上 出条件緩和債権 小 計 常 債 権	定更生債権及び債 6年度 方年度 6年度 方年度 6年度 方年度 6年度 方年度 6年度度 月 以 上 6年度度 方年度 5年度度 方年度 6年度度 方年度 6年度度 方年度 6年度度 方年度 6年度度 方年度 6年度 方年度 6年度 方年度 6年度 方年度 6年度 合年度 6年度	定更生債権及びこれら 準 ず る 債 権 6年度 84,513 方年度 93,402 食 債 権 6年度 55,979 5年度 170,171 管 理 債 権 6年度 69,752 5年度 1,625 月 以 上 6年度 - 5年度 - 5年度 - 1,625 5年度 1,625 5年度 1,625 5年度 210,244 5年度 265,198 6年度 14,653,551 5年度 10,598,826 6年度 14,863,795	世界 定更生債権及びこれら 準 ず る 債 権 5年度 93,402 15,514 険 債 権 6年度 55,979 - 5年度 170,171 52,071 管 理 債 権 6年度 69,752 53,979 5年度 1,625 1,048 月 以 上 6年度 5年度 5年度 7,522 53,979 5年度 7,625 1,048 日 年度 69,752 53,979 5年度 7,625 1,048 小 計 6年度 210,244 64,582 5年度 265,198 68,633 常 債 権 6年度 14,653,551 68,633 常 債 権 14,653,795	情権区分 情権額 担保 保証 保証 保証 保証 で要生債権及びこれら 5年度 93,402 15,514 72,097 でする 債 権 6年度 55,979 一 55,979 5年度 170,171 52,071 83,722 で 理 債 権 6年度 69,752 53,979 10,557 5年度 1,625 1,048 一	世代 保証 引当 定更生債権及びこれら 準 ず る 債 権 5年度 93,402 15,514 72,097 5,790 険 債 権 5年度 55,979 - 55,979 - 55,979 - 55年度 170,171 52,071 83,722 23,228 管 理 債 権 6年度 69,752 53,979 10,557 5,397 5年度 1,625 1,048 - 327 日 以 上 6年度		

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況(法定)

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

		4	令和 5 年原	复			4	令和6年度			
	期首残高	期中	期中減少額		期末残高	期首残高	期中	期中減少額		期末残高	
	别日次同	増加額	目的使用	その他	州不伐向	为日次同	増加額	目的使用	その他	为个次同	
一般貸倒引当金	27, 757	16, 339	_	27, 757	16, 339	16, 438	22, 368	-	16, 438	22, 368	
個別貸倒引当金	123, 539	76, 958	_	123, 539	76, 958	76, 958	40, 479	101	76, 857	40, 479	
合 計	151, 296	93, 298	_	151, 296	93, 298	93, 397	62, 848	101	93, 296	62, 848	

⑪ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項目			-		令和5年度	令和6年度		
貸	出	金	償	却	額	1	-	

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千円、件)

						(羊位:十八、什)
 種	类	5	令和	5年度	令和	6年度
性	郑	Ę	仕 向	被 仕 向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件	数	54, 814	215, 857	61, 526	233, 696
达亚· 旅込荷官	金	額	23, 756, 511	41, 368, 683	31, 818, 033	47, 427, 827
华 春丽去 # #	件	数	5	4	1	_
代金取立為替	金	額	25, 828	23, 202	5, 864	_
雑為替	件	数	692	493	664	361
推 荷首	金	額	115, 623	152, 261	104, 324	140, 609
Δ = 1	件	数	55, 511	216, 354	62, 191	234, 057
合 計	金	額	23, 897, 963	41, 544, 147	31, 928, 222	47, 568, 437

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:千円)

種	類	令和5年度	令和6年度	増 減
国	債	394, 197	788, 302	394, 105
地	方 債	824, 354	3, 830, 464	3, 006, 110
政府	守保証債	-	1	-
金	融 債	1	ı	-
短	期 社 債	-	1	-
社	債	3, 797, 018	4, 101, 825	304, 807
株	式	-	1	_
その	かん 証券	484, 354	666, 211	181, 857
合	計	5, 499, 924	9, 386, 803	3, 886, 879

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

種類	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超	期間の定めのない もの	合 計
令和5年度								
国 債	_	_	_	-	_	100, 000	_	100, 000
地 方 債	_	_	_	_	_	1, 600, 000	_	1, 600, 000
政府保証債	_	_	_	_	_	-	_	_
金 融 債	_	_	_	_	_	-	_	_
短 期 社 債	_	_	_	_	_	_	_	_
社 債	_	_	100, 000	_	300, 000	-	_	400, 000
株 式	_	_	_	_	_	-	_	_
その他の証券	300, 000	100, 000	100, 000	100, 000	396, 830	3, 554, 600	_	4, 551, 430
令和6年度								
国 債	_	_	-	_	_	100, 000	_	100, 000
地 方 債	-	-	-	-	_	3, 900, 000	_	3, 900, 000
政府保証債	-	-	-	-	_	-	_	-
金 融 債	-	-	-	-	_	-	_	-
短期 社債	_	_	_	_	_	-	_	_
社 債	_	100, 000	100, 000	300, 000	200, 000	-	_	700, 000
株 式	_	_	_	_	_	-	_	_
その他の証券	100, 000	100, 000	100, 000	395, 190	255, 820	4, 279, 320	_	5, 230, 330

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報 【満期保有目的の債券】

(単位:千円)

	種類				令和5年度			令和6年度	
				貸借対照表計上額	時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借	国		債	_	_	-	_	-	_
対照表計上 額を超える	地	方	債	1, 100, 000	1, 112, 950	12, 950	_	-	_
もの	社		債	300, 000	301, 260	1, 260	_	-	_
小		計		1, 400, 000	1, 414, 210	14, 210	_	_	_
時価が貸借	玉		債	100, 000	99, 030	△ 970	100, 000	95, 070	△ 4, 930
対照表計上 額を超えな	地	方	債	499, 544	497, 460	△ 2,084	3, 899, 596	3, 762, 340	△ 137, 256
いもの	社		債	99, 045	98, 440	△ 605	699, 415	691, 510	△ 7, 905
小		計		698, 590	694, 930	△ 3,660	4, 699, 012	4, 548, 920	△ 150, 092
合		計		2, 098, 590	2, 109, 140	10, 549	4, 699, 012	4, 548, 920	△ 150, 092

【その他有価証券】 (単位:千円)

		種類			令和5年度			令和6年度	
	性知			貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原	国		債	-	_	_	_	_	_
価又は償却原	地	方	債	_	1	_	_	_	_
価を超えるも の	社		債	400, 600	399, 992	607	100, 040	99, 998	41
小		計		400, 600	399, 992	607	100, 040	99, 998	41
貸借対照表計	国		債	264, 860	295, 039	△ 30, 179	574, 360	695, 883	△ 121, 523
上額が取得原 価又は償却原	地	方	債	187, 390	200, 000	△ 12,610	716, 040	800, 000	△ 83, 960
価を超えない	社		債	3, 042, 070	3, 310, 038	△ 267, 968	2, 895, 430	3, 309, 313	△ 413, 883
もの	受	益証	E 券	351, 430	400, 000	△ 48, 570	330, 330	400, 000	△ 69,670
小		計		3, 845, 750	4, 205, 077	△ 359, 328	4, 516, 160	5, 205, 196	△ 689, 036
合		計		4, 246, 350	4, 605, 070	△ 358, 720	4, 616, 200	5, 305, 194	△ 688, 995

- (注)なお、上記差額△688,995千円を貸借対照表計上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。
- ② 金銭の信託の時価情報 該当する取引はありません。
- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高·長期共済保有高

(単位:千円)

	種類		米古	令和 5	5 年度	令和 6	6年度
			規	新契約高	保有高	新契約高	保有高
	終	身	共 済	1, 404, 157	83, 165, 477	1, 185, 212	84, 534, 478
,,		期生	命共済	626, 000	2, 884, 900	603, 700	3, 522, 800
生	養	老 生	命共済	153, 500	20, 468, 367	120, 500	20, 129, 709
命総	Α,	うちこ	こども共済	130, 000	6, 456, 200	114, 500	6, 466, 366
合	医	療	共 済	23, 500	1, 569, 500	6, 000	1, 480, 000
井	が	ん	共 済	-	146, 000	-	151, 500
済	レ	期医	. ,,,, , , ,, ,	-	199, 600	-	229, 400
"	尓	護	共 済	202, 094	2, 381, 032	324, 217	2, 748, 907
	年	金	共 済	-	182, 000	-	177, 000
建	物	更	生共済	10, 948, 740	184, 347, 815	12, 489, 790	194, 956, 778
	4	<u> </u>	計	13, 357, 992	295, 344, 693	14, 729, 419	307, 930, 573

⁽注)金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:千円)

種	類	令和 5	5年度	令和6年度		
作生	枳	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
医 療	共 済	47	24, 463	70	23, 743	
がん	共 済	362	13, 035	258	13, 216	
定期医	療共済	-	418	_	463	
合	計	409	37, 916	328	37, 423	

⁽注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3)介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:千円)

<u> </u>	<u> </u>				\ + - 1 1 1	
種	類	令和5年度		令和6年度		
生	块	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介 護	共 済	276, 856	3, 578, 282	462, 498	4, 118, 467	
認知症	共 済	74, 300	274, 900	25, 800	310, 700	
生活障害共済	(一時金型)	272, 500	2, 036, 300	223, 300	2, 204, 600	
生活障害共済(定	定期年金型)	3, 560	60, 960	9, 300	67, 460	
特定重度疾	病共済	110, 700	947, 500	85, 000	1, 018, 500	

⁽注)金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済 は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

	· · /		- / \/	,, -,	1 22 1/1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			\ + \= \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	種		米石		令和5年度		令和6年度		
	作里	類		Į	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
左	F 金	開	始	前	74, 174	2, 337, 416	33, 148	2, 268, 142	
ź	F 金	開	始	後	_	1, 116, 297	_	1, 150, 958	
	合		計		74, 174	3, 453, 714	33, 148	3, 419, 101	

⁽注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあたっては、最低保障年金額) を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(0)	<u> 179] ノヘルコ ヤル:</u>	スポンプロン		(丰位:十门)			
種	類	令和5	5年度	令和6年度			
作里	枳	金額	掛金	金額	掛金		
火 災	共 済	36, 040, 370	39, 485	37, 330, 270	41, 791		
自 動	車共済		446, 520		495, 773		
傷害	共 済	24, 081, 700	4, 612	25, 299, 200	4, 940		
定額定期	月生命共済	4, 000	23	4, 000	23		
賠 償 責	任共済		432		505		
自賠	責 共 済		29, 142		31, 022		
合	計		520, 217		574, 057		

⁽注) 1. 金額は、保障金額をを表示しております。

^{2.} 自動車共済、賠償責任共済・自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績(生活資材含む)

(単位:千円)

		令和 5	5年度	令和 (6年度
	性	取 扱 高	粗 収 益	取 扱 高	粗 収 益
	肥料	637, 709	94, 207	646, 033	99, 400
	農薬	385, 149	48, 001	407, 420	50, 248
牛	飼 料	126, 464	5, 070	136, 011	5, 190
一産	農業機械	739, 597	124, 829	867, 499	149, 118
生産資材	自 動 車 (除く二輪)	544, 817	56, 644	535, 205	65, 000
栩	燃料	1, 506, 405	137, 732	1, 697, 765	141, 126
	その他	365, 449	52, 570	428, 382	53, 843
	計	4, 305, 593	519, 056	4, 718, 319	563, 928
	*	-	-	71	6
	食生鮮食品	_	_	1, 981	215
生	一般食品	_	_	25, 047	3, 696
生活資	耐久消費財	_	_	13, 625	2, 773
資	日用保健雑貨	_	_	2, 421	525
材	家 庭 燃 料	608, 843	168, 999	747, 944	214, 734
	その他	27, 163	5, 535	11, 564	3, 287
	計	636, 007	174, 534	802, 656	225, 239
	合 計	4, 941, 600	693, 590	5, 520, 976	789, 167

(2)受託販売品取扱実績

(単位:千円)

		類			令和 5	5年度	令和 (6 年度
	俚				取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
		米			3, 601, 890	124, 625	4, 397, 935	153, 799
麦	•	豆 •	雑	榖	8, 544	253	2, 482	77
野				菜	240, 182	18, 095	43, 524	1, 305
果				実	673, 706	17, 715	1, 859, 884	48, 291
花	卉	•	花	木	5, 996	180	5, 437	163
畜		産		物	354, 625	6, 980	339, 698	6, 319
林		産		物	18, 297	365	27, 948	558
そ		の		他	28, 029	1, 113	69, 279	1, 717
	合		計		4, 931, 273	169, 330	6, 746, 192	212, 233

(3)買取販売品取扱実績

(単位:千円)

								(十四・111)	
種			類		令和 5	5年度	令和 (□6年度 粗 収 益	
			块		取 扱 高	粗 収 益	取 扱 高		
加	I	•	椎	茸	2, 046	527	1, 554	327	
		米			374, 827	16, 951	306, 768	33, 924	
野				菜	_		227, 964	27, 266	
果				実	-		1, 903	171	
そ		の		他	-		4, 349	826	
そ	の	他	肉	牛	_		1, 822	△ 17	
	合		計		376, 873	17, 479	544, 363	62, 499	

(4)保管事業取扱実績

	項			目	令和5年度	令和6年度
収	保		管	料	80, 530	65, 168
	荷		役	料	4, 701	2, 230
	そ		の	他	25, 547	24, 276
益			計		110, 779	91, 675
費	そ	の	他	費用	19, 508	21, 439
用			計		19, 508	21, 439

(5) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

種類	令和5年度		令和 (6年度
性	収 益	費用	収 益	費用
機械利用	36, 531	36, 599	32, 889	33, 818
水 稲 育 苗	-	_	14, 017	7, 165
カントリーエレベーター	116, 944	64, 707	126, 891	83, 553
選果場	10, 292	_	36, 496	_
大 豆 施 設	557	461	680	1, 231
ライスセンター	4, 692	5, 711	_	_
その他利用	12, 555	6, 696	13, 020	6, 940
合 計	181, 575	114, 176	223, 996	132, 709

(6)加工事業取扱実績

(単位:千円)

種	類	令和	5年度	令和6年度		
作里	块	収 益	費用	収 益	費用	
農産	カ エ	149	266	152	326	
温湯	消毒	8, 933	6, 325	10, 039	7, 232	
有 機 セ	ンター	2, 695	1, 630	2, 784	1, 927	
T N	VI R	17, 844	18, 663	19, 758	21, 444	
合	計	29, 622	26, 885	32, 734	30, 931	

(7)農業経営事業取扱実績

(単位:千円)

種 類	令和	5年度	令和6年度	
性	収 益	費用	収 益	費用
和牛センター	47, 039	16, 937	55, 832	37, 380
大型和牛繁殖支援施設	75, 885	102, 230	56, 076	74, 275
合 計	122, 925	119, 168	111, 908	111, 655

(8) その他の農業関連事業の取扱実績

(単位:千円)

種	類	令和	5年度	令和6年度		
1里	枳	収 益	費用	収 益	費用	
農地利用	用調整事業	392	_	123	_	
合	計	392	_	123	_	

4. 指導事業

	項 目	令和5年度	令和6年度
	賦 課 金	13, 614	14, 425
	指導事業補助金	186	199
収	実 費 収 入	17, 874	17, 729
	人 工 授 精 収 入	6, 272	5, 557
入	家畜登録収入	540	667
	その他指導雑収入	16	284
	計	38, 504	38, 862
支	営農 改善費	15, 851	24, 251
	組 織 活 動 費	12, 803	18, 407
l	人 工 授 精 支 出	6, 336	5, 934
出	計	34, 991	48, 593

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

			<u> </u>
項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0. 11%	0. 14%	0. 03%
資 本 経 常 利 益 率	2. 30%	0. 28%	△2.02%
総資産当期純利益率	0. 10%	0. 08%	△0. 02%
資本 当期純利益率	2. 25%	0. 17%	△2. 08%

- (注) 1 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)×100
 - 2 資本経常利益率=経常利益/純資産額平均残高×100
 - 3 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)×100
 - 4 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産額平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分		分	令和5年度	令和6年度	増減			
貯	貸	率	期 末	9. 39%	10. 98%	1. 59%		
打 貝	4	4	T	4°	期中平均	9. 38%	10. 58%	1. 20%
8台	証	率	期末	5. 52%	6. 92%	1. 40%		
貯訂	証	4	期中平均	4. 81%	7. 03%	2. 22%		

- (注) 1 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100
 - 2 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 - 3 貯証率 (期 末) =有価証券残高/貯金残高×100
 - 4 貯証率 (期中平均) =有価証券平均残高/貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位:千円)

					(辛匹・111/
		項	目	令和5年度	令和6年度
信	用	事	<u></u>		2, 134, 717
15	т	7	*貸出金残	5 709, 519	868, 712
共	済	事	業長期共済保有高	新 5, 311, 955	6, 049, 717
経		事	購買品取扱 業	五 21, 373	20, 798
水土	<i>i</i> /A	7	乗 販 売 品 取 扱 福	新 168, 513	220, 926

- (注) 1 職員一人当たり=各実績値/各部門期末職員数
 - 2 貯金残高、貸出金残高は年度末残高により算出しました。

4. 一店舗当たり指標

(単位:千円)

		\ + \frac{+}{2} \cdot
項目	令和5年度	令和6年度
貯金残高	16, 406, 016	16, 810, 897
貸出金残高	1, 540, 670	1, 846, 013
長期共済保有高	42, 192, 099	38, 491, 322
購買品供給高	279, 560	334, 634

(注)

- 1 一店舗当たり=貯金・貸出金/信用事業店舗数(本支店8店舗)
- 2 店舗数 信用・共済: (本支店8店舗) 購買(本支店13店舗)
- 3 貯金残高、貸出金残高は年度末残高により算出しました。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円 %)

	1	(単位:十円 % <i>)</i>
項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5, 797, 773	7, 000, 969
うち、出資金及び資本準備金の額	2, 202, 491	2, 609, 476
うち、再評価積立金の額	71	71
うち、利益剰余金の額	3, 630, 515	4, 440, 071
うち、外部流出予定額(△)	10, 853	12, 824
うち、上記以外に該当するものの額	24, 452	35, 825
- コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16, 339	22, 368
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16, 339	22, 368
うち、適格引当金コア資本算入額		
- 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額		
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額 のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額の うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5, 814, 112	7, 023, 338
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 の合計額	31, 454	26, 403
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	31, 454	26, 403
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの 額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも のの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

(単位·千円 %)

		(単位:十円 % <i>)</i>				
項目	令和5年度	令和6年度				
特定項目に係る15パーセント基準超過額						
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの 額						
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも のの額						
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額						
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	31, 454	-				
自己資本						
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5, 782, 657	6, 996, 935				
リスク・アセット等						
信用リスク・アセットの額の合計額	42, 807, 002	46, 488, 917				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2, 528, 416					
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	2, 528, 416					
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額						
うち、上記以外に該当するものの額						
オフ・バランス項目	66, 154	77, 849				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4, 759, 230	5, 443, 049				
信用リスク・アセット調整額						
オペレーショナル・リスク相当額調整額						
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	47, 566, 233	51, 931, 966				
自己資本比率						
自己資本比率((ハ)/(二))	12. 15%	13. 47%				
	12. 10/0	13. 47/0				

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づ き算出しています。
- 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リ スク削減手法の簡便手法を、 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

① 16用リスクに対する所委日に貝	本の限及した人			1		(単位:十円
		令和 5 度			令和 6 度	
項目	エクスポージャー	リスクアセット額	所要自己資本額	エクスポージャー	リスクアセット額	所要自己資本額
	の期末残高	а	b = a × 4%	の期末残高	а	b = a × 4%
現金	612, 903	_	_	699, 821	-	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	395, 686	_	_	797, 271	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	- 030, 000	_	_	737, 271	_	_
国際決裁銀行等向け						
		_	_	-	_	_
我が国の地方公共団体向け	1, 951, 158	-	-	7, 981, 614	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	-	-	-	-
国際開発銀行向け	_	_	_	_	-	_
地方公共団体金融機構向け	_	-	_	_	-	_
我が国の政府関係機関向け	99. 746	9. 974	399	99. 775	9. 977	399
地方三公社向け	33, 740	3, 374	000	33, 770	3, 311	000
		10 105 170	700 007	100 500 000		050 040
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	92, 025, 866	18, 405, 173	736, 207	106, 502, 362	21, 300, 472	852, 019
法人等向け	4, 191, 301	1, 849, 931	73, 997	4, 182, 263	1, 811, 367	72, 455
中小企業等向け及び個人向け	1, 226, 888	616, 153	24, 646	1, 321, 106	990, 829	39, 633
抵当権付住宅ローン	48. 605	17. 011	680	44, 550	15, 592	624
不動産取得等事業向け	25, 263	25, 263	1. 011	16, 701	16, 701	668
三月以上延滞等	14, 538	19. 716	789	9. 132	13, 628	545
取立未済手形	11, 642	2, 328	93	8, 626	1, 725	69
信用保証協会等保証付	6, 745, 134	662, 875	26, 515	7, 293, 171	729, 317	29, 173
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_			-	-
共済約款貸付	_	_	_	_	_	_
出資等	980, 695	980, 695	39, 228	1, 069, 560	1, 069, 560	42, 782
(うち出資等のエクスポージャー)	980, 695	980, 695	39, 228	1, 069, 560	1, 069, 560	42, 782
(うち重要な出資のエクスポージャー)	300, 030	300, 030	03, 220	1,000,000	1,000,000	72, 702
	10 057 010	00 501 040	001 074	10 000 717	00 044 041	005 700
上記以外	13, 857, 619	22, 531, 840	901, 274	13, 326, 717	20, 644, 641	825, 786
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のう						
ち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクスポー	_	_	_	-	-	_
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対						
象資本調達手段に係るエクスポージャー)	5, 764, 026	14, 410, 066	576, 403	4, 849, 455	1, 213, 638	48, 546
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部	00 400	00.000	0.040	00 100	70.004	0.040
分に係るエクスポージャー)	26, 432	66, 080	2, 643	29, 160	72, 901	2, 916
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外	_	_	_	_	_	_
部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決						
権を保有していない他の金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関	_	_	_	_	_	_
連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係る	_	_		_	_	_
エクスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャー)	8, 067, 160	8, 055, 693	322, 228	8, 448, 101	8, 448, 101	337, 924
証券化	0,007,100	0, 000, 000	JZZ, ZZO	0, 740, 101	U, 11 0, IVI	337, 324
		_	_	_	_	_
(うちSTC要件適用分)	_	-	_	-	_	_
(うち非STC要件適用分)	_	-	_	-	_	
再証券化			_		_	_
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク	400,000	148, 300	5, 932	400 000	144, 800	5, 792
スポージャー	400, 000	148, 300	ე, ყა∠	400, 000	144, 800	5, 792
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファン	_	_				
ド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産		_	_	_	_	_
経過措置によりリスク・アセットの額に算入され	_	_	_	_	_	_
るものの額						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス		0 500 440	101 107			
ポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの第二篇3キャャット・ナー		2, 528, 416	101, 137			
トの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	_	_	_	-	_	-
CVAリスク相当額÷8%	_	_	_	-	-	-
中央精算機関関連エクスポージャー		_			_	
計(信用リスク・アセットの額)	122, 587, 050	42, 740, 848	1, 709, 634	143, 752, 677	46, 748, 615	1, 869, 945
****		・リスク相当額を8%	, ,		・リスク相当額を8%	, ,
· ペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	- PA 1 -	て得た額	所要自己資本額		て得た額	所要自己資本額
〈基礎的手法〉		a	$b = a \times 4\%$		a	b = a × 4 %
Vanc (No. 10 1 1 144.)		4, 759, 230	190. 369		5, 443, 049	217. 72
	1		,			,
	リスクアセッ	ト(分母)合計	所要自己資本額	リスクアセッ	ト(分母)合計	所要自己資本額
所要自己資本額計		a	b = a × 4 %	,	a	b = a × 4 %

- (注) 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

 - 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け 及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

 - 5 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部ま たは全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に
 - かかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デ リバティブの免責額が含まれます。
 - 8 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) > (粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 ※ (基礎的手法) ⇒ — 直近3年間のうちの粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ 使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関				
株式会社格付投資情報センター(R&I)				
株式会社日本格付研究所(JCR)				
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)				
S&Pグローバル・レーティング(S&P)				
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)				

- (注) 「リスク・ウエイト」とは、該当資産を保有するために必要な自己資本額 を算出するための掛目のことです。
- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

				令和5年度			令和6年度						
		信用リスクに 関するエクス ポージャー の残高		うち債券	うち店頭デリ バティブ	三月以上延 滞エクス ポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャー の残高		うち債券	うち店頭デリ バティブ	三月以上延 滞エクス ポージャー		
Т	国 内	122,330,559	10,491,420	6,320,512	_	51,697	143,471,553	14,473,791	9,626,506	_	44,376		
	国 外	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-		
地均	或別残高計	122,330,559	10,491,420	6,320,512	-	51,697	143,471,553	14,473,791	9,626,506	_	44,376		
	農業	316,849	306,090	1	_	1,759	325,076	315,076	_	_	3,288		
	林業	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-		
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-		
	製造業	-	-	_	-	-	-	-	_	_	-		
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-		
	建設•不動産業	388,872	20,024	302,297	_	-	412,228	32,152	301,679	-	-		
注	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	608,610	-	608,610	-	-	808,837	_	808,837	_	_		
ر	運輸・通信 業	1,606,612	-	1,606,612	_	-	1,405,216	_	1,405,216	-	_		
	金融・保険業	98,708,746	1,685,610	-	-	-	112,356,519	2,006,140	-	-	-		
	卸売・小売・ 飲食・サーヒ・ス 業	500,799	674	500,125	-	-	500,838	674	500,164	-	-		
	日本国政 府·地方公 共団体	2,346,845	147,090	2,199,754	-	-	8,778,886	3,271,353	5,507,532	_	-		
	上記以外	1,415,022	238,417	1,103,112	_	_	1,378,595	202,032	1,103,076	_	_		
1	固人	8,404,534	8,093,512	_	_	21,269	8,957,006	8,645,688	_	_	20,453		
7	その他	8,033,666	_	_	_	28,668	8,548,348	673	_	_	20,634		
業種	重別残高計	122,330,559	10,491,420	6,320,512	-	51,697	143,471,553	14,473,791	9,626,506	_	44,376		
1	年以下	92,657,047	118,465	302,275	-		104,930,204	105,853	100,249	-			
1	年超3年以下	754,218	447,133	300,577	_		1,047,579	640,672	401,382	_			
3	年超5年以下	1,645,503	945,704	701,799	_		3,592,875	2,690,245	902,629	_			
\vdash	年超7年以下	1,016,662	716,675	299,986	_		1,118,245	817,002	301,243	_			
-	年超10年以下	3,236,221	1,029,813	2,206,408	_		6,799,892	2,090,478	4,709,413	_			
\vdash	0年超	9,631,057	7,121,592	2,509,465	_		11,130,051	7,918,463	3,211,588	_			
期	限の定めないもの	13,389,847	114,035	_	_		14,852,706	211,075	_	_			
残? 残?	字期間別 高計	122,330,559	10,491,420	6,320,512	-		143,471,553	14,473,791	9,626,506	-			

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。 「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。 「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

				\ _						
		1	令和 5 年月	ŧ		令和6年度				
区 分	期首	期中	期中期中減少額		期末	期首	期中	期中減少額		期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	27, 757	16, 339	_	27, 757	16, 339	16, 438	22, 368	_	16, 438	22, 368
個別貸倒引当金	123, 539	76, 958	_	123, 539	76, 958	76, 958	40, 479	101	76, 857	40, 479

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

単位: 千円)

<u>+</u>	3 111 1 111 1111 1111 1111 1111 1111				が (対域の)	プリロ 正 関本 の							
				令和5	5年度					令和6	6年度		
		期首 残高	期 中 増加額	期中派目的使用	域少額 その他	期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期 中 増加額	期中源目的使用	域少額 その他	期末 残高	貸出金 償却
	国内	123, 539	76, 958	-	123, 539	76, 958		76, 958	40, 479	101	76, 857	40, 479	
	国 外	_	_	_	_	_		-	-	-	_	1	
地:	域別計	123, 539	76, 958	_	123, 539	76, 958		76, 958	40, 479	101	76, 857	40, 479	
	農業	6, 422	4, 350	_	6, 014	4, 758	_	4, 758	219	_	432	4, 544	_
	林業	-	-	_	_	-	1	_	1	-	_	ı	_
	水産業	19, 084	_	_	19, 085	_	_	_	_	_	_	1	_
	製造業	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	ı	_
	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_
法	建設・不動産業	36, 270	-	-	14, 426	21, 844	-	21, 844	ı	-	21, 844	-	_
人	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_
	運輸·通信業	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	_
	金融•保険業	_	_	_	_	_	-	-	_	-	-	1	_
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	217	-	-	143	74	1	74	7	7	65	16	_
	上記以外	_	_	_	_	-	_	_	55	_	-	55	_
1	個 人	61, 546	72, 608	_	83, 871	50, 282	-	50, 282	40, 197	94	54, 616	35, 863	_
業	種別計	123, 539	76, 958	_	123, 539	76, 958	_	76, 958	40, 479	101	76, 857	40, 479	_

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高 (単位:千円)

	10/13/2/2/13/1/2/		令和5年度		2007022271	令和6年度	(44:111)
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
<i>i</i> =	リスクウエイト0%	-	9, 588, 491	9, 588, 491	_	16, 645, 978	16, 645, 978
信用	リスクウエイト2%	-	-	-	-	-	-
ij	リスクウエイト4%	-	-	-	-	-	-
ス	リスクウエイト10%	-	99, 746	99, 746	-	99, 775	99, 775
ク	リスクウエイト20%	-	93, 140, 388	93, 140, 388	-	107, 715, 313	107, 715, 313
削減	リスクウエイト35%	-	48, 605	48, 605	1	44, 550	44, 550
効	リスクウエイト50%	-	2, 953, 242	2, 953, 242	-	2, 843, 031	2, 843, 031
果	リスクウエイト75%	-	638, 248	638, 248	1	728, 546	728, 546
勘	リスクウエイト100%	-	11, 011, 229	11, 011, 229	1	9, 768, 407	9, 768, 407
案	リスクウエイト150%	-	15, 037	15, 037	_	10, 763	10, 763
後残高	リスクウエイト200%	-	-	-	1	-	-
人 人	リスクウエイト250%	_	4, 104, 847	4, 104, 847	_	4, 878, 615	4, 878, 615
同	その他	_	431, 454	431, 454	_	426, 403	426, 403
リス	クウエイト1250%	_	_	_		-	_
	計	_	122, 031, 292	122, 031, 292	_	143, 161, 386	143, 161, 386

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに 該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過 措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係る エクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポー ジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイト に代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。 当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用していま す。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手の ために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担 保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共 団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融 機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクス ポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人

のリスク・ウェイトを適用しています。 ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、 算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのう ち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウェ イトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由 にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の 取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③ 自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視お よび管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信 用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。 担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、

主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

		令和	15年度		令和6年度						
	適格金 融資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	自行預金 との相殺	適格金 融資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	自行預金 との相殺			
地方公共団体金融機構向け	-	-	_	_	-	-	-	_			
我が国の政府関係機関向け	-	-	_	_	-	-	-	_			
地方三公社向け	-	-	_	_	_	-	-	-			
信用保証協会、農業信用基金協会 及び漁業信用基金協会保証付	-	-	-	116, 391	-	-	_	125, 900			
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-	-	-	_	-			
法人等向け	-	-	-	-	-	-	-	148			
中小企業等向け及び個人向け	2, 604	427, 214	-	165, 584	3, 211	413, 357	-	178, 377			
抵当権住宅ローン	-	-	_	_	_	-	-	-			
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-			
三月以上延滞等	-	-	-	1, 212	-	-	-	-			
証券化	-	-	-	-	_	-	-	-			
上記以外	-	13, 200	-	4, 515	_	11, 768		3, 807			
合 計	2, 604	440, 414	-	287, 702	3, 211	425, 125	_	308, 234			

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸 出金や有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポー ジャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になった エクスポージャーのことです。
- 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポー ジャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向 け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテク ションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延 滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する取引はありません。
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。

- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
- ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出 資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社お よび関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの 把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。 運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。 運用部門が行った取引については企画管理部門が 適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。
- ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

			令和 5	5年度	令和 6	6年度
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上		場	1	-	-	-
非	上	場	5, 059, 102	5, 059, 102	5, 919, 015	5, 919, 015
合		計	5, 059, 102	5, 059, 102	5, 919, 015	5, 919, 015

- (注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。
- ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 該当する取引はありません。
- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

			<u> </u>			
令	□5年度	令和6年度				
評価益	評価損	評価益	評価損			
6	359, 328	41	689, 036			

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和 5	年度	令和6年度				
評価益	評価損	評価益	評価損			
_	ı	I	ı			

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスル一方式を適用するエクスポージャー	受益証券	受益証券
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	_	_

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ◇金利リスクの算定手法の概要
 - ・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(∠EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
 - ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
 - 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動 ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、∠EVEおよび∠NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
- ◇∠EVEおよび∠NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - 金利ショックに関する説明
 - リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

	BB 1 :金利リスク						
項			EVE	⊿NII			
番		前期末	当期末	前期末	当期末		
1	上方パラレルシフト	138, 210	586, 460	175, 193	224, 652		
2	下方パラレルシフト	△ 378, 664	△ 641, 266	△ 5, 144	△ 112, 899		
3	スティープ化	362, 008	567, 756				
4	フラット化	△ 140, 869	△ 401, 203				
5	短期金利上昇	△ 28, 030	△ 11, 199				
6	短期金利低下	247, 378	205, 023				
7	最大値	362, 008	597, 756	175, 193	224, 652		
\angle		前其			当期末		
8	自己資本の額		5, 782, 657		6, 996, 935		

VI 連結情報

- 1. グループの概況
 - (1) グループの事業系統図

JA佐渡グループは、当JA、子会社4社、関連会社1社で構成されています。 このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は4社 です。 また、金融業務を営む関連法人はありません。 なお、連結自己資本比率を算出する対象となるグループと連結財務諸表規則に基づき連結の範

囲に含まれる会社に、相違ありません。

JA佐渡

〔金融店舗〕本店、7支店

中央農機センター 1店舗、中央車両センター 1店舗 南佐渡車両センター 1店舗、 〔営農農機店舗〕

営農センター 11店舗、農機センター 11店舗

子会社(連結子会社4社)

〔株式会社コープ佐渡〕

事業内容:食品の製造・加工・販売、葬祭用具の販売・貸出

ホール葬、米穀事業及び建材事業

[株式会社佐渡乳業]

事業内容:牛乳、乳製品製造及び販売

[株式会社ジェイエイ・エーコープ佐渡]

事業内容:食料品・加工食品の製造・販売及び酒類等の販売

[株式会社 J A ファーム佐渡] 事業内容:農業生産

関連会社(持分法対象会社1社)

[新印佐渡中央青果株式会社]

事業内容:野菜・果実等の卸売業

(2)子会社等の状況

① 子会社等数の増減

					当	期	首		当	期	末		増	減	(Δ)	
子		会		社				4				4				-
子	法		人	等				1				1				-
関	連	法	人	等				1				1				-
合				計				5				5				-

② 子会社等の概況

会社名	主たる営業所 又は 事務所の所在 地	設立年月	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権 に対する 当組合 の保有 割合(%)	役員の 兼任等 (人)	議決権に対 する当組合 及び他の子 会社等の保 有割合(%)
株式会社 コープ佐渡	新潟県佐渡市 金井新保118	昭和59年6月	20, 000	食品の製造・加 エ・販売等	99. 00	5	99. 00
株式会社 佐渡乳業	新潟県佐渡市 中興122-1	平成16年6月	40, 000	牛乳・乳製品製 造及び販売	92. 50	3	92. 50
株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡	新潟県佐渡市 新穂潟上2202-4	平成18年7月	20, 000	食料品・加工食 品の製造・販売 等	98. 00	4	98. 00
株式会社 JAファーム佐渡	新潟県佐渡市 新穂潟上2202-4	平成24年7月	30, 000	農業生産	99. 30	4	99. 30
新印佐渡中央青果株式会 社	新潟県佐渡市 新穂潟上2202-4	昭和63年3月	30, 000	野菜果実等の販 売	29. 00	1	29. 00

③ 子会社等の財務内容

会社名	決算日	売 上 高	経常利益	当期利益	総資産	純資産
株式会社 コープ佐渡	R7. 2. 28	819, 052	58, 005	39, 468	623, 813	531, 736
株式会社 佐渡乳業	R7. 2. 28	389, 626	12, 203	14, 558	99, 961	45, 704
株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡	R7. 2. 28	3, 469, 194	20, 741	14, 166	471, 325	160, 156
株式会社 JAファーム佐渡	R7. 2. 28	64, 451	9, 457	7, 533	46, 625	28, 108
新印佐渡中央青果株式会 社	R7. 3. 31	565, 052	5, 155	4, 145	84, 646	47, 745

(3)連結事業概況(令和6年度)

令和6年度、当組合の連結決算は、子会社4社を連結し、関連法人1社に対して持分法を適用しております。 内容は 連結経堂 利益292, 234千円、連結当期剰余金186, 299千円、連結純資産7, 175, 565千円、連結総資産143, 684, 349千円、連結自己資本比率 14.12%となっております。

以下、子会社4社の事業概況について報告します。

連結子会社の事業概況

〔株式会社 コープ佐渡〕

当年度の売上高は808,706千円と計画を61,506千円上回る結果となり計画比108,2%、前年比109,4%でした。

事業総利益は、301,102千円と計画比111.1%、前年比102.1%となりました。営業利益は計画より35,174千円増の57,154千円、 当期利益は計画より22,982千円増の39,468千円を計上することが出来ました。

今後、引き続き米の原料不足や資材高騰など、厳しい状況が続くものと思われます。各事業の課題解決等に取り組み、安定し た事業運営が継続できるように進めてまいります。

〔株式会社 佐渡乳業〕

令和6年度の経済状況は、佐渡金山の世界遺産登録による経済効果、および、コロナの終息により高まったインバウンド効果に より回復してきました。乳製品の需要も増え、特に業務用商品の受注は以前の状態に戻ってきました。一方で、世界情勢等の不安定化の影響により資材代の高騰は収まらず、また、固定費の上昇も合わさり、コストの上昇に繋がっています。しかし、今期 は、生乳価格が据え置きであったため、価格の変更は行いませんでした。

販売高は、ソフトクリームをはじめとした乳製品の取扱いが増えたことにより前年を上回りました。特に、ソフトクリームは、 期間限定アイテムの販売と取扱店舗の増加により、前年対比で数量・金額ともに200%を超える取扱いとなりました。バターの取 扱いについても、メディア等での紹介により好調を維持しています。また、SNSの影響もあり、"佐渡市ふるさと納税"の返礼品 としての人気も増しています。ふるさと納税での取扱いは、12月初旬より増加し前年対比で170%増の結果となり、それに付随し てチーズ類も販売高が増加し、一層好調に推移しました。生産者の方々の猛暑対策により、生乳生産量の減少は無く、また、出荷調整もすることなく製造を行うことができました。しかし、飼料等の高騰による酪農経営への圧迫は依然として解決しておらず、 今後の生乳生産が心配されます。また、令和6年度の生乳生産量は、年間で1,251 t と前年対比で85 t の増産となった一方で、昨今 の飲用牛乳離れによる余乳対策も懸念されています。取扱量については、全体の85%を占める飲用向けが932 t (前年比97.8%) 乳製品向けが164 t (前年比101.2%) 島外送乳が155 t (前年対比308.4%) となりました。

売上高については3億8,962万円(計画比98.5%、前年比104.3%)となり、ふるさと納税等の効果により昨年を上回りました。 売上原価は3億863万円(計画比98.3%、前年比103.1%)、販売・管理費は6,868万円(計画比96.8%、前年比102.5%)となりま した。燃料費等の高騰による資材コスト、および最低賃金の上昇等に伴い製造原価が昨年を上回る結果となりました。しかし高利 益率商品のソフトクリーム等の売上増と製造コスト削減及び作業の効率化に努め、税引前当期純利益は1,202万円(計画比109.5%、 前年比166.1%)となりました。永く計上できませんでした繰越利益剰余金について今年度は、計上することができました。 〔株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡〕

令和6年度(第19期)は、新たに羽茂店の移管運営を開始し、8店舗で、売上高35億2,500万円、手数料額9億円(25.53%)の計 画に取り組みました。「佐渡島の金山」世界遺産登録もあり、一定の観光需要・人流回復の兆しは見られましたが、長引く物価高 騰による消費の節約・抑制影響は大きく、売上高34億6,919万円(計画比98.0%、前年比115.1%)と、計画比を達成することはで きませんでした。

店舗別では、金井店が計画比・前年比とも達成しており、新穂店が前年比を達成、部門別では、青果・水産・菓子・米部門が 計画比・前年比とも達成しました。

手数料額については、8億8,430万円(計画比99.2%、前年比116.0%)、率にして25.85%(計画比101.3%、前年比100.9%) でした。計画を0.32%上回り、計画手数料率は達成できましたが、手数料額は未達となりました。

来店客数については、全店で45,520人減少(前年比97.5%)、観光需要・直売出荷集中もあり、金井店のみ客数の増加が見られ、 今後もさらなる集中傾向が予測されます。

全般的な商品価格の上昇(単価高)もあり、買い上げ点数は減少しましたが、生鮮主体の販売促進強化・売場の安定化・佐渡 産品の積極的展開に努め、費用の圧縮や経費節減効果により、収支計画を維持することができました。

〔株式会社 JAファーム佐渡〕

令和6年度の売上高は、稲作では、米仮渡金単価の上昇で2,159万円(計画比108%、前年比154%)となりました。高温の影響が 懸念されたおけさ柿は、高単価と大玉出荷により880万円(計画比97%、前年比113%)となりました。また、加工柿は高単価が継 続し2,561万円(計画比113%、前年比112%)となりました。

費用面では、全般的に生産コストが上昇し、計画を上回りました(製造原価 計画比107%、前年比107%)。

当期純利益は753万円(計画比123%、前年比97%)と黒字決算となりました。

今後も、担い手育成に取り組み、JA佐渡の協力を頂きJAファーム佐渡経営検討会を開催し、経営改善に取り組む中で課題を検 討し、水稲・柿・加工柿および園芸等による安定的な複合経営の確立を目指して取り組んでまいります。

連結グループ内の資金・自己資本の移動の制限等

令和3年度、令和4年度とも該当ありません。

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標 (4)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結事業収益	11, 366, 698	11, 315, 428	9, 831, 463	10, 167, 730	11, 645, 133
信用事業収益	962, 204	869, 330	885, 216	870, 903	1, 037, 283
共 済 事 業 収 益	652, 878	624, 747	567, 709	524, 829	563, 826
農業関連事業収益	3, 095, 315	3, 126, 300	1, 947, 424	2, 164, 809	2, 675, 039
その他事業収益	6, 656, 300	6, 695, 049	6, 431, 114	6, 607, 187	7, 368, 984
連結経常利益	297, 520	198, 806	235, 839	240, 388	292, 234
連結当期剰余金	227, 642	156, 051	113, 751	201, 492	186, 299
連結純資産額	6, 137, 828	6, 184, 149	5, 916, 471	6, 005, 981	7, 175, 565
連結総資産額	125, 978, 503	125, 497, 448	123, 620, 044	122, 766, 706	143, 684, 349
連結自己資本比率		12. 21%	12. 42%	12. 84%	14. 12%

[「]連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2 号)に基づき算出しております。

(5)連結貸借対照表

				(単位:千円)	
科目	令和5年 (今和6年2月20		令和6年度 (令和7年2月28日現在)		
(資産の部)	(令和6年2月29)日現仕 <i>)</i>	(令和/年2月28	日現任)	
(貝座の部) 1.信用事業資産		109, 866, 379		129, 416, 398	
(1)現金及び預金	92, 204, 309	100, 000, 070	104, 688, 624	123, 410, 000	
(2)有価証券	6, 344, 940		9, 315, 212		
(3)貸出金	10, 763, 260		14, 749, 418		
(4) その他の信用事業資産	519, 245		605, 263		
(5)債務保証見返	66, 550		78, 397		
(6)貸倒引当金	△31, 927		△20, 517		
2. 共済事業資産		634	252	656	
(1) その他の共済事業資産	634	0 075 705	656	0 500 570	
3. 経済事業資産	1, 298, 854	3, 375, 795	1, 331, 691	3, 530, 570	
(1)受取手形及び経済事業未収金 (2)棚卸資産	751, 441		868, 271		
(3) その他の経済事業資産	1, 374, 540		1, 365, 342		
(4) 貸倒引当金	△49, 041		△34, 735		
4. 雜資産	_ 10, 011	319, 943	201,700	319, 796	
(1) その他の雑資産		,	322, 850	,	
(2)貸倒引当金			△3, 053		
5. 固定資産		4, 162, 250		4, 488, 202	
(1) 有形固定資産	4, 117, 174		4, 450, 551	<u></u>	
(建物)	(9, 816, 754)		(11, 422, 760)		
(機械装置)	(2, 947, 291)		(3, 785, 359)		
<u>(土 地)</u> (リース資産)	(1, 582, 880) (54, 195)		(1, 625, 456) (51, 345)		
(サース資産) (建設仮勘定)	(54, 195)		(51, 345)		
(生物・その他の有形固定資産)	(3, 007, 147)		(3, 510, 637)		
(減価償却累計額)	(\(\triangle 13, 292, 193 \)		(\(\triangle 15, 950, 416 \)		
(2)無形固定資産	45, 075		37, 650		
(その他の無形固定資産)	(45, 075)		(37, 650)		
6. 外部出資		4, 970, 156		5, 831, 272	
(1)外部出資	4, 970, 156		5, 831, 272		
7. 繰延税金資産		71, 546		97, 452	
資産の部合計		122, 766, 706		143, 684, 349	
(負債の部) 1.信用事業負債		114, 724, 808		134, 263, 068	
(1) 貯 金	114, 300, 561	114, 724, 000	133, 903, 121	134, 203, 000	
(2)借入金	61, 861		48, 328		
(3) その他の信用事業負債	295, 835		233, 221		
(4)債務保証	66, 550		78, 397		
2. 共済事業負債		494, 755		534, 329	
(1)共済資金	272, 213		299, 697		
(2)その他の共済事業負債	222, 542	550,000	234, 632	000 715	
3. 経済事業負債	361, 159	553, 303	609, 294	800, 715	
(1)支払手形及び経済事業未払金 (2)その他経済事業負債	192, 144		191, 420		
4. 雜負債	102, 177	393, 600	131, 720	478, 611	
(1)未払法人税等	25, 361	330, 300	22, 997	1.0, 011	
(2)リース債務	30, 016		21, 521		
(3)資産除去債務	20, 735		52, 452		
(4) その他の負債	317, 487		381, 639		
5. 諸引当金	40.000	594, 256	40.000	432, 060	
(1)賞与引当金	40, 986		46, 330		
(2)退職給付に係る負債 (3)役員退職慰労引当金	527, 537 25, 732		356, 349 29, 380		
(3) 伎員返職恕ガリョ並 負債の部合計	20, 102	116, 760, 724	Z7, 30U	136, 508, 784	
(純資産の部)		110, 700, 724		100, 000, 704	
1.組合員資本		6, 413, 681		7, 684, 612	
(1)出資金	2, 202, 267	, -,	2, 609, 252	, ., ., <u>.</u>	
(2)資本剰余金	295		295		
(3) 利益剰余金	4, 246, 073		5, 121, 395		
(4) 処分未済持分	△24, 452		△35, 825		
(5)子会社の所有する親組合出資金	△10, 503	1 100 170	△10, 506	1.510.041	
2.評価・換算差額等	A 250 700	△409, 473	A 600 00F	△512, 644	
(1) その他有価証券評価差額金	△358, 720 △50, 752		△688, 995 176, 351		
(2)退職給付に係る調整累計額 3 非支配株主持分	∆50, /5Z	1, 773	170, 331	3, 596	
純資産の部合計		6, 005, 981		7, 175, 565	
負債・純資産の部合計		122, 766, 706		143, 684, 349	
		, , , , , , , , , , , , , , , , ,		, , 10	

(6)連結損益計算書

(0) 建和俱益计异				<u> </u>		(単位:千円)
科目	令和 5 年度		令和6年度			
	令和5年3	月1日~令和6年		令和6年3	月1日~令和7年	1
1. 事業総利益			3, 528, 431			3, 978, 611
(1)信用事業収益		870, 903			1, 037, 283	
資金運用収益	775, 476			927, 092		
(うち預金利息)	(465, 192)			(548, 256)		
(うち有価証券利息)	(50, 469)			(85, 694)		
(うち貸出金利息)	(140, 174)			(162, 261)		
(うちその他受入利息)	(119, 639)			(130, 879)		
役務取引等収益	41, 727			46, 806		
その他事業直接収益	-			_		
その他経常収益	53, 699			63, 384		
(2)信用事業費用		127, 166			229, 654	
資金調達費用	5, 828			61, 063		
(うち貯金利息)	(4, 249)			(59, 573)		
(うち給付補てん備金繰入)	(679)			(196)		1
(うち借入金利息)	(199)			(179)		
(うちその他支払利息)	(700)			(1, 113)		
役務取引等費用	9, 194			8, 498		
その他経常費用	112, 143			160, 091		
(うち貸倒引当金戻入益)	($\triangle 53, 583$)			(\triangle 22, 847)		
信用事業総利益	233, 303		743, 737	Δ22, 047 7		807, 628
		524, 829	743, 737		563, 826	007, 020
(3) 共済事業収益	494, 345	524, 629		523, 869	303, 620	
共済付加収入						
その他の収益	30, 483	00 015		39, 956	22 600	
(4) 共済事業費用 共済推進費及び共済保全費	15, 275	29, 615		17, 443	33, 699	
その他の費用	14, 339			16, 256		
共済事業総利益	14, 553		495, 214	10, 200		530, 126
(5) 購買事業収益		7, 577, 876	430, 214		8, 695, 546	300, 120
購買品供給高	6, 688, 068	7, 077, 070		7, 702, 767	0, 000, 010	
購買手数料	328, 642			349, 424		
その他の収益	561, 164			643, 354		
(6) 購買事業費用		5, 623, 261			6, 454, 760	
購買品供給原価	5, 345, 131			6, 131, 199	, ,	
購買品供給費	106, 522			120, 166		1
その他の費用	171, 607			203, 394		1
購買事業等総利益			1, 954, 614	1		2, 240, 786
(7) 販売事業収益		710, 319	, ,		849, 175	1
販売品販売高	460, 927			554, 363	,	1
販売手数料	169, 330			212, 233		1
その他の収益	80, 061			92, 557		
(8) 販売事業費用		544, 525		<u> </u>	603, 076	
販売品販売原価	433, 996	-,		481, 864		
販売費	26, 026			17, 992		
その他の費用	84, 502			103, 219		1
販売事業等総利益	-,		165, 793	-,		246, 099
(9) その他事業収益		483, 801	, , , , ,		499, 301	
(10) その他事業費用		314, 729		1	345, 330	
		017, 720	169, 071	1	040, 000	153, 971
その他事業等総利益			109, 071			103, 9/1

£4 D	令和5年度		令和6年度			
科目	令和5年3月1日~令和6年	F2月29日	令和6年3月1日~令和7年	2月28日		
2. 事業管理費		3, 336, 745		3, 738, 528		
(1) 人件費	2, 478, 350		2, 786, 456			
(2) その他の事業管理費	858, 394		952, 071			
事 業 利 益		191, 686		240, 083		
3. 事業外収益		144, 761		188, 635		
(1)受取雑利息	3, 455		3, 057			
(2)受取出資配当金	74, 265		89, 104			
(3) 持分法による投資益	1, 233		1, 202			
(4) その他の事業外収益	65, 806		95, 271			
4. 事業外費用		96, 058		136, 484		
(1)支払雑利息	63		65			
(2) その他の事業外費用	95, 995		136, 418			
経 常 利 益		240, 388		292, 234		
5. 特別利益		135, 693		6, 712		
(1)固定資産処分益	1, 731		3, 713			
(2) その他の特別収益	133, 962		2, 998			
6. 特別損失		124, 803		57, 149		
(1)固定資産処分損	646		12, 665			
(2)減損損失	19, 034		36, 878			
(3) その他の特別損失	105, 122		7, 605			
税金等調整前当期利益		251, 279		241, 798		
法人税、住民税及び事業税	51, 323		52, 821			
法人税等調整額	△2,840		854			
法人税等合計		48, 483		53, 675		
当期利益		202, 796		188, 122		
非支配株主に帰属する当期利益		1, 303		1, 822		
当期剰余金		201, 492		186, 299		

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

		(単位:千円)
科目	令和5年度 自:令和5年3月1日 至:令和6年2月29日	令和6年度 自:令和6年3月 1日 至:令和7年2月28日
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	251, 279	241, 798
減価償却費	322, 111	376, 207
減損損失	19, 034	36, 878
貸倒引当金の増減額	△68, 341	△25, 814
賞与引当金の増減額	4, 843	1, 653
退職給付に係る負債の増減額	15, 362	△54, 162
その他引当金等の増減額	△435	3, 647
信用事業資金運用収益	△775, 476	△927, 092
信用事業資金調達費用	5, 828	61, 063
受取雑利息及び受取出資配当金	△77, 652	△92, 123
支払雑利息	63	65
有価証券関係損益	△26, 878	△43, 273
固定資産売却損益	△1, 084	8, 951
	△334	_
持分法による投資損益	△1, 233	△1, 202
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△387, 066	△3, 605, 504
預金の純増減	3, 470, 000	3, 035, 000
貯金の純増減	△759, 041	1, 515, 439
信用事業借入金の純増減	△8, 956	△13, 532
その他の信用事業資産の純増減	68, 046	△6, 090
その他の信用事業負債の純増減	△14, 151	△67, 757
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	58, 866	14, 746
未経過共済付加収入の純増減	△6, 556	△5, 604
その他の共済事業資産の純増減	1, 731	Δ1
その他の共済事業負債の純増減	2	△39
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	60. 637	75 240
受取手形及び経済事業未収金の純増減 経済受託債権の純増減	9, 836	75, 342 13, 152
棚卸資産の純増減	9, 830 △19, 744	△47, 989
	△235, 529	170, 701
経済受託債務の純増減	△2, 505	△18, 875
その他の経済事業資産の純増減	12, 158	25, 878
その他の経済事業負債の純増減	△23, 594	△2, 587
しい心が性が 予不只良い性相談	L 420, 034	△2, 007

		(単位:十円)
科目	令和5年度 自:令和5年3月1日 至:令和6年2月29日	令和6年度 自:令和6年3月 1日 至:令和7年2月28日
(その他の資産及び負債の増減)	포 : 17410구2/12/1	工: [1417年2月20日
その他の資産の純増減	39, 867	44, 944
その他の負債の純増減	36, 784	73, 845
未払消費税等の増減額	814	17, 741
信用事業資金運用による収入	775, 595	910, 919
信用事業資金調達による支出	△11, 739	△51, 777
小 計	2, 732, 542	1, 664, 548
雑利息及び出資配当金の受取額	77, 721	92, 161
雑利息の支払額	△63	△65
法人税等の支払額	△50, 579	△56, 756
事業活動によるキャッシュ・フロー	2, 759, 620	1, 699, 888
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△3, 216, 099	△3, 418, 055
有価証券の売却償還による収入	544, 742	1, 061, 328
固定資産の取得による支出	△420, 912	△313, 507
固定資産の売却による収入	58, 606	16, 765
補助金の受入れによる収入	87, 457	1, 189
外部出資による支出	△181	△220
外部出資の売却等による収入	1, 334	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2, 945, 053	△2, 652, 499
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	72, 627	90, 318
出資の払戻しによる支出	△139, 500	△156, 529
持分の取得による支出	△15, 954	△21, 924
持分の譲渡による収入	11, 230	14, 041
出資配当金の支払額	△14, 101	△17, 243
非支配株主への配当金支払額	△400	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85, 699	△ 91,338
4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△271, 132	△1, 043, 950
5. 現金及び現金同等物の期首残高	3, 517, 141	4, 109, 275
6. 現金及び現金同等物の期末残高	3, 246, 009	3, 065, 324

(8) 連結注記表

令和5年度 令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社

- ・株式会社 コープ佐渡
- •株式会社 佐渡乳業
- ・株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡
- ・株式会社 JAファーム佐渡

連結される関連法人等

- •新印佐渡中央青果株式会社
- (2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等

- ·新印佐渡中央青果株式会社
- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - ·(株)コープ佐渡 R5.3.1~R6.2.29
 - ·(株)佐渡乳業 R5.3.1~R6.2.29
 - ・(株)ジェイエイ・エーコープ佐渡 R5.3.1~R6.2.29
 - ・(株)JAファーム佐渡 R5.3.1~R6.2.29
 - ·新印佐渡中央青果(株) R5.4.1~R6.3.31
- (4)のれんの償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

- (6)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - ①現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

92,204,309 千円

別段預金、定期性預金及び譲渡性弱

△ 88,958,300 千円

現金及び現金同等物

3,246,009 千円

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社

- ・株式会社 コープ佐渡
- •株式会社 佐渡乳業
- ・株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡
- ·株式会社 JAファーム佐渡

連結される関連法人等

- •新印佐渡中央青果株式会社
- (2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等

- ·新印佐渡中央青果株式会社
- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - •(株)コープ佐渡 R6.3.1~R7.2.28
 - •(株)佐渡乳業 R6.3.1~R7.2.28
 - ・(株)ジェイエイ・エーコープ佐渡 R6.3.1~R7.2.28
 - •(株)JAファーム佐渡 R6.3.1~R7.2.28
 - •新印佐渡中央青果㈱ R6.4.1~R7.3.31
- (4)のれんの償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

- (6)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - ①現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借 対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及 び通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定 104,688,624 千円 別段預金、定期性預金及び譲渡性預 Δ 101,623,300 千円 現金及び現金同等物 3,065,324 千円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券

: 償却原価法(定額法): : 移動平均法による原価法

②子会社株式及び関連会社株式 ③その他有価証券

時価のあるもの : 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)

- 市場価格のないもの:移動平均法による原価法
- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①購買品
 - •肥料•飼料•農薬

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•生産資材

・ 売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

-農機-車両本体

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•農機•車両本体以外

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・石油・LPガス本体および用品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・石油・LPガス本体および用品以外

売価還元法による原価法

- (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)
 - ②子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券

時価のあるもの : 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)

・ 市場価格のないもの : 移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品

•肥料•飼料•農薬

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•生産資材

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・農機・車両本体

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•農機•車両本体以外

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・石油・LPガス本体および用品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・石油・LPガス本体および用品以外

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の購買品

売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

②販売品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③加工品

有機センター(製品)

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・その他の加工品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

④その他の棚卸資産

•選果場出荷資材

先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•精液•生物

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・上記以外のその他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

生物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び 資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定することとしております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査 定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査してお り、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

令和6年度

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の購買品

売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

②販売品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③加工品

有機センター(製品)

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・その他の加工品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

④その他の棚卸資産

•選果場出荷資材

先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•精液•生物

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・上記以外のその他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

生物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び 資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定することとしております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査 定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査してお り、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認めら れる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、契約職員の退職功労金の支給に備えて、契約職員退職功労金 金制度実施要領に基づく期末要支給額を計上しております。

4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期 末要支給額を計上しております。

(5)収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は下記のとおりであります。

①利用事業

カントリーエレベーターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

4保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆などの農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者などに対する履行業務は、主にサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で 均等償却を行っております。

(7)その他の計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示 を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業

令和6年度

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③退職給付引当金

(原則法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認めら れる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの 期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(簡便法適用部分)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生すると認められる 額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算 に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方 法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期 末要支給額を計上しております。

(5)収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は下記のとおりであります。

①利用事業

カントリーエレベーターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、 購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行業務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

4保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆などの農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

⑤指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者などに対する履行業務は、主にサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で 均等償却を行っております。

(7)その他の計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示 を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業

間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を 行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に 支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、 受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委 託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を 計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、 倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料 を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済 受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する 会計処理を行っております。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与し ている場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示してお ります。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販 売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として 表示しております。

(8)記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、千円未満の科目については「0」で表示しております。

令和6年度

間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を 行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に 支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、 受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委 託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、 倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料 を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済 受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する 会計処理を行っております。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与し ている場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示してお ります。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販 売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として 表示しております。

(8)記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、千円未満の科目については「0」で表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1)繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 71546千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差 異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌事業 年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した中 期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期 および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、 翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に 重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19,034千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、該当資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概

- (1)繰延税金資産の回収可能性
 - ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 97.452千円
 - ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差 異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。翌事業 年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した中 期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期 および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、 翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に 重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 36.878千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、該当資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概

ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82.634千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

1) 复定方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に掲載しております。

2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績 見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業 績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定してお ります

3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

令和6年度

ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した中期経営計画書を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 58,306千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

1) 复定方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に掲載しております。

2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績 見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業 績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定してお ります。

3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1)国庫補助金等を受けて、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1.433.296千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 692,528千円 機械装置 521,317千円 生物 79,288千円 無形固定資産 1,897千円 その他有形固定資産 138,264千円

(2)担保に供している資産

定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3)経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 81,942 千円 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(4)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち破産更生債権及び、これらに準ずる債権額は93,402千円、 危険債権額は、170,171千円です。

なお、破産更生債権及び、これらに準ずる債権とは破産手続開始、更生 手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及び、これらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及び、これらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権は一千円、貸出条件緩和債権額は 1625千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の 翌日から三月以上遅延している貸出金で破産再生債権及び、これらに準 ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及び、これらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及び、これらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は265,198千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(1)国庫補助金等を受けて、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2.852,121千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 1,308,915千円 機械装置 1,231,319千円 生物 52,683千円 無形固定資産 1,897千円 その他有形固定資産 250,932千円 リース資産 5,374千円

(2)担保に供している資産

定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3)経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 61,709 千円 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(4)信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち破産更生債権及び、これらに準ずる債権額は84,513千円、 危険債権額は、55.979千円です。

なお、破産更生債権及び、これらに準ずる債権とは破産手続開始、更生 手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及び、これらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及び、これらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額は 69,752千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の 翌日から三月以上遅延している貸出金で破産再生債権及び、これらに準 ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権 及び、これらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しな いものです。

破産更生債権及び、これらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は210,214千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

①減損損失を認識し当事業年度に減損を計上した固定資産は次のと おりです。

なお、当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを 実施した結果、営業店舗については事業拠点ごとに、また、業務外固 (1)減損損失に関する注記

①減損損失を認識し当事業年度に減損を計上した固定資産は次のと おりです。

なお、当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを 実施した結果、営業店舗については事業拠点ごとに、また、業務外固

定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルー ピングの最小単位としております。

中央営農農機センター等の農業関連施設については、独立した キャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッ シュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しており

当事業年度に減損を計上した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	種 類	その他
旧横山出張所	賃貸	土地、 その他の有形固定資産	業務外 固定資産
沢根営業所	賃貸	土地、建物	"
水津営業所	遊休	建物、機械装置	"
旧Aコープ河崎店	遊休	建物	"
相川第一給油所	遊休	土地	"
高千北部 ライスセンター	遊休	建物、機械装置、 その他の有形固定資産	"

- ② 減損損失の認識に至った経緯
- 1) 旧横山出張所については、賃貸によりキャッシュ・フローによる回収 が見込めないため、解体費を見込んで減損損失を計上し帳簿価額 を備忘価額まで引き下げました。
- 2) 沢根営業所については、賃貸によりキャッシュ・フローによる回収が 見込めないため、減損損失を計上し減損価額を備忘価額まで引き 下げました。
- 3) 水津営業所については、賃貸契約が終了し遊休施設となったため、 減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げました。
- 4) 旧Aコープ河崎店については、賃貸契約が終了し遊休施設となった ため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げました。
- 5) 相川第一給油所については、土地の時価が帳簿価額を下回ったた め、減損損失を計上し帳簿価額を時価まで引き下げました。
- 6) 高千北部ライスセンターについては、ライスセンターとしての稼働を せず、カントリーの一時ステーションとして事業グループを変更したこ とにより、将来においてキャッシュ・フローによる回収の可能性がなく なったため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げま
- ③ 特別損失に計上した減損損失の金額

1) 旧横山出張所 3.160千円(土地3.029千円、

その他の有形固定資産131千円)

4,850千円(土地4,200千円、建物649千円) 2) 沢根営業所 982千円(建物740千円、機械装置186千円、 3) 水津営業所

その他の有形固定資産55千円)

4) 旧Aコープ河崎店 864千円 (建物864千円)

2,573千円(土地2,573千円) 5) 相川第一給油所

6) 高千北部ライスセンター 6,602千円

(建物5,701千円、機械装置594千円、 その他の有形固定資産306千円)

令和6年度

定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルー ピングの最小単位としております。

中央営農農機センター等の農業関連施設については、独立した キャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッ シュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しており

当事業年度に減損を計上した固定資産は、次のとおりです。

場 所	用途	種 類	その他
金泉営業所	遊休	土地•建物	業務外 固定資産
泉事務所	賃貸	建物	"
ふれあい福祉会	賃貸	建物	"
西三川 農機センター	賃貸	建物	"
徳和 ライスセンター	賃貸	建物	"
加茂 ライスセンター	賃貸	建物	"
旧川茂営業所	遊休	建物	"
水津営業所	遊休	建物	"
豊岡営業所	遊休	土地	"
梅津アルコール 貯蔵庫	遊休	建物	"

- ② 減損損失の認識に至った経緯
- 1) 金泉営業所については、賃貸契約が終了し遊休施設となったため、 減損損失を計上し帳簿価額を備忘価額まで引き下げました。
- 2) 泉事務所については、貸借人の事業が当組合の附帯事業に該当し ないため、減損損失を計上し帳簿価格を備忘価額まで引き下げまし
- 3) ふれあい福祉会については、貸借人の事業が当組合の附帯事業に 該当しないため、減損損失を計上し帳簿価格を備忘価額まで引き下 げました。

また、賃貸期間終了等による原状回復義務に関し資産除去債務 を計 FL ております。

4) 以下については、賃貸資産となっており、賃借期間終了等による原 状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

西三川農機センター、徳和ライスセンター、加茂ライスセンター

5) 以下については、遊休不稼働資産となっており、賃借期間終了等に よる原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

旧川茂事務所、水津営業所、豊岡営業所、 梅津アルコール貯蔵庫

③ 特別損失に計上した減損損失の金額

1) 金泉営業所 2,887千円 (土地1,550千円、

建物1,336千円)

2) 泉事務所 459千円 (建物459千円) 12,978千円

(建物12,978千円、 内資産除去債務9.136千円)

4) 西三川農機センター 1,662千円

(建物1.662千円 内資産除去債務1.662千円)

5) 徳和ライスセンター 2,010千円

3) ふれあい福祉会

(建物2.010千円

内資産除去債務2.010千円) 6) 加茂ライスセンター 6,754千円

(建物6.754千円、

内資産除去債務6,754千円)

7) 旧川茂事務所 6.337千円

(建物6,337千円

うち資産除去債務6,337千円) (建物1.673千円

8) 水津営業所 1.673千円

内資産除去債務1,673千円)

令和6年度

155千円

9)豊岡営業所

1,958千円 (建物1,958千円

内資産除去債務1,958千円)

10)梅津アルコール貯蔵庫

···(建物155千円、

内資産除去債務155千円)

④回収可能価額の算定方法

- 1) 旧横山出張所については、固定資産の回収可能価額は正味売却 価額を採用しており、その時価は固定資産評価額に基づき算定さ れています。
- 2) 沢根営業所については、固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。
- 3) 水津営業所については、固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。
- 4) 旧Aコープ河崎店については、固定資産の回収可能価額は正味売 却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算 定されています。
- 5) 相川第一給油所については、固定資産の回収可能価額は正味売 却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額、大規模宅 地については規模格差補正後評価に基づき算定されています。
- 6) 高千北部ライスセンターについては、固定資産の回収可能価額は 正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基 づき算定されています。

④回収可能価額の算定方法

- 1)金泉営業所については、固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。
- 2) 泉事務所については、固定資産の回収可能価額は正味売却価額を 採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。
- 3) ふれあい福祉会については、固定資産の回収可能価額は正味売却 価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定さ れています。

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域内の個人、企業、団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されます。また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されます。さらに営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部及び融資センターにおいて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェック

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域内の個人、企業、団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されます。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されます。さらに営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部及び融資センターにおいて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェック

し定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。 (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、株式、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年 程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金 利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度 末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経 済価値が454,660千円減少するものと把握しています。当該変動額は、 金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他 のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、 算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未 実行金額についても含めて計算しています。

3)資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の 資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市 場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置 づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針 などの策定の際にに検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、 次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:千円)

							\+	·17 · 1 · 1 · 1
	貸計	借	対 上	照	表額	時	価	差額
預金			91,5	69,9	96		91,516,860	△53,136
有価証券			6,3	344,9	40		6,355,490	10,549
満期保有目的の債券			2,0	98,5	90		2,109,140	10,549
その他有価証券			4,2	246,3	50		4,246,350	-
貸出金			10,7	763,2	60			
貸倒引当金(*1)			Δ	43,2	92			
貸倒引当金控除後			10,7	719,9	68		10,887,460	167,492
資産計			108,6	34,9	05		108,759,810	124,905
貯金			114,3	300,5	61		114,195,137	△105,424
負債計			114,3	300,5	61		114,195,137	△105,424

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

1) 預金

満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2) 有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

令和6年度

し定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。 (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外 の金融商品です。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主 たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類して いる債券、投資信託、株式、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年 程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金 利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度 末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経 済価値が212,102千円増加するものと把握しています。当該変動額は、 金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他 のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、 算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未 実行金額についても含めて計算しています。

3)資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際にに検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額 (これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定に おいては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、 次のとおりです。

なお、市場価額のない株式等については、次表には含めず③に記載 しています。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	103,963,378	103,684,345	△279,033
有価証券	9,315,212	9,165,120	△150,092
満期保有目的の債券	4,699,012	4,548,920	△150,092
その他有価証券	4,616,200	4,616,200	-
貸出金	14,749,418		
貸倒引当金(*1)	△26,106		
貸倒引当金控除後	14,723,311	14,723,222	△89
資産計	128,001,902	127,572,687	△429,214
貯金	133,903,121	133,521,035	△382,085
負債計	133,903,121	133,521,035	△382,085

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

1) 預金

満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2) 有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるIOSのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフ リーレートであるIOSのレートでで割り引いた額に、帳簿価額の未実行 額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除し た額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるIOSのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価額のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

外 部 出 資 (*1)

4,970,156 千円

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5 年 以内	5年超
預金	91,569,996	-	1	1	-	-
有価証券(*4)						
保有目的の 債券	-	_	100,000	-	300,000	1,700,000
その他の 有価証券 のうち満期 があるもの	300,000	100,000	100,000	100,000	396,830	3,554,600
貸出金(*1,2,3)	1,329,460	848,981	766,943	671,369	545,102	6,601,402
合 計	93,199,457	948,981	966,943	771,369	1,241,932	11,856,002

- (*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)288,830千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等27,460千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付実行金額の一部実行案件37,084千円は償還日が特定できないため合めていません。
- (*4)有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

						-
	1年以内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5 年 以内	5年超
貯金(*1)	100,333,740	6,148,619	6,738,379	277,132	650,382	152,308

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

令和6年度

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるIOSのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフ リーレートであるIOSのレートでで割り引いた額に、帳簿価額の未実行 額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除し た額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるIOSのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価額のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

外 部 出 資 (*1) 5,831,272 千円

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5 年 以 内	5年超
預金	103,963,378	1	1	-	-	-
有価証券(*4)						
保有目的の 債券	_	100,000	100,000	300,000	200,000	4,000,000
その他の 有価証券 のうち満期 があるもの	100,000	100,000	100,000	395,190	255,820	4,279,320
貸出金(*1,2,3)	1,893,768	1,463,549	1,343,536	1,209,465	908,910	7,930,188
合 計	105,957,146	1,663,549	1,543,536	1,904,655	1,364,730	16,209,508

- (*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)294,639千円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等17.820千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付実行金額の一部実行案件50,688千円は償還日が特定できないため含めていません。
- (*4)有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。
 - ⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年以内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5年超
貯金(*1)	116,562,747	8,488,655	7,009,507	641,710	963,455	237,044

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

8. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。
 - ①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

区	分	貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借	国債	-	-	_
対照表計上額を超える	地方債	1,100,000	1,112,950	12,950
もの	社 債	300,000	301,260	1,260
小	計	1,400,000	1,414,210	14,210
時価が貸借	国 債	100,000	99,030	△ 970
対照表計上額を超えな	地方債	499,544	497,460	△ 2,084
いもの	社 債	99,045	98,440	△ 605
小	計	698,590	694,930	△ 3,660
合	計	2,098,590	2,109,140	△ 10,549

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。
- ①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価 及びこれらの差額については、次のとおりです。

区	分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借	国 債	_	-	_
対照表計上額を超える	地方債	_	-	-
もの	社 債	_		-
小	計	_	-	_
時価が貸借	国 債	100,000	95,070	△ 4,930
対照表計上額を超えな	地方債	3,899,596	3,762,340	△ 137,256
いもの	社 債	699,415	691,510	△ 7,905
小	計	4,699,012	4,548,920	△ 150,092
合	計	4,699,012	4,548,920	△ 150,092

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、 貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりで

(単位:千円)

				(+ 2
区	分	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取	国 債	-	_	-
得原価又は 償却原価を超	地方債	-	-	-
えるもの	社 債	400,600	399,992	607
小	計	400,600	399,992	607
貸借対照表	国 債	264,860	295,039	△ 30,179
計上額が取得原価又は	地方債	187,390	200,000	△ 12,610
償却原価を超	社 債	3,042,070	3,310,038	△ 267,968
えないもの	受益証券	351,430	400,000	△ 48,570
小	計	3,845,750	4,205,078	△ 359,328
合	計	4,246,350	4,605,070	△ 358,720

(注) なお、上記差額△358,720千円を貸借対照表上の「その他有 価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:壬四)

						(平位:111)
	区	分		売却額	売却益	売却損
受	益	証	券	544,742	26,878	1

9. 退職給付に関する注記

合

(1) 退縮給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金 制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給 付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会及び 全国共済農業協同組合連合会との契約による退職金共済制度を採用 しています。

なお、旧JA羽茂の職員及び一部の臨時職員については、簡便法によ り退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制 制度を除く。)

期首における退職給付債務	1,500,330 千円
勤務費用	91,125 千円
利息費用	9,863 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 65,675 千円
退職給付の支払額	△ 90,816 千円
期末における退職給付債務	1,444,826 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を 除く。)

1-3	
期首における年金資産	1,179,083 千円
期待運用収益	10,559 千円
数理計算上の差異の発生額	14,529 千円
特定退職金共済制度への拠出金	38,799 千円
確定給付型年金制度への拠出金	20,253 千円
退職給付の支払額	△ 75,350 千円
期末における年金資産	1,187,873 千円

④簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残 喜の調整表

101071161111111111111111111111111111111	
期首における退職給付債務	30,381 千円
退職給付費用	15,102 千円
退職給付の支払額	△ 2,867 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 8,813 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△ 2,462 千円
退職給付に係る負債の期末残高	31,341 千円

⑤退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された 退職給付引当金の調整表

退職給付債務 1,801,805 千円 特定退職金共済制度 △ 1,038,669 千円

(1) 退縮給付に関する事項

①採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金 制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給 付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会及び 全国共済農業協同組合連合会との契約による退職金共済制度を採用 しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,493,910 千円
勤務費用	95,022 千円
利息費用	8,043 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 1,533 千円
退職給付の支払額	△ 88,002 千円
期末における退職給付債務	1,507,419 千円

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,169,621 千円
期待運用収益	10,440 千円
数理計算上の差異の発生額	9,525 千円
特定退職金共済制度への拠出金	39,225 千円
確定給付型年金制度への拠出金	20,917 千円
退職給付の支払額	△ 70,647 千円
期末における年金資産	1,179,083 千円

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された 退職給付引当金の調整表

退職給付債務 1,637,892 千円 特定退職金共済制度 △ 849,951 千円

令和6年度

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、 貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりで

(単位:千円)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区	分	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表 計上額が取	国債	_	_	-
得原価又は 償却原価を超	地方債	-	_	-
えるもの	社 債	100,040	99,998	41
小	計	100,040	99,998	41
貸借対照表 計上額が取 得原価又は	国 債	574,360	695,883	△ 121,523
	地方債	716,040	800,000	△ 83,960
償却原価を超	社 債	2,895,430	3,309,313	△ 413,883

えないもの 受益証券 330,330 400,000 △ 69,670 小 4,516,160 5,205,196 △ 689,036

(注) なお、上記差額△688,995千円を貸借対照表上の「その他有価 証券評価差額金」に計上しています。

4,616,200

5,305,195

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:壬田)

△ 688,995

						(十四.111)
	区	分		売却額	売却益	売却損
受	益	証	券	641,328	43,273	I

令和5年度	
確定給付型年金制度	△ 400,720 千円
未積立退職給付債務	387,220 千円
未認識数理計算上の差異	△ 11,332 千円
貸借対照表計上額純額	375,887 千円
退職給付引当金	375,887 千円
⑤退職給付及びその内訳項目の金額	
勤務費用	109,745 千円
利息費用	3,778 千円
期待運用収益	△ 9,448 千円
数理計算上の差異の費用処理額	10,984 千円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	115,059 千円

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 全国農林海業団体共落会(特定混職会共落制度)

土国辰怀忠未凹怀六月云(付人	- 这哦亚共用制度/
債券	64 %
年金保険投資	28 %
現金及び預金	3 %
その他	5 %
合計	100 %
全国共済農業協同組合連合会	(確定給付型年金制度)
一般勘定	100 %
合計	100 %

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想さ れる年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及 び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 0.00%~2.06% 長期期待運用収益率

(2)特例業務負担金の将来見込む

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等 を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合) が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負 担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金 の額は24,986千円となっています。

また、翌事業年後以降において負担することが見込まれる特例業務負 担金の総額は、231,478千円(令和5年3月現在における令和14年3月まで の負担金将来見込み額)となっています。

令和6年度

確定給付型年金制度	△ 406,787 -	千円
未積立退職給付債務	356,349	千円
未認識数理計算上の差異	138,141	千円
貸借対照表計上額純額	494,490	千円
退職給付引当金	494,490	千円

⑥退職給付及びその内訳項目の金額

勤務費用	109,255 千円
利息費用	9,863 千円
期待運用収益	△ 10,559 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 17,867 千円
簡便法で計算した退職給付費用	15,102 千円
<u>合計</u>	105,794 千円

⑦年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 全国農林漁業団体共済会(特定退職金共済制度)

債券	69 %
年金保険投資	25 %
現金及び預金	6 %
その他	0 %
合計	100 %
全国共済農業協同組合連合会(確	(定給付型年金制度)
一般勘定	100 %
合計	100 %

⑧長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想さ れる年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及 び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑨割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 0.26%~2.69% 長期期待運用収益率

(2)特例業務負担金の将来見込

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体 職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等 を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合) が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負 担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金 の額は27,740千円となっています。

また、翌事業年後以降において負担することが見込まれる特例業務負 担金の総額は、233,635千円(令和6年3月現在における令和14年3月まで の負担金将来見込み額)となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産	JA佐渡	コープ佐渡	JAエーコープ 佐渡
退職給付引当金	110,223	7,650	7,096
役員退職慰労引当金	4,472	554	-
貸倒引当金超過限度額	25,419	1,013	_
貸出金非定型未収利息計上額	6,796	_	_
賞与引当金	6,571	1,543	3,192
減損損失	73,099	22,002	-
資産除去債務	5,735	_	-
外部出資評価損	33,753	_	_
法定福利費	1,127	_	_
未払事業税	1,195	_	674
CBS造成工事	6,679	_	-
借地造成償却費	44,514	_	-
購買棚卸除却否認	5,338	-	-
その他	5,283	1,043	8,690
繰延税金資産小計	330,212	33,808	19,653
評価性引当額	△315,806	△15,727	-
繰延税金資産合計	14,405	18,081	19,653

(1) 繰延税金資産の内訳は次のとおりです。

				(単位:千円)
繰延税金資産	JA佐渡	コープ佐渡	佐渡乳業	JAエーコープ 佐渡
退職給付引当金	117,951	7,633	3,302	8,798
役員退職慰労引当金	5,004	625	_	-
貸倒引当金 超過限度額	4,112	472	_	_
貸出金非定型 未収利息計上額	6,029	_	_	_
賞与引当金	7,215	1,496	178	3,947
減損損失	73,033	19,119	_	-
資産除去債務	14,508	_	_	-
外部出資評価損	33,836	_	_	-
法定福利費	1,242	_	_	-
未払事業税	1,461	_	60	14
未払費用(年度末手当)	6,463	_		-
CBS造成工事	6,289	_	_	-
借地造成償却費	81,491	_	_	-
購買棚卸除却否認	5,537	_	_	-
その他	1,935	1,219	27	7,370
繰延税金資産小計	366,114		3,568	20,130
評価性引当額	△347,049	△14,087	-	-
繰延税金資産合計	19,064	16,479	3,568	20,130

(2)法定事効税率と法人税等負担金率との差異の主な原因

ピルスとスカルーにはハル	7 FL T T C V	エデッエ・ひかん	4
	JA佐渡	コープ佐渡	JAエーコープ 佐渡
法定実効税率	27.66%	36.37%	34.67%
(調整)			
交際費等永久に 損金に算入されない項目	1.64%	_	_
受取配当金等永久に 益金に算入されない項目	△7.57%	_	-
住民税等均等割等	△0.73%	0.15%	0.88%
評価性引当額の増減	△8.40%	_	-
還付法人税	_	-	-
その他	△0.25%	△2.98%	△3.21%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	12.33%	33.52%	32.34%

[・]佐渡乳業とJAファームについては該当ありません。

令和6年度

(2)法定実効税率と法人税等負担金率との差異の主な原因

	JA佐渡	コープ佐渡	佐渡乳業	JAエーコープ 佐渡
法定実効税率	27.66%	34.26%	-	30.22%
(調整)				
交際費等永久に 損金に算入されない項目	2.05%	_	-	_
受取配当金等永久 に益金に算入されない項目	△8.87%	_	-	_
住民税等均等割等	1.56%	0.15%	-	0.95%
評価性引当額の増減	△2.81%	_	_	
還付法人税	-	_	-	
その他	0.30%	△1.06%	-	1.47%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	19.89%	33.35%	_	32.64%

[・]JAファームについては該当ありません。

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月 1日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年 度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和 9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等につ いては従来の27.66%から28.37%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金 資産は489,376円増加し、法人税等調整額は489,376円減少します。

11. 重要な後発事象に関する注記

令和5年9月27日、合併予備契約を締結し、10月7日の臨時総会の合併 決議を経て、令和6年3月1日付にて、当組合と羽茂農業協同組合との間 において、当組合を存続組合とする定款変更方式による合併を行ってい ます。

(1)合併の目的

- ①JA、農業を取り巻く情勢について
- 1)佐渡島内人口並びに組合員の状況

佐渡島内の人口は令和6年2月末現在で、約5万人であり、毎年約 1,000人程度の減少が続いています。その中で約600人の移住者もあ るなど、地域住民の多様化が徐々に進んでいます。農業生産者数は、 毎年減少していますが、その一方で生産法人化、大規模化、直売所会 員の増加、新規就農者や農産加工、販売事業者など農業に新たなビ ジネスチャンスを求め、農業に携わる方も少しずつ増えてくるなど担い 手も含め多様化しています。

2) 農畜産物の生産の状況

令和2年(農林業センサス)によると、佐渡市の経営耕地総面積は、 7,100haであり、5年前と比較すると約842ha減少しています。また、販売 農家数についても令和2年では、約3,300人であり、5年前と比較すると 約1,000人減少しており、特に家族経営や兼業経営を中心に減少が続 いています。一方、佐渡産の農畜産物は、米をはじめとしておけさ柿、 りんご、洋なし、いちじく、みかんなどの果樹、乳製品、子牛、肥育牛な どトキとの共生、世界農業遺産の認定など地域をあげた生物多様性農 農業の推進の取り組みもあり、市場からの注目や取引要望はあるもの の、生産体制が追い付かない状況から、約70億円の需要に対し、現在 の担い手農家・経営体だけでは支えていく事が困難になっています。 (経営耕地総面積及び販売農家数は、2020年・2015年農林業センサス スより記載)

3)JA経営をめぐる課題

資金運用環境の悪化と共済契約者数の減少、新契約高の減少によっ てこれまでJA収支の柱であったJAの信用・共済事業の収益力の低下 が顕著となっています。

その中で、JAの経済事業(購買、販売、利用等)の収益力向上・収支 改善に向けて農業生産振興を柱とした経営改善の実践が課題となって います。

一方、地域農業を支えるJAの営農指導員をはじめとした事業を支え る職員の減少も踏まえ、人口減の佐渡において、いかに業務の効率化 をはかっていくかが大きな課題となっています。

- ② 佐渡地区における合併の意義と目指すべき対応
- 1)島内全域・佐渡市一円JAによるさらなる農業振興・農業支援の実現 島内全域・佐渡市一円のJAとなることにより、農業振興、農業政策等

の実践がより円滑になり、各種活動内容の取り組み強化につながると 考えられます。また、佐渡農業の魅力発信等、対外的なPR力の向上 が期待されます。

2) 南佐渡地域における事業体制の構築・整備、業務運営の効率化 各種の農業関連施設や事業施設について、効果的・効率的な稼働、 組合員の利活用が可能となります。(カントリーエレベーター、農業倉 庫、園芸集出荷貯蔵施設、資材店舗、農機・車両センター、燃料関係 施設、金融店舗など)

(2)合併の方法

佐渡農業協同組合及び羽茂農業協同組合は、定款変更方式により合併し、佐渡農業協同組合を存続組合とし、羽茂農業協同組合は解散することとしました。

(3)合併後の組合の名称 佐渡農業協同組合

(4)出資金1口あたりの金額 1.000円

12. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13.合併に関する注記

当事業年度において、定款変更方式合併対象資産の全部について、 当該定款変更方式合併直前の帳簿価格を付す定款変更方式合併が行 われています。

(1)定款変更方式合併消滅組合の名称羽茂農業協同組合(2)定款変更方式合併の目的定款変更方式(3)定款変更方式合併日令和6年3月1日(4)定款変更方式合併存続組合の名称佐渡農業協同組合(5)合併比率及び算定方法1対1の対等合併

(6)出資1口あたりの金額 1,000円

(7)定款変更方式合併消滅組合から継承した資産、負債、純資産の額 及び主な内訳

資産 19.427.477千円

(うち、預金16,460,604千円、有価証券836,760千円、 貸出金380,652千円、経済事業未収金108,179千円)

18,315,706千円(うち貯金18,087,121千円)

純資産 1,111,770,千円(うち出資金473,196千円) なお、これらについては帳簿価格で評価しています。

また、会計処理方法は統一しています。

14. その他の注記

負債

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 該当資産除去債務の概要

当組合の一部建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

②当事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減

期首残高 20,734 千円 有害物質除去債務の認識に伴う増加 - 千円 時の経過による調整額 1 千円

資産除去債務の履行による減少額 - 千円 期末残高 20.735 千円

③貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAは、施設の土地に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務は計上していません。

- (1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記
 - ①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 該当資産除去債務の概要

当組合の一部建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

当組合の一部建物は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地 権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了等による 原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 該当資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積金額にて算定しております。

③当事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減

期首残高 22,761 千円 有害物質除去債務の認識に伴う増加 29,689 千円 時の経過による調整額 1 千円 資産除去債務の履行による減少額 - 千円 期末残高 52,452 千円

(9)連結剰余金計算書

(単位:千円)

		(十年:113)
科目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	224	224
2. 資本剰余金増加高	_	_
3. 資本剰余金減少高	-	-
4. 資本剰余金期末残高	224	224
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	4, 058, 683	4, 952, 339
2. 利益剰余金増加高	201, 492	186, 299
当期剰余金	201, 492	186, 299
3. 利益剰余金減少高	14, 101	17, 243
配当金	14, 101	17, 243
4. 利益剰余金期末残高	4, 246, 073	5, 121, 395

(10) 農協法に基づく開示債権(法定)

(単位:千円)

			(+ / · I I I /
	令和5年度	令和6年度	増減
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権額	93, 402	84, 513	△8, 889
危 険 債 権 額	170, 171	55, 979	△114, 192
要管理債権額	1, 625	69, 752	68, 127
三月以上延滞債権額			_
貸出条件緩和債権額	1, 625	69, 752	68, 127
小計	265, 198	210, 244	△54, 954
正常債権	10, 212, 834	14, 653, 551	4, 440, 717
合 計	10, 478, 032	14, 863, 795	241, 012

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権 及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および 三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

						(丰盛:113)
	事業の	か種 類		科目	令和 5 年度	令和6度
				事業収益	872, 708	1, 050, 427
信	用	事	業	経常利益	132, 922	292, 018
				資産の額	113, 188, 372	133, 467, 725
				事業収益	525, 482	564, 679
共	済	事	業	経常利益	107, 450	178, 522
				資産の額	1, 246, 854	1, 386, 012
				事業収益	2, 854, 514	3, 417, 422
農	業関	連事	業	経常利益	△ 177, 719	△ 173, 408
				資産の額	3, 525, 831	3, 668, 043
				事業収益	△ 4, 242, 538	6, 612, 602
そ	の 作	也事	業	経常利益	177, 735	△ 4,897
				資産の額	4, 805, 647	5, 162, 568

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年2月末における連結自己資本比率は、14.12%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容
発行主体	佐渡農業協同組合
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	2, 599, 041千円(前年度2, 665, 255千円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円 %)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6, 938, 828	7, 667, 788
うち、出資金及び資本準備金の額	2, 192, 059	2, 599, 041
うち、再評価積立金の額	71	71
うち、利益剰余金の額	4, 246, 001	5, 121, 324
うち、外部流出予定額(△)	14, 853	16, 824
うち、上記以外に該当するものの額	△24, 452	△35, 825
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	1, 773	3, 596
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	17, 223	23, 580
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	17, 223	23, 580
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手 段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる 額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る調整項目の額に含 まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6, 417, 825	7, 694, 965
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32, 559	27, 254
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以 外の額	32, 559	27, 254
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	ı	-
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され る額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

(単位:千円%)

Т	(中世: 111 /6/
令和5年度	令和6年度
32, 559	27, 254
6, 385, 265	7, 667, 710
43, 199, 929	46, 949, 623
△2, 528, 416	
△2, 528, 416	
6, 500, 043	7, 345, 221
49, 699, 973	54, 294, 844
12. 84%	14. 12%
	32, 559 6, 385, 265 43, 199, 929 △2, 528, 416 △2, 528, 416 6, 500, 043 49, 699, 973

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。 (以下略)
- ◇BIS規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当する子会社等は、ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

		∆10 = F ⇔		(単位:千円)			
		令和5年度			令和6年度		
項目	エクスポージャー	リスクアセット額	所要自己資本額	エクスポージャー	リスクアセット額	所要自己資本額	
	の期末残高	а	b = a × 4%	の期末残高	а	b = a × 4%	
現金	612, 903	_	-	699, 821	_	_	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	395, 686	-	ı	797, 271	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	-	ı	_	_	-	
国際決裁銀行等向け	_	-	-	_	_	_	
我が国の地方公共団体向け	1, 951, 158	-	_	7, 981, 614	-	_	
地方公共団体金融機構向け		_	_	-	_	_	
我が国の政府関係機関向け	99, 746	9. 974	399	99. 775	9. 977	399	
地方三公社向け	33, 140	0,014	- 000	33, 110	3, 311	- 000	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	92, 025, 866	18. 405. 173	736, 207	106, 502, 362	21. 300. 472	852. 019	
法人等向け	4, 191, 301	1, 849, 931	73, 997		1, 811, 367	72, 455	
		646, 159	25, 846	4, 182, 263 1, 321, 106	990, 829		
中小企業等向け及び個人向け	1, 226, 888		,			39, 633	
抵当権付住宅ローン	48, 605	17, 011	680	44, 550	15, 592	624	
不動産取得等事業向け	25, 263	25, 263	1, 011	16, 701	16, 701	668	
三月以上延滞等	14, 538	19, 829	793	9, 132	13, 628	545	
取立未済手形	11, 642	2, 328	93	8, 626	1, 725	69	
信用保証協会等保証付	6, 745, 134	662, 875	26, 515	7, 293, 171	729, 317	29, 173	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_		_			_	
共済約款貸付	_	_	_	_	-	_	
出資等	980, 695	89, 175	3, 567	1, 069, 560	1. 069. 560	42, 782	
(うち出資金等のエクスポージャー)	980, 695	89. 175	3, 567	1, 069, 560	1. 069. 560	42, 782	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-		- 0,007	- 1, 000, 000	-	12, 702	
上記以外	_	_		_	_	_	
	_	_		_	_	_	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調 達手段に該当するもの以外のものに係るエクス ポージャー)	1, 685, 610	4, 214, 027	168, 561	_	_	_	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等係るエクスポージャー)	4, 078, 415	10, 196, 039	407, 842	4, 849, 455	12, 123, 638	484, 946	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー)	26, 432	66, 080	2, 643	29, 160	72, 901	2, 916	
(うち総株主等の決議権の百分の十を超える決議権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-	
(うち総株主等の決議権の百分の十を超える決議権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	8. 067. 160	8, 055, 693	322, 228	8. 448. 101	8. 448. 101	337. 924	
証券化	- 0, 007, 100	- 0, 000, 000	- 322, 220 -			-	
証券に (うちSTC要件適用分)	_	_			_		
	_	_		_	_	_	
(うち非STC要件適用分) 再証券化	_	_			_	_	
円証券化							
プスク・ヴェイトのみなし計算が適用されるエクス ポージャー	400, 000	148, 300	5, 932	400, 000	144, 800	5, 792	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される ものの額	-	_	_	_	_	_	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	_	2, 528, 416	101, 137	_	1	-	
上記以外	_	_	_	-	-	-	
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	_	_	_	_	_	_	
CVAリスク相当額÷8%	_	_	_	_	_	_	
中央精算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_	_	_	
合計(信用リスク・アセットの額)	122, 587, 050	43, 133, 775	1, 725, 351	143, 752, 677	46, 748, 615	1, 869, 945	
DEL CIDALITATION / COLOURA		<u> 43,133,773</u> ・リスク相当額を8%			・リスク相当額を8%		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	で除して	て得た額	所要自己資本額	で除して	て得た額	所要自己資本額	
〈基礎的手法〉	ļ	a	b = a × 4 %		2 24F 001	b = a × 4 %	
		6, 500, 043	260, 002		7, 345, 221	293, 809	
	リスクアセッ	ト(分母)合計	所要自己資本額	リスクアセッ	ト(分母)合計	所要自己資本額	
所要自己資本額計		0			0		
	ļ	<u> </u>	b = a × 4 %		a	b = a × 4 %	
		49, 699, 973	1, 987, 998		54, 294, 844	2, 171, 793	

- (注)
 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

- (3) 信用リスクに関する事項
- ① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容(11ページ)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ 使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- (注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための 掛目のことです。
- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコア は、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

			수	和5年度		令和6年度					
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上 延滞エクス ポージャー
玉	内	122,330,559	10,491,420	6,320,512	_	51,697	143,471,553	14,473,791	9,626,506	-	44,376
玉	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
地均	划残高計	122,330,559	10,491,420	6,320,512	-	51,697	143,471,553	14,473,791	9,626,506	-	44,376
	農業	316,849	306,090	-	-	1,759	325,076	325,076	-	-	3,288
	林業	-	-	-	-	_	_	-	-	_	_
	水産業	-	-	-	-	_	_	-	-	_	-
	製造業	-	-	-	-	_	-	-	-	_	_
	鉱業	1	-	-	-	_	-	-	-	_	_
	建設•不動産業	388,872	20,024	302,297	-	-	412,228	32,152	301,679	-	-
法	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	608,610	-	608,610	-	-	808,837	-	808,837	-	-
人	運輸・通信業	1,606,612	-	1,606,612	-	-	1,405,216	_	1,405,216	-	-
	金融・保険業	98,708,746	1,685,610	-	-	-	112,356,519	2,006,140	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス 業	500,799	674	500,125	-	-	500,841	674	500,164	-	-
	日本国政 府·地方公 共団体	2,346,845	147,090	2,199,754	-	-	8,778,886	3,271,353	5,507,532	-	-
	上記以外	1,415,022	238,417	1,103,112	-	_	1,378,593	202,032	1,103,076	_	-
個	人	8,404,534	8,093,512	-	-	21,269	8,957,006	8,645,688	-	_	20,453
その	の他	803,666	-	-	-	28,668	8,548,348	673	-	_	20,634
業種	別残高計	122,330,559	10,491,420	6,320,512	-	51,697	143,471,553	14,473,791	9,626,506	_	44,376
1年	■以下	92,657,047	118,465	302,275	-		104,930,204	105,853	100,294	-	
1年	超3年以下	754,218	447,133	300,577	-		1,047,579	640,672	401,382	_	
3年	超5年以下	1,645,503	945,704	701,799	-		3,592,875	2,690,245	902,629	_	
5年	超7年以下	1,016,662	716,675	299,986	_		1,118,245	817,002	301,243	_	
7年	超10年以下	3,236,221	1,029,813	2,206,408	_		6,799,892	2,090,478	4,709,413	_	
104	年超	9,631,057	7,121,592	2,509,465	-		11,130,051	7,918,463	3,211,588	_	
Ļ	の定めないもの	13,389,847	114,035	-	-		14,852,706	211,075	-	_	
残存 残高	Σ期間別 「計	122,330,559	10,491,420	6,320,512	_		143,471,553	14,473,791	9,626,506	_	

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び 派商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポー ジャーをいいます。 5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位・千円)

			令和5年度			令和6年度				
区 分	期首	期中	期中派	域少額	期末	期首	期中	期中派	域少額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	28, 007	16, 631	-	28, 007	16, 631	16, 730	22, 661	-	16, 730	22, 661
個別貸倒引当金	125, 394	80, 335	-	125, 394	80, 335	80, 335	42, 638	101	80, 234	42, 638

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

				令和5	5年度			令和6年度					12 . 111/
		期首	期中	期中派	載少額	期末	貸出金償	期首	期中	期中源	域少額	期末	貸出金償
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	却	残高	増加額	目的使用	その他	残高	却
	国 内	125, 394	80, 335	1	125, 394	80, 335		80, 335	42, 638	101	80, 234	42, 638	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地	域別計	125, 394	80, 335	-	125, 394	80, 335		80, 335	42, 638	101	80, 234	42, 638	
	農業	6, 422	4, 350	-	6, 014	4, 758	-	4, 758	219	-	432	4, 544	-
	林業	-	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-
	水産業	19, 084	ı	-	19, 085	-	-	ı	-	-	1	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
法	鉱業	-	1	-	1	-	-	1	1	1	1	-	-
	建設・不動産業	36, 270	-	-	14, 426	21, 844	-	21, 844	-	_	21, 844	_	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸·通信業	-	1	ı	1	-	-	-	-	J	1	-	-
	金融•保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	217	ı	_	143	74	_	74	7	7	65	16	-
	上記以外	-	-	1	1	-	-	-	55	1	1	55	-
	個 人	63, 401	75, 985	-	85, 726	53, 659	-	53, 659	42, 357	94	57, 893	38, 023	-
業	種別計	125, 394	80, 335	-	125, 394	80, 335	-	80, 335	42, 638	101	80, 234	42, 638	-

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

			令和5年度			令和6年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスクウエイト0%	-	9, 588, 491	9, 588, 491	-	16, 645, 978	16, 645, 978
	リスクウエイト2%	1	-	1	1	1	1
	リスクウエイト4%	1	-	1	1	-	1
	リスクウエイト10%	1	99, 746	99, 746	1	99, 775	99, 775
	リスクウエイト20%	-	93, 140, 388	93, 140, 388	-	107, 715, 313	107, 715, 313
	リスクウエイト35%	_	48, 605	48, 605	_	44, 550	44, 550
信用リスク削減効	リスクウエイト50%	_	2, 953, 242	2, 953, 242	_	2, 843, 031	2, 843, 031
果勘案後残高	リスクウエイト75%	_	638, 248	638, 248	_	728, 546	728, 546
	リスクウエイト100%	-	11, 011, 229	11, 011, 229	-	9, 768, 407	9, 768, 407
	リスクウエイト150%	_	15, 037	15, 037	-	10, 763	10, 763
	リスクウエイト200%	_	-	_	_	-	-
	リスクウエイト250%	-	4, 104, 847	4, 104, 847	-	4, 878, 615	4, 878, 615
	その他	-	431, 454	431, 454	_	426, 403	426, 403
	リスクウェイト1250%	_	-	_	-	-	_
	計		122, 031, 292	122, 031, 292	_	143, 161, 386	143, 161, 386

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の 与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(65ページ)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

	令和5年度				令和 6 年度			
	適格金融資 産担保	保証	クレジッ ト・デリバ ティブ	自行預金と の相殺	適格金融資 産担保	保証	クレジッ ト・デリバ ティブ	自行預金と の相殺
地方公共団体金融機構向 け	-	ı	_	_	-	-	_	-
我が国の政府関係機関向 け	-	1	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	-	_	_	_	_	_	_	_
信用保証協会、農業信用 基金協会及び漁業信用基 金協会保証付	_	-	_	116, 391	-	_	_	125, 900
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	ı	I	-	_	_	ı	_	_
法人等向け	_	_	_	_	_	_	_	148
中小企業等向け及び個人 向け	2, 604	427, 214	-	165, 584	3, 211	413, 357	_	178, 377
抵当権住宅ローン	_	_	_	_	_	_	_	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	-	-	1, 212	_	-	-	-
証券化	_	_	-	_	_	_	_	_
上記以外	_	13, 200	-	4, 515	_	11, 768	_	3, 807
合 計	2, 604	440, 414	_	287, 702	3, 211	425, 125	_	308, 234

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

- (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する取引はありません。
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(11ページ)をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(65ページ)をご参照ください。

② 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

			令和 5	5年度	令和6年度			
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額		
非	上	場	4, 970, 156	4, 970, 156	5, 919, 015	5, 919, 015		
合		計	4, 970, 156	4, 970, 156	5, 919, 015	5, 919, 015		

- (注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。
- ③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 該当する取引はありません。
- ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

			(平位:111/			
슦	1和5年度	令和6年度				
評価益	評価損	評価益	評価損			
607	359, 328	41	689, 036			

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社 株式の評価損益等)

(単位:千円)

			(年位:11]/			
令和	5年度	令和6年度				
評価益	評価損	評価益評価損				
_	_	-	-			

(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスル一方式を適用するエクスポージャー	受益証券	受益証券
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(68ページ)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:千円)

IRRBB1:	IRRBB1:金利リスク							
項番		⊿E	EVE	∠NII				
り り り り り り り り り り り り り り り り り り り		前期末	当期末	前期末	当期末			
1	上方パラレルシフト	138, 210	568, 460	175, 193	224, 652			
2	下方パラレルシフト	△ 378, 664	△ 641, 266	△ 5, 144	△ 112, 899			
3	スティープ化	362, 008	567, 756					
4	フラット化	△ 140, 869	△ 401, 203					
5	短期金利上昇	△ 28,030	△ 11, 199					
6	短期金利低下	247, 378	205, 023					
7	最大値	362, 008	597, 756	175, 193	224, 652			
		前其	胡末	当其	胡末			
8	自己資本の額		6, 385, 265		6, 996, 935			

Ⅲ、財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1. 私は、当組合および連結グループの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、 重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月23日

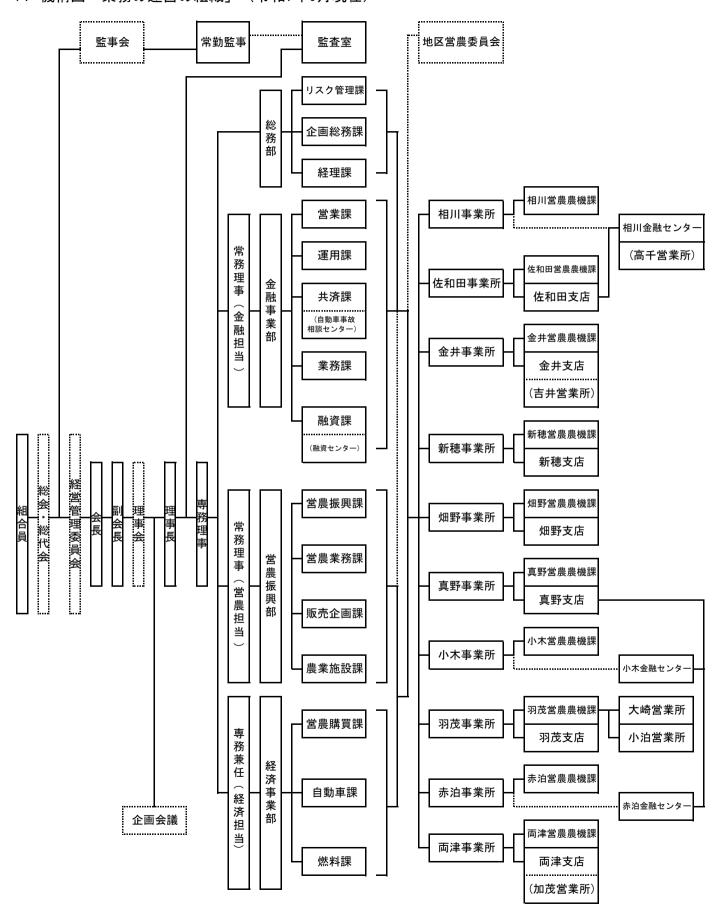
佐 渡 農 業 協 同 組 合 代表理事理事長 竪野 信

Ⅲ. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【JAの概要】

1. 機構図「業務の運営の組織」(令和7年6月現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(1)経営管理委員

(令和7年6月現在)

															(I) JH V	1 -73.	/ /
	役	職	名			氏	名			役	職	名			氏	名	
会				長	永	井		充	委				員	加	藤	幸	男
副		会		長	石	Ш	秀	之	委				員	木	村	敏	展
委				員	春	日	吉	昭	委				員	渡	部	敏	正
委				員	大	石	惣 一	郎	委				員	安	平	保	彦
委				員	本	間		清	委				員	峘	橋	正	行
委				員	小	林	泰	英	委				員	土	屋	克	彦
委				員	中	Ш	義	弘	委				員	安	藤	義	文
委				員	笠	井		胂	委				員	本	間	春	美
委				員	神	田	孝	子	委				員	伊	藤		泰
委				員	民	部		猛	委				員	渡	辺	茂	幸
委				員	彐	本	郁	男									

(2)理 事

(令和7年6月現在)

							(3 H 1	9737	<u> </u>
役 職 名	氏	名	档	殳 職	名		氏	名	
代表理事理事長	竪野	信	常	務	理事	織	田	俊	樹
代表理事専務	安田慎	人 郎	常	務	理事	渡	部		学

(3)監事

(令和7年6月現在)

役 職 名		氏	名			役耳	哉 名			氏	名	
常勤(代表)監事	織	田	照	幸	員	外	監	事	小	池	_	樹
監 事	池		善	世								

3. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分		令和5年度末	令和6年度末	増 減
ī	正組合員	6, 466	6, 913	447
個	人	6, 414	6, 853	439
法	人	52	60	8
)	准組合員	8, 016	8, 883	867
個	人	7, 738	8, 579	841
法	人	278	304	26
合	計	14, 482	15, 796	1, 314

4. 組合員組織の状況

令和7年6月現在

(単位:人)

				(単位:人)
	組織名	構成員数	組織名	構成員数
青	年 部	177人	フレッシュいちご倶楽部	17人
女	性部	414人	す い か 倶 楽 部	7人
ほほ	まえ み 会	42人	メロン倶楽部野菜部会	14人
水	稲 部 会	311人	おおお おおり おりまた おおり おおり はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしゅう はんしゅ はんしゅん はんしゃ はんしゃ はんし はんし はんしゃ はんしゃ はんしん はんしん	16人
柿部会	おけさ柿部会	294人	ゴーヤ倶楽部	21人
조네마	加工柿部会	71人	アスパラガス倶楽部	31人
	キウイフルーツ倶楽部	11人	採 種 倶 楽 部	21人
	西洋なし倶楽部	16人	切 花 倶 楽 部	31人
	さくらんぼ倶楽部	16人	特産部会 球 根 倶 楽 部	8人
┃ ┃ 果樹部会	もも、ネクタリン倶楽部	7人	食 茸 倶 楽 部	44人
大倒 叩 云 	いちじく倶楽部	22人	お 茶 倶 楽 部	16人
	う め 倶 楽 部	14人	とれたて直売部会	493人
	りんご倶楽部	14人	肉 用 牛 部 会	47人
	み か ん 倶 楽 部	29人	酪 農 部 会	7人
羽茂,	産米改良組合	300人	羽茂スモモ組合	5人
羽 茂	果実協会	244人	羽茂ルレクチェ生産組合	22人
おけさ	千 柿 生 産 組 合	17人	南佐渡アスパラガス生産組合	13人
,			슴 計	2,812人

5. 特定信用事業代理業者の状況 (法定) 特にありません

6. 地 区

新潟県佐渡市一円の区域

7. 沿革・あゆみ

沿革・あゆみ	
 昭和	
49年3月	島内18農協(1市6町村)が合併し、佐渡農協として発足しました。
56年7月	佐渡酪連解散、佐渡農協に合併し佐渡農協酪農工場となりました。
平成	
4年4月	農協の愛称を「JA」に統一しました。
5年8月	島内5JAが合併し新生JA佐渡が発足しました。
	(JA佐渡、JA佐和田町、JA真野、JA大小、JA小木)
6年5月	第3次農協総合オンラインシステムが稼働しました。
7年8月	日計オンラインシステムに移行しました。
8年1月	信用店舗の統合を実施しました。
8年4月	支所統合により9支所体制となりました。
9年5月	代表理事組合長、専務理事、常務理事(学経)2人の常勤体制となりました。
11年3月	経営管理システム(部門・場所別分析)を実施しました。
12年5月	農協法の改正等に伴い会長制、員外監事制の体制となりました。
1 4 年 5 月	農協法の改正等に伴い常勤監事制の体制となりました。
16年7月	株式会社佐渡乳業が設立され、酪農工場業務を移管し新たな体制となりました。
18年5月	経営管理委員会制度を導入し、経営管理委員会会長、代表理事理事長、
	代表理事専務、常務理事2人の常勤体制となりました。
18年7月	株式会社ジェイエイ・エーコープ佐渡が設立され、店舗事業を移管し、
	新たな体制となりました。
18年9月	専門的指導体制の強化を図るために国仲営農センターを新設しました。
20年2月	種子消毒を無農薬で対応するため温湯種子消毒施設を設置しました。
23年3月	低炭素むらづくりモデル支援事業を活用し中央営農農機センターを新設しました。
2 4 年 4 月	事業体制を営農事業部・金融事業部の2事業部制に再編しました。
2 4 年 7 月	農業の複合経営と担い手モデルとして株式会社JAファーム佐渡を設立しました。
26年4月	組織・事業の見直し(平成26年3月総代会決議)に基づき、各事業における営業体制
	を見直し、信用・共済・農業関連の各事業共に「出向く体制」を強化しました。
2 7年10月	組織・事業の見直し(平成27年3月臨時総代会決議)に基づき、高千、吉井、加茂
	出張所をATM店舗、取次店舗化し、営業所へ移行しました。
28年3月	河崎営農センターと加茂営農センターを廃止し、両津営農センター(原黒)に統合
	しました。
29年3月	CBS(大型和牛繁殖支援施設)の一部が完成し、稼働を開始しました。
30年3月	酪農工場のプラント入れ替えが完了し、新工場として稼働を開始しました。
30年7月	CBS(大型和牛繁殖支援施設)の施設が全て完成し、稼働を開始しました。
3 1 年 3 月	佐渡地区JA合併研究会を立ち上げました。
令和	
4年5月	相川・小木・赤泊の3支店を金融センターへ機能変更し、6支店3金融センターとする
	再編を実施しました。
	営農事業体制を営農振興部と経済事業部の2部体制とし、それぞれ専任理事を配置
	しました。
5年2月	佐渡地区JA合併研究会から合併協議会へ移行しました。
9月	JA佐渡とJA羽茂の合併に向けた、合併予備調印式を行いました。

6年3月 JA佐渡とJA羽茂が合併し新生JA佐渡が発足しました。

8. 店舗等のご案内(事務所の名称及び所在地)

令和7年6月現在

店舗名	所 在 地	電話番号	ATM台数
佐和田支店	佐渡市東大通1213番地1	0259-57-2131	3台
金井支店	佐渡市千種77番地	0259-63-3131	3台
新 穂 支 店	佐渡市下新穂64番地1	0259-22-3131	2台
畑 野 支 店	佐渡市畑野甲80番地	0259-66-3131	1台
真 野 支 店	佐渡市真野新町456番地	0259-55-3131	2台
羽茂支店	佐渡市羽茂本郷504番地3	0259-88-3132	-
両 津 支 店	佐渡市原黒300番地1	0259-27-5118	1台

〇上記店舗以外のATM設置場所

令和7年6月現在

設置場所	所 在 地	ATM台数
相川金融センター	佐渡市相川四町目浜町30番地1	1台
小木金融センター	佐渡市小木町90番地1	1台
赤泊金融センター	佐渡市徳和2366番地	1台
エーコープ羽茂店	佐渡市羽茂本郷504番地3	2台
佐渡総合病院内	佐渡市千種161番地	1台
旧松ヶ崎出張所	佐渡市多田180番地2	1台
高千営業所	佐渡市高千788番地2	1台
吉井営業所	佐渡市吉井11番地	1台
加茂営業所	佐渡市梅津2327番地4	1台

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則 開示項目	ページ	開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項		・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他	55
○業務の運営の組織	108	担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用	
〇理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	109	の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
○事務所の名称及び所在地	112		
〇特定信用事業代理業者に関する事項	110	・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出	55
●主要な業務の内容		金残高	
〇主要な業務の内容	19~31	・主要な農業関係の貸出実績	56
		・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の	55
●主要な業務に関する事項		総額に対する割合	
〇直近の事業年度における事業の概況	2	・ 貯貸率の期末値及び期中平均値	63
○直近の5事業年度における主要な業務の状況		◇有価証券に関する指標	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びそ	52	・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品	57
の合計)		政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)	
・経常利益又は経常損失	52	の平均残高	
・当期剰余金又は当期損失金	52	・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株	58
・出資金及び出資口数	52	式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。	
•純資産額	52	次号において同じ。)の残存期間別の残高	
•総資産額	52	・有価証券の種類別の平均残高	57
•貯金等残高	52	・貯証率の期末値及び期中平均値	62
•貸出金残高	52	●業務の運営に関する事項	
•有価証券残高	52	〇リスク管理の体制	10~13
•単体自己資本比率	52	〇法令遵守の体制	13
・剰余金の配当の金額	52	〇中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの	犬況
•職員数	52	〇苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14
		●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
〇直近の2事業年度における事業の状況		〇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処	32~35,49
◇主要な業務の状況を示す指標		理計算書	
•事業粗利益及び事業粗利益率、事業粗利益	53	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及		・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	57
び(投資信託解約損益を除く)		•危険債権	57
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他	53	-三月延滞債権	57
事業収支		•貸出条件緩和債権	57
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残	53	•正常債権	
高、利息、利回り及び総資金利ざや			
受取利息及び支払利息の増減	53	〇元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権	57
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	53	及びこれらに準ずる債権・危険債権、三月以上延滞債権並びに貸	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	53	出条件緩和債権・正常債権の額・合計額	
◇貯金に関する指標		〇自己資本の充実の状況	64~73
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他	54	〇次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評	
の貯金の平均残高		•有価証券	59
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及び	54	・金銭の信託	59
その他の区分ごとの定期貯金の残高		・デリバティブ取引	59
◇貸出金等に関する指標		・金融等デリバティブ取引	59
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形	54	・有価証券店頭デリバティブ取引	59
の平均残高		○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金	54	○貸出金償却の額	58
の残高		〇会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に	50
		基づき会計監査人の監査を受けている旨	

<連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係>

(を指し他日本) 五日サバに戻する所が表日			
開示項目	ページ		ページ
●組合及びその子会社等の概況		○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	75
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組	74	・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
織の構成		・経常利益又は経常損失	
〇組合の子会社等に関する事項	75	・当期利益又は当期損失	
•名称		•純資産額	
・主たる営業所又は事務所の所在地		•総資産額	
・資本金又は出資金		•連結自己資本比率	
・事業の内容		●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
•設立年月日		〇貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	77 ~ 80,95
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、			
総社員又は総出資者の議決権に占める割合		○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額	95
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有す		・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
る当該1の子会社等の議決権の総株主、総社		•危険債権	
員又は総出資者の議決権に占める割合		・三月延滞債権	
		•貸出条件緩和債権	
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	D	•正常債権	
〇直近の事業年度における事業の概況	76	〇自己資本の充実の状況	96 ~ 106
		○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額	95
		及び資産の額として算出したもの	

く自己資本の充実の状況に関する開示項目> 「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

●単体における事業年度の開示事項	ページ
〇 自己資本の構成に関する開示事項	64 ~ 65
〇 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	18
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
・信用リスクに関する事項	10~13,67
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	67
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方	71
針及び手続の概要 ・証券化エクスポージャーに関する事項	70
・オペレーショナル・リスクに関する事項	11
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	72
・金利リスクに関する事項	73
○ 定量的開示事項	, ,
・自己資本の充実度に関する事項	65
・信用リスクに関する事項	67
・信用リスク削減手法に関する事項	70
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	71
・証券化エクスポージャーに関する事項	71
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	72
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	72
・金利リスクに関する事項	73
	1

●連結における事業年度の開示事項	ページ
〇 自己資本の構成に関する開示事項	97 ~ 98
〇 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	74
・自己資本調達手段の概要	94
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	94
・信用リスクに関する事項	99
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	102
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方	103
針及び手続の概要	
・証券化エクスポージャーに関する事項	104
・オペレーショナル・リスクに関する事項	105
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	105
・金利リスクに関する事項	106
〇 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己	97
資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	
・自己資本の充実度に関する事項	99
・信用リスクに関する事項	100
・信用リスク削減手法に関する事項	103
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	104
・証券化エクスポージャーに関する事項	104
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	105
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	106
・金利リスクに関する事項	106



編集 佐渡農業協同組合 総務部

〒952-8502

新潟県佐渡市原黒300番地1

TEL 0259-27-6161

FAX 0259-27-6170

E x-n kikakuka@ja-sado-niigata.or.jp

ホームへ°ーシ* http://www.ja-sado-niigata.or.jp/

JA佐渡

